

平成 2 7 年 第 1 回

芦北町議会 3 月 定例会 会議録

開会 平成 2 7 年 3 月 2 日

閉会 平成 2 7 年 3 月 1 3 日



熊本県 芦北町 議会

平成27年第1回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
3・2	月	(開 会) 本会議 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 平成27年度施政方針と予算大綱説明 議案審議 議案の委員会付託 委員会審査 平成27年度芦北町一般会計予算(歳入)の連 合審査会
3	火	委員会審査 建設経済(現地調査、建設課、農林水産課) 文教厚生(教育課、福祉課)
4	水	委員会審査 総 務(企画財政課、総務課) 文教厚生(生涯学習課、住民生活課)
5	木	委員会審査 総 務(田浦基幹支所、税務課、議会事務局) 建設経済(農業委員会事務局、上下水道課、商工観光課)
6	金	委員会審査予備日
7	土	休 日
8	日	休 日
9	月	休 会(議事整理)
10	火	休 会(議事整理)
11	水	休 会(議事整理)
12	木	本会議 一般質問
13	金	本会議 議案審議(委員長報告) 閉会中の継続調査の申出 (閉 会)

目 次

		頁
第1号（3月2日）		
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	5
3	欠席議員氏名	6
4	説明のため出席した者の職氏名	6
5	事務局職員出席者	6
6	開会 開議	11
	第1 会議録署名議員の指名	11
	第2 会期の決定	11
	第3 諸報告	12
	議長諸般の報告	
	行政報告	
	（一括議題＝第4から第8まで）	
第4	請願第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求 める請願について	12
第5	請願第4号 介護従事者の処遇改善を求める請願について	12
第6	請願第5号 介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願につい て	12
第7	請願第6号 国民健康保険財政に関する請願について	12
第8	陳情第6号 手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求め る陳情について	12
第9	議案第1号 平成26年度芦北町一般会計補正予算（第7号）	17
第10	議案第2号 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第3号）	24
第11	議案第3号 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3 号）	26
第12	議案第4号 平成26年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第3 号）	27
第13	平成27年度施政方針と予算大綱説明	28
	（一括議題＝第14から第25まで）	
第14	議案第5号 平成27年度芦北町一般会計予算	37
第15	議案第6号 平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	37

第16	議案第7号	平成27年度芦北町介護保険事業特別会計予算……………	37
第17	議案第8号	平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計予算……………	37
第18	議案第9号	平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算……………	37
第19	議案第10号	平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算……………	37
第20	議案第11号	平成27年度芦北町有温泉事業特別会計予算……………	37
第21	議案第12号	平成27年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算……………	37
第22	議案第13号	平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算……………	37
第23	議案第14号	平成27年度芦北町水道事業会計予算……………	37
第24	議案第15号	芦北町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係 る基準を定める条例の制定について……………	37
第25	議案第16号	芦北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指 定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準を定める条例の制定について……………	37
(一括議題＝第26から第30まで)			
第26	議案第17号	芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	38
第27	議案第18号	芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 条例を廃止する条例の制定について……………	38
第28	議案第19号	芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例の制定について……………	38
第29	議案第20号	芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制 定について……………	39
第30	議案第21号	芦北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制 定について……………	39
第31	議案第22号	芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	42
第32	議案第23号	芦北町情報公開条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	42
第33	議案第24号	芦北町地域支援事業等負担金徴収条例の一部を改正する条 例の制定について……………	43
第34	議案第25号	芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	44
第35	議案第26号	芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	

	について……………	46
第36	議案第27号 芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	47
第37	議案第28号 芦北町一般廃棄物処理条例の一部を改正する条例の制定について……………	49
第38	議案第29号 芦北町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	49
第39	議案第30号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について…	50
第40	議案第31号 新町建設計画の変更について……………	51
第41	議案第32号 芦北町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について……………	56
第42	議案第33号 芦北町女島活力推進センターの指定管理者の指定について……………	56
第43	議案第34号 芦北町吉尾温泉公衆浴場の指定管理者の指定について……	57
第44	議案第35号 芦北町物産館の指定管理者の指定について……………	58
第45	議案第36号 芦北町御立岬公園の指定管理者の指定について……………	58
第46	議案第37号 芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定について……	59
第47	議案第38号 芦北町大野温泉センターの指定管理者の指定について……	60
第48	議案第39号 芦北町計石港観光休憩所の指定管理者の指定について……	61
第49	議案第40号 芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について……………	61
第50	議案第41号 古石地区生涯学習センターみどりの里の指定管理者の指定について……………	62
	(一括議題＝第51から第52まで)	
第51	議案第42号 あらたに生じた土地の確認について……………	63
第52	議案第43号 字の区域の変更について……………	63
第53	発議第1号 芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	64
7	散 会……………	65
	第2号(3月12日)	
1	議事日程……………	69

2	出席議員氏名	69
3	欠席議員氏名	69
4	説明のため出席した者の職氏名	69
5	事務局職員出席者	70
6	開 議	76
	第1 一般質問	76
	(1) 宮尾秀行議員第1回目一般質問	76
	○竹崎町長答弁	78
	○寺川企画財政課長答弁	78
	(2) 宮尾秀行議員第2回目一般質問	79
	○寺川企画財政課長答弁	80
	(3) 宮尾秀行議員第3回目一般質問	80
	○寺川企画財政課長答弁	81
	(4) 宮尾秀行議員第4回目一般質問	81
	○寺川企画財政課長答弁	82
	(5) 宮尾秀行議員第5回目一般質問	82
	○竹崎町長答弁	82
	(6) 宮尾秀行議員第6回目一般質問	82
	○寺川企画財政課長答弁	83
	(7) 宮尾秀行議員第7回目一般質問	83
	○竹崎町長答弁	83
	(8) 宮尾秀行議員第8回目一般質問	83
	○竹崎町長答弁	84
	(9) 宮尾秀行議員第9回目一般質問	84
	(1) 坂本登議員第1回目一般質問	85
	○竹崎町長答弁	86
	○寺川企画財政課長答弁	87
	○宮下福祉課長答弁	87
	○柳田農林水産課長答弁	87
	○澁谷教育委員長答弁	88
	○竹浦教育長答弁	88
	(2) 坂本登議員第2回目一般質問	89
	○竹崎町長答弁	90
	(3) 坂本登議員第3回目一般質問	90

○竹崎町長答弁	91
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	91
○竹崎町長答弁	92
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	92
○寺川企画財政課長答弁	93
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	93
○竹崎町長答弁	93
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	93
○柳田農林水産課長答弁	94
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	94
○寺川企画財政課長答弁	95
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	95
○竹崎町長答弁	95
○竹浦教育長答弁	96
○本山教育課長答弁	96
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	96
○竹崎町長答弁	97
(11) 坂本登議員第11回目一般質問	97
○竹崎町長答弁	97
○澁谷教育委員長答弁	97
(12) 坂本登議員第12回目一般質問	98
(1) 前田徹一議員第1回目一般質問	98
○竹崎町長答弁	100
○宮下福祉課長答弁	100
○楠原住民生活課長答弁	101
○山元建設課長答弁	102
(2) 前田徹一議員第2回目一般質問	102
○竹崎町長答弁	103
(3) 前田徹一議員第3回目一般質問	103
○楠原住民生活課長答弁	104
(4) 前田徹一議員第4回目一般質問	104
○竹崎町長答弁	104
(5) 前田徹一議員第5回目一般質問	105
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	105

○竹崎町長答弁	107
○早川総務課長答弁	107
○寺川企画財政課長答弁	108
○澁谷教育委員長答弁	108
○本山教育課長答弁	108
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	109
○竹崎町長答弁	110
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	110
○竹崎町長答弁	110
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	110
○竹崎町長答弁	111
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	111
○寺川企画財政課長答弁	112
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	112
○寺川企画財政課長答弁	112
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	112
○寺川企画財政課長答弁	113
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	113
○竹崎町長答弁	113
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	113
○本山教育課長答弁	114
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	114
○竹浦教育長答弁	115
(11) 川尻成美議員第11回目一般質問	115
○本山教育課長答弁	115
(12) 川尻成美議員第12回目一般質問	115
○竹浦教育長答弁	116
(13) 川尻成美議員第13回目一般質問	116
(1) 荒川知章議員第1回目一般質問	116
○竹崎町長答弁	118
○寺川企画財政課長答弁	118
○園川商工観光課長答弁	119
(2) 荒川知章議員第2回目一般質問	120
○寺川企画財政課長答弁	120

(3) 荒川知章議員第3回目一般質問	120
○園川商工観光課長答弁	121
(4) 荒川知章議員第4回目一般質問	121
7 閉会	121

第3号(3月13日)

1 議事日程	125
2 出席議員氏名	125
3 欠席議員氏名	126
4 説明のため出席した者の職氏名	126
5 事務局職員出席者	126
6 開議	128

(一括議題=第1から第12まで)

第1 議案第5号 平成27年度芦北町一般会計予算	128
第2 議案第6号 平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	128
第3 議案第7号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計予算	128
第4 議案第8号 平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計予算	128
第5 議案第9号 平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	128
第6 議案第10号 平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	128
第7 議案第11号 平成27年度芦北町有温泉事業特別会計予算	128
第8 議案第12号 平成27年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	128
第9 議案第13号 平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	128
第10 議案第14号 平成27年度芦北町水道事業会計予算	128
第11 議案第15号 芦北町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について	128
第12 議案第16号 芦北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	128
第13 議案第44号 平成26年度芦北町一般会計補正予算(第8号)	144
第14 発議第2号 手話言語法(仮称)制定を求める意見書案について	147
第15 議員派遣の件	148

(一括議題=第16から第19まで)

第16 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	148
第17 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	148

第18	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	148
第19	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	148
7	閉 会	149

平成27年第1回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年3月2日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

（一括議題＝第4から第8まで）

第 4 請願第 3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を
求める請願について

第 5 請願第 4号 介護従事者の処遇改善を求める請願について

第 6 請願第 5号 介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願につ
いて

第 7 請願第 6号 国民健康保険財政に関する請願について

第 8 陳情第 6号 手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求
める陳情について

第 9 議案第 1号 平成26年度芦北町一般会計補正予算（第7号）

第10 議案第 2号 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）

第11 議案第 3号 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第
3号）

第12 議案第 4号 平成26年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第3
号）

第13 平成27年度施政方針と予算大綱説明

（一括議題＝第14から第25まで）

第14 議案第 5号 平成27年度芦北町一般会計予算

第15 議案第 6号 平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算

第16 議案第 7号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計予算

第17 議案第 8号 平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計予算

- 第18 議案第 9号 平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第19 議案第10号 平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第20 議案第11号 平成27年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第21 議案第12号 平成27年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第22 議案第13号 平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第23 議案第14号 平成27年度芦北町水道事業会計予算
- 第24 議案第15号 芦北町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 第25 議案第16号 芦北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- (一括議題=第26から第30まで)
- 第26 議案第17号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第18号 芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第28 議案第19号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第20号 芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第21号 芦北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第22号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第23号 芦北町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第24号 芦北町地域支援事業等負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議案第25号 芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第35 議案第26号 芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第36 議案第27号 芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 第37 議案第28号 芦北町一般廃棄物処理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第38 議案第29号 芦北町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第39 議案第30号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第40 議案第31号 新町建設計画の変更について
- 第41 議案第32号 芦北町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 第42 議案第33号 芦北町女島活力推進センターの指定管理者の指定について
- 第43 議案第34号 芦北町吉尾温泉公衆浴場の指定管理者の指定について
- 第44 議案第35号 芦北町物産館の指定管理者の指定について
- 第45 議案第36号 芦北町御立岬公園の指定管理者の指定について
- 第46 議案第37号 芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定について
- 第47 議案第38号 芦北町大野温泉センターの指定管理者の指定について
- 第48 議案第39号 芦北町計石港観光休憩所の指定管理者の指定について
- 第49 議案第40号 芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について
- 第50 議案第41号 古石地区生涯学習センターみどりの里の指定管理者の指定について

(一括議題＝第51から第52まで)

- 第51 議案第42号 あらたに生じた土地の確認について
- 第52 議案第43号 字の区域の変更について
- 第53 発議第1号 芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

(散会)

2 出席議員 (16人)

1番 荒川知章君
3番 宮内道則君
5番 古村逸男君

2番 坂本登君
4番 寺本順一君
6番 白坂康浩君

7番 草野安道君
9番 元山秀志君
11番 平松洋一君
13番 藤井公明君
15番 水口宣之君

8番 前田徹一君
10番 宮尾秀行君
12番 川尻成美君
14番 岡部恵美子君
16番 寺本修一君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町長	竹崎一成君	副町長	藤崎正司君
教育委員長	澁谷百錬君	教育長	竹浦裕道君
総務課長	早川純一君	企画財政課長	寺川健一君
税務課長	江上繁君	住民生活課長	楠原清照君
福祉課長	宮下祐一君	農林水産課長	柳田豊彦君
商工観光課長	園川民夫君	建設課長	山元信作君
上下水道課長	坂口俊司君	会計管理者兼 会計室長	一丸喜八郎君
田浦基幹支所長	野口博司君	教育課長	本山昭君
生涯学習課長	藤井哲郎君	農業委員会 事務局長	鶴山秀生君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	下田研君	次長（課長補佐）	福田貴司君
--------	------	----------	-------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
 - 期 日 平成26年12月24日（水）
 - 場 所 水俣芦北広域行政事務組合多目的ホール
 - 議 題
 - ・水俣芦北広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
 - ・平成26年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）（原案可決）
 - ・平成25年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計決算認定について（原案可決）

- 3 熊本県町村議会議長会理事会議
 - 期 日 平成26年12月25日（木）
 - 場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）
 - 議 題
 - ・全国議長会関係事項等の報告
 - ・後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果について
 - ・九州協議会における本県提出議題について
 - ・平成27年度会務運営方針及び予算案について

- 4 熊本県町村議会議長会理事会議
 - 期 日 平成27年2月2日（月）
 - 場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）
 - 議 題
 - ・全国議長会・九州協議会関係事項等の報告
 - ・第65回定期総会の運営について
 - ・平成27年度町村新議員研修について
 - ・平成27年度各種研修会講師について

- 5 熊本県町村議会議長会第65回定期総会
 - 期 日 平成27年2月18日（水）
 - 場 所 熊本テルサ（熊本市）
 - 表 彰 全国町村議会議長会表彰状伝達

熊本県町村議会議長会表彰

- 議 題
- ・会務報告
 - ・平成25年度歳入歳出決算の認定について（認定）
 - ・平成27年度歳入歳出予算の議決について（可決）
 - ・各郡提出案件の審議（葦北郡は、交通・産業基盤及び
農業生産基盤の整備について要望）（可決）
 - ・宣言（可決）
 - ・決議（可決）
 - ・実行運動方法協議（可決）

上記のとおり報告します。

平成27年3月2日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

芦町監第40号
平成27年2月10日

芦北町議会議長 寺 本 修 一 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成27年1月31日

3. 検査実施日

平成27年2月10日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般 会計 ・ 特別 会計	歳 計 現 金	1,492,152,984 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,091,655,856 円
	歳入歳出外現金	45,978,599 円
	計	6,629,787,439 円
水 道 事 業 会 計		233,193,700 円

議員派遣の結果報告

- 1 議会運営委員会視察研修
目 的 議会の活性化に資するため
派遣場所 兵庫県播磨町、京都府久御山町
期 日 平成27年1月21日(水)～23日(金)
派遣議員 議員6名参加
内 容 ・議会活性化への取り組みについて
・議会基本条例について

- 2 熊本県町村議会議長会町村新議員研修会
目 的 新議員研修
派遣場所 熊本県市町村自治会館
期 日 平成27年2月12日(木)
派遣議員 荒川議員
内 容 ・議会制度と運営について

上記のとおり報告します。

平成27年3月2日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから平成27年第1回芦北町議会定例会を開会します。

会議に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

ここで議長を水口副議長と交代します。水口副議長、議長席をお願いします。

○副議長（水口宣之君） 議長を交代いたしました。

ただいまから全国町村議会議長会表彰状の伝達を行います。

寺本議長、演壇にお越してください。

[表 彰]

○副議長（水口宣之君） ここで議長を交代いたします。寺本議長、よろしくお願ひします。

○議長（寺本修一君） 引き続き、全国町村議会議長会表彰状の伝達を行います。

水口副議長、藤井議員、前をお願いします。

[表 彰]

○議長（寺本修一君） 引き続き、全国町村議会議長会表彰状の伝達を行います。

これから伝達いたします4名の方には、熊本県町村議会議長会表彰状の伝達も併せて行います。

平松議員、宮尾議員、元山議員、前田議員、前をお願いいたします。

[表 彰]

○議長（寺本修一君） これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（寺本修一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、11番 平松君及び12番 川尻君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（寺本修一君） 日程第2「会期の決定」についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、3月13日までとの答申がっております。本日から3月13日までの12日間にしたいと思ひます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から13日までの12日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（寺本修一君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果及び閉会中に出席した議長の諸般の報告並びに議員派遣の結果報告と町長の行政報告については、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 請願第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について

日程第5 請願第4号 介護従事者の処遇改善を求める請願について

日程第6 請願第5号 介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願について

日程第7 請願第6号 国民健康保険財政に関する請願について

日程第8 陳情第6号 手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情について

○議長（寺本修一君） 日程第4、請願第3号から日程第8、陳情第3号までを、芦北町議会会議規則第36条の規定により一括議題とします。

12月定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました請願・陳情で、閉会中の継続審査となっておりました事件について、委員長報告を求めます。

質疑は委員長報告が終了した後、一括して行います。

前田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（前田徹一君） 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

平成26年12月定例会において、当委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました請願第3号から請願第6号までの4件及び陳情第6号につきまして、2月17日に審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

今回の請願4件につきましては、医療従事者の労働環境及び介護従事者の処遇改善、介護保険制度の見直し及び国民健康保険の国庫負担の増など、いずれも社会保障に係るものであります。

請願の内容は、個々の制度に対する意見書提出となっていることから、超高齢化社会と少子化が進む中で、医療・介護をはじめとする社会保障制度の充実喫緊の課題であるが、社会保障については、今、国が「社会保障制度と税の一体改革」を目指す中で、充実を図るべく進めており、このような中でそれぞれの制度に対する意見書を個々に提出するべきではないと考えるので、請願4件については、不採択

とすべきとの意見がありました。

これに対し、請願第3号では、審査というのであれば、本来、老人施設、介護施設に行つて現状を聞くなり、実態を把握したうえでの判断をするのがしかるべきだと思う。この医療、介護、夜勤問題は、おかれている職員の立場は喫緊の課題である。この関係法案を通せば、従事者にとっては良いことは一つもないという観点から請願が出されており、不採択はふさわしくないとの意見がありました。

請願第4号では、国の介護従事者が大変な状況にあるというのは認めているからこそ、給料を1万2,000円まで引き上げているわけで、国も重要なんだということ改善しなければいけないということ認識している。勤務体系と同じように、従業員の処遇改善は喫緊の課題で、そういう職に就いている方の実態把握のために調査に行くなりしてから決めるのであればいいが、それもしないで、ただ国がやっているからということで、国の法案に対しても中身を精査しなくて、不採択にするのは認められないとの意見がありました。

請願第5号では、事業者に対する報酬を下げるという改正法案で、従事者の給料を上げてても事業者への報酬を下げるということは給料に回らない。事業者が本当に緊迫した状況に置かれるという改正法案で、この制度は改善すべきということから、採択すべきとの意見がありました。

請願第6号では、国民健康保険財政への国庫負担を増やすということは、自治体自体も望んでいることである。また、都道府県単位、広域化は良いように思えるが、広域化することによって、各町村にはマイナスが多いということから、採択すべきとの意見がありました。

採決の結果、請願第3号から請願第6号までの4件については、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第6号の審査結果を報告します。陳情内容は、平成23年8月に成立した「改正障害者法」において、「すべて障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保される。」と定められたことから、手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けて法整備を目指した「手話言語法（仮称）」の制定を求めるものであります。

反対意見として、言語法について何も説明を受けていない。何も分からない状態で採択することには反対との意見がありました。

これに対し、この陳情については、全国で採択が進んでおり、県内においても進んでいることから採択すべきとの賛成意見がありました。

なお、本件については、昨年12月末時点で全国の都道府県議会はすべて、市区町村においても約9割の議会において意見書が採択されております。

採決の結果、陳情第6号については、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから日程第4、請願第3号から日程第8、陳情第6号までを順次討論を行い、採決します。

日程第4、請願第3号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について、討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。坂本君。

○2番（坂本 登君） 文教厚生委員長報告に対し、反対討論をいたします。

請願第3号から請願第6号までの請願4件につきましては、委員長報告は不採択です。委員長報告では、不採択の理由を一括して述べられました。私も請願4件につきましては、請願は採択すべきという立場から、まとめて反対討論を行います。

請願の主な趣旨は、安全・安心の医療・介護の実現を求めるもの、介護保険制度と介護従事者の処遇改善を求めるもの、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求めるものなどです。

請願4件に対する文教厚生常任委員長の報告では、不採択の理由として、社会保障制度の充実が喫緊の課題であるが、社会保障については、今、国が社会保障と税の一体改革を目指す中で、充実を図るべく進めており、このような中でそれぞれの制度に対する意見書を個々に提出すべきではないと考えるので不採択となっています。

現在、国が進めている社会保障制度と税の一体改革の中で、制度の大枠、全貌がだんだん明らかになってきています。社会保障のためといいながら、消費税は8%へ引き上げました。また、27年度政府予算案は、高齢化が進むにも関わらず、社会保障費の自然増分を次々と削減してきています。

したがって、介護、年金、医療、生活保護など、あらゆる分野で社会保障の充実を図るところか、切り捨てを進めるものとなっています。27年度政府予算案には、介護報酬の2.27%引き下げなど、過去最大規模の社会保障費削減が盛り込まれています。

今、介護の現場では深刻な人手不足にあえいでおり、極めて深刻な事態となっております。文教厚生常任委員会としては継続審査中に請願団体や地域の医療・介護

施設の実情調査、意見聴取などを行い、慎重審議の上、結論を出すべきだと思います。請願・陳情の審査について、議員必携によると、請願権はすべての国民の権利であり、請願の対象となるものは国、地方公共団体の事務に関するすべての事項が含まれるものとなっています。国が社会保障と税の一体改革を目指している中で、個々の意見書を提出すべきでないとの不採択の理由は、国のやることにものを申すべきでないということであり、請願権の侵害になります。また、地方議会として、これらの問題に意見をあげないということになるなら、地方議会としての権利を自ら放棄することと同じになります。

以上の理由で、請願3号から請願6号までの4件について、請願不採択に反対です。各議員におかれましては、御審議のうえ、原案を採択いただき、意見書を提出していただきますようお願い申し上げます、反対討論を終わります。

○議長（寺本修一君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。水口君。

○15番（水口宣之君） 賛成討論をいたします。

医療・介護に関する問題については、今、多くのマスメディアで様々な実態が報道されています。私も注意深く見ていますし、あえて施設等の現地調査をしなくても、十分認識しているつもりです。各議員におかれましても、同様に理解されているものと思っております。

審査の中では、現地調査の話は出なかったわけですが、いずれにしても従事者の処遇問題をはじめとし、事業所の問題、そして安定的にサービス提供するための財源問題など、取り巻く環境は今後ますます厳しくなっていくことが予想されます。

このような中、国では社会保障制度と税の一体改革を目指し、今まさに改革に向けての議論が行われています。したがって、現時点では意見書を提出する必要はないと考えます。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（寺本修一君） これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議がありますので、起立によって採決します。

請願第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本修一君） 起立多数です。したがって、請願第3号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第5、請願第4号、介護従事者の処遇改善を求める請願について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから請願第4号を採決します。

お諮りします。委員長報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議がありますので、起立によって採決します。

請願第4号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（寺本修一君） 起立多数です。したがって、請願第4号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第6、請願第5号、介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから請願第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議がありますので、起立によって採決します。

請願第5号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（寺本修一君） 起立多数です。したがって、請願第5号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第7、請願第6号、国民健康保険財政に関する請願について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから請願第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議がありますので、起立によって採決します。

請願第6号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（寺本修一君） 起立多数です。したがって、請願第6号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第8、陳情第6号、手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情について、討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから陳情第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第1号 平成26年度芦北町一般会計補正予算（第7号）

○議長（寺本修一君） 日程第9、議案第1号「平成26年度芦北町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 議案第1号、平成26年度芦北町一般会計補正予算（第7号）について御説明をいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,740万5,000円を追加し、総額を102億7,417万6,000円とするものでございます。また、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為をそれぞれ追加いたしております。

主な補正の内容につきましては、予算書をもとに歳出から御説明を申し上げます。

予算書は10ページになります。款2総務費、項1総務管理費です。目1一般管理費の職員手当等303万9,000円は、職員の勧奨退職に伴います退職手当組合特別負担金でございます。

次に、目5財産管理費の積立金1億1,674万6,000円は、社会福祉振興基金、九州新幹線漏水対策等被害対策基金及びまちづくり基金へ基金の運用益をそれぞれ558万2,000円積み立てるものでございます。なお、まちづくり振興基金につきましては、後年の財政負担に備えるため、1億円を併せて積み立てるものでございます。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費です。目1社会福祉総務費の42万4,000円の減額は、負担金補助及び交付金で支給対象者が当初見込みより減少することに伴い、臨時福祉給付金1,061万5,000円の減額と、国民健康保険事業特別会計事業勘定への繰出金1,019万1,000円の増額でございます。

次に、項2児童福祉費です。目2児童措置費の負担金補助及び交付金24万2,000円の減額は、保育緊急確保事業補助金の確定に伴い、減額するものでございます。

目5保育所費につきましては、財源組替えを行うものでございます。

次に、款5農林水産業費、項1農業費です。目3農業振興費の負担金補助及び交付金1,775万5,000円は、国の補正予算に伴い、27年度支給予定の一部を26年度に支給いたします青年就農給付金187万5,000円と、26年度事業採択の見通しが立ったことから、株式会社田の浦柑橘組合の選果機、糖酸センサー導入に係る経営体育成支援事業補助金1,588万円でございます。

次に、目5農道施設事業費の負担金補助及び交付金483万円の減額は、県営事業の地域密着型農業基盤整備事業で、事業実施の見通しが立たないことから、負担金を減額するものでございます。

次に、目10中山間地域総合整備事業費の負担金補助及び交付金95万5,000円は、27年度実施予定の大木場地区農業用道路を前倒しして実施するための事業負担金69万3,000円、本町事業分の増加に係る協議会負担金26万2,000円の増額でございます。

続きまして、予算書11ページになります。目13芦北地区排水対策特別事業費の負担金補助及び交付金339万円の減額は、県営事業の事業内容変更に伴い負担金を減額するものでございます。

項2林業費、目2林業振興費の委託料758万1,000円は、国の補助制度見直しに伴い、27年度実施予定であった町有林施業並びに町有林立木調査を26年度に実施するため、委託料を追加するものでございます。

次に、款9教育費、項4幼稚園費です。目1幼稚園費の負担金補助及び交付金50万1,000円は、幼稚園就園奨励補助要綱の一部改正に伴い、対象児童が増加したため補助金を増額するものでございます。

次に、款11公債費、項1公債費です。目1元金の補正額33万3,000円は、平成16年に借り入れた臨時財政対策債等の利率見直しにより、確定した元金の増額分を計上するものでございます。

次に、歳入について御説明をいたします。予算書は8ページになります。

はじめに、款9地方交付税は、普通交付税461万8,000円を充てておりま

す。

続きまして、款13国庫支出金、項1国庫負担金です。目1民生費国庫負担金107万6,000円は、保険税軽減措置に係る国民健康保険基盤安定負担金を増額するものでございます。

次に、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金440万7,000円の減額は、保育緊急確保事業費補助金の県補助金からの組替え620万8,000円と、臨時福祉給付金の対象者減による減額1,061万5,000円でございます。

目5教育費国庫補助金6万7,000円は、幼稚園就園奨励費補助金対象者の実績見込みに伴います増額でございます。

続きまして、款14県支出金、項1県負担金です。目1民生費県負担金656万8,000円は、保険税軽減措置等に係る国民健康保険基盤安定負担金を増額するものでございます。

次に、項2県補助金です。目2民生費県補助金313万8,000円の減額は、保育士等处遇改善臨時特例事業補助金77万8,000円、保育緊急確保事業補助金545万6,000円の減額、並びに子育て支援強化事業費補助金154万円でございます。

目4農林水産業費県補助金1,775万2,000円は、青年就農給付金187万5,000円、経営体育成支援事業費補助金1,191万円、並びに森林整備加速化林業再生事業補助金396万7,000円の追加でございます。

予算書は9ページになります。款15財産収入、項1財産運用収入です。目2利子及び配当金1,674万6,000円は、社会福祉振興基金、九州新幹線渇水対策等被害対策基金及びまちづくり振興基金の利子収入でございます。

次に、項2財産売却収入437万6,000円は、町有林の立木売却収入でございます。

続きまして、款18繰越金は、一般財源としまして前年度繰越金8,374万7,000円を充てております。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。予算書は4ページになります。

第2表繰越明許費補正でございます。款5農水産業費、項1農業費の経営体育成支援事業1,588万円は、国の補正予算に伴う事業で、適正な事業期間の確保が困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。

項2林業費の芦北町木造住宅建築支援事業1,110万8,000円は、申請があったものの年度内に完了が困難なため繰り越すものでございます。

同じく林業費の町有林育成事業758万1,000円は、国の補正予算に伴う事

業で、適正な事業期間の確保が困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。

款7土木費、項2道路橋梁費の町道新設改良事業1億2,565万5,000円は、射場芦北線及び神迫線につきまして、地権者との用地交渉並びに測量設計等に期間を要したため、年度内完了が見込めないことから、繰り越すものでございます。

同じく町道局部改良事業296万6,000円は、上平線の用地交渉について、県営砂防ダム事業との関連から、年度内完了が見込めないため繰り越すものでございます。

続きまして、債務負担行為について御説明をいたします。予算書5ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正でございます。薩摩街道佐敷宿交流館運営委託料ほか5件の運営委託料及び平成26年度芦北町設備投資資金利子補給補助金につきまして、債務負担行為を設定いたしております。期間と限度額につきましては、記載のとおりでございます。薩摩街道佐敷宿交流館運営委託料ほか5件につきましては、いずれも平成27年度から平成29年度までの指定管理の指定に伴います必要な経費について設定をいたしております。

平成26年度芦北町設備投資資金利子補給補助金につきましては、平成26年度に借入れた設備投資資金に対する平成27年度から平成31年度までの利子に対する補助に必要な経費について設定をいたしております。

予算書12ページから14ページにつきましては給与費明細書を、予算書15ページにつきましては債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を添付いたしております。

以上で、一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

私が説明を申し上げた中で、公債費、目2の利子の説明が抜けておりましたので、追加して説明をさせていただきます。

目2公債費のところでございます。ページは11ページになります。目2利子の1,061万9,000円の減額につきましては、平成25年、26年度借入分の利率が確定したことにより減額をするものでございます。

大変失礼いたしました。追加して説明を申し上げます。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 今、説明の中で、11ページの利子の減額で、2年度分の利子という、減額になったということでもありますけども、何パーセント、利率が落ち

たのかということが1点と、第3表の債務負担行為なんですけども、指定管理者の委託料が6件ありますけども、前3か年よりもほとんどアップされておりますが、その理由をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） まず、公債費についての御質問でございますけれども、利子の確立によりまして減額をされておりますが、これにつきましては平成15年、それから16年度等の借り入れの分がですね、かなり利息が落ちております。利率が見込額で1.3%ほど見込んでおりましたけれども、これが確定で0.4%、これは臨時財政対策債につきましては1.3%が0.4%というようなことで、かなりその利率が下がってきたというようなことで減額というふうになっております。

それと、指定管理についての御質問でございますけれども、これにつきましては今後27年から29年度まで、3年間の契約をいたすわけでございますけれども、これにつきましては消費税等がですね、かなり上がるような見込みになっております。26年の4月から8%、今度は29年の4月から10%というような見込みが立っておりますので、その分が増えているというようなことでございます。

○議長（寺本修一君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 債務負担行為の中で、高齢者生活福祉センターの運営委託料の件につきまして御説明をさせていただきます。

昨年までは、生活支援ハウスの運営事業につきましては、公共性が高いということで単年度の委託料の中で委託契約がなされていたわけでありまして、次年度からは生活支援ハウスの運営は、通所介護を行う施設と併設して行うということが、交付税の算定資料に規定されているということで、委託内容を見直して、通所介護のデイサービス事業と、それから生活支援ハウスの運営事業を一体的に取り扱うこととしたため、負担が増加したということでございます。

以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。寺本君。

○4番（寺本順一君） 10ページの総務管理費、目の5の財産管理費について、26の積立金のまちづくり振興基金積立金1億558万2,000円、これは年度末の予算の調整によって、このような数字になっておるのではないかと思います。まちづくり推進事業の現在、基金がどれだけ余っておるのか、それが1点。

2点は、平成26年度において、どのような事業にいくら支出したのか。

3点目は、平成26年度の合計支出額をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。詳しく説明願います。

○企画財政課長（寺川健一君） まちづくり振興基金への積み立てでございます。まず1億円ですね、積み立てでございますけれども、これにつきましては26年度の決算見込額を参考にいたしておりますが、決算見込みがかなり出る状況になっておりますので、この分の1億円をですね、この基金に積み立てさせていただいているというようなところでございます。

それと、このまちづくり振興基金の現在高ですね、これについてのお尋ねでございますけれども、26年度末現在高につきましては、約トータルで11億5,200万円ほどの積立額というようなことになっております。

それから、どういった事業にこの基金をですね、充てたのかというような御質問でございますけれども、これまで24年度からやっておりますが、ほとんどがスポーツ振興基金の補助金にですね、この基金を充当させていただいているというようなことでございます。

それと、金額につきましては、24年度から25年度までですね、2年間で約708万円ほど、この基金からスポーツ振興補助金のほうに充当させていただいております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） ほかに。はい、寺本順一君。

○4番（寺本順一君） スポーツ振興のほうにほとんど支出しておるといような御説明でございましたけれども、ほかに事業はないんですか。スポーツ振興だけでしょうか。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 今、このまちづくり振興基金をですね、活用したものとしましては、スポーツ振興補助金のほうに充てておりますが、この基金を活用した事業としましては、スポーツ、文化振興でありますとか、商工振興、観光振興、いろんな事業に充てることができるようになっておりますけれども、現在のところはスポーツ振興補助金のほうにのみ、この基金をですね、充当しておるといことでございます。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。3回ですよ。

○4番（寺本順一君） はい。基金の残高で11億余という基金でございます。今年の支出が708万円という御説明がありましたけれども、かなり基金の額にしては、年間使う額が非常に小さいわけでございます。これはあくまでもこの事業はまちづくり推進事業という事業を明確に示しておられるわけでございますので、今後また新年度の予算の中で、委員会の中でお尋ねをしたいと思っておりますので、何かございましたら。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） このまちづくり振興基金につきましては、27年度からですね、普通交付税等が段階的に縮減されております。これは合併特例法に基づきます合併算定替えがですね、今年度で終わりますので、もうそれ以降かなり交付税が落ちてまいります。そういった今後の財政負担を考慮いたしまして、この基金を積み立てておりますので、今後、このまちづくり振興基金を活用したですね、事業等に充当させていただくということになってくるかと今考えております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 予算書2ページ、歳入歳出予算補正の財産収入であります、その中で財産運用収入というのが1,674万6,000円上がっております。かなり大きな額だと思いますが、これをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） お答えをいたします。

1,674万6,000円の歳入につきましては、国債を売却をいたしました。九州新幹線渇水等被害対策基金、社会福祉振興基金、まちづくり振興基金、それぞれ1億円ずつを計3億円の国債を購入し、それを売却した利益でございます。運用益でございます。

以上で終わります。

○議長（寺本修一君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 購入から売却までの期間とか、そういうのをちょっと教えていただければと思います。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 購入が、平成26年11月18日に20年国債を額面3億円で購入をいたしまして、平成27年1月7日に売却をしたものでございます。2か月間で利回りが1.4で購入をいたしましたが、年間、利子といたしまして420万円の利子が見込めるわけでございますが、国債のですね、利回りの低下が進行しておりましたので、証券会社あたりと協議した結果、売却に踏み切ったところでございます、2か月間でだいたい4年分の利息を賄ったというようなことになっております。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 短期間で大変大きな利息が生まれたということで、交付税等も非常に厳しいこの現状の中で、素晴らしい運用益じゃなかろうかと思えます。こ

のような有利な運用益、あるいは知恵を出して、この少しでも芦北町の予算、増えるようにこれからも頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 11ページ、町有林施業委託料、一応これは補正で701万2,000円組まれております。調査委託料を56万9,000円組まれております。3月という時期でございまして、あくまでも補正でございしますが、もう1か月間しかありません。本来、施業ですから、時期的には新年度の予算でもいいのかなと思っておりますが、補正で組まれた理由をですね、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） お答えいたします。

御指摘のように、この件につきましては平成27年度の当初予算で行う予定にしておりましたが、国の制度変更によりまして、35年生以下の間伐については、27年度から補助対象にしない。その代わりに3月の国の経済対策による補正に回せば採択ができるというようなことでありましたので、前倒しをして事業を実施するものであります。なお、事業につきましては、御指摘のとおり、明許繰越補正で4月以降の事業実施になるということでございます。

以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第2号 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長（寺本修一君） 日程第10、議案第2号「平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第2号、平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ103万2,000円を追加し、総額を35億5,942万1,000円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算にそれぞれ46万3,000円を追加し、総額を5,385万6,000円とするものでございます。

まず、事業勘定です。歳出から御説明いたします。12ページをお開きください。

款8共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金103万2,000円は、熊本県国保連合会に拠出しております平成26年度高額医療共同事業拠出金の額が確定したことに伴う増額です。

その他の11ページから12ページに記載してあります項目につきましては、一般会計からの繰り入れに伴う財源組替えです。

続きまして、歳入を御説明いたします。10ページをお開きください。

款7共同事業交付金の103万2,000円は、共同事業拠出金の財源を共同事業交付金で調整するものです。

款9繰入金の一般会計繰入金1,019万1,000円は、国保基盤安定制度繰入金の増額に伴うものです。

款9繰入金の財政調整基金繰入金の1,019万1,000円の減額は、一般会計繰入金の増額分と同額を繰入金で減額調整するものです。

次に、直診勘定です。歳出から御説明いたします。14ページをお開きください。

款1総務費の一般管理費184万2,000円につきましては、臨時看護師の勤務日、勤務日数減に伴う賃金の減額54万4,000円と、精算償還金238万6,000円です。これは平成25年度において、診療収入の増及び運営経費減により、へき地診療所運営費補助金の補助対象経費が減額となったことによるものです。

款2医業費の137万9,000円の減額につきましては、医薬材料費の購入が当初見込みを下回ったことによるものです。

続きまして、歳入を御説明いたします。13ページをお開きください。

款6諸収入46万3,000円の増額につきましては、インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチンの予防接種件数が当初見込みを上回ったことによるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第3号 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（寺本修一君） 日程第11、議案第3号「平成26年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第3号、平成26年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億560万円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。予算書の7ページから8ページをご覧ください。

7ページ、款2保険給付費の項1介護サービス等諸費、項2介護予防サービス等諸費、8ページの項3その他諸費、項4高額介護サービス等費、項6特定入所者介護サービス等費は、款2保険給付内での財源組替えでございます。

款6基金積立金は、2,000万円を基金に積み立てるものでございます。なお、基金目標額は2億円、現在の残高は1億8,525万3,089円でございます。当初予算13万円と、今回補正2,000万円を合わせた2,013万円を積み増すことで2億538万3,089円とし、平成27年度から始まる第6期介護保険事業に備えるものです。

次に歳入を御説明いたします。6ページをお開きください。款3国庫支出金48万9,000円の増額と、款5県支出金48万9,000円の減額は、給付費の財源組替えに伴うものでございます。

款6繰入金2,248万9,000円の減額は、基金を取り崩す必要がなくなったため減額するものでございます。

款7繰越金4,248万9,000円は、不足財源を前年度繰越金で調整するもの

でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第4号 平成26年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（寺本修一君） 日程第12、議案第4号「平成26年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第4号、平成26年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、債務負担行為の設定を行うものでございます。債務負担行為第1条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表債務負担行為によるものでございます。

内容を申し上げます。予算書2ページをお開きください。

今回の補正につきましては、指定管理者への大野温泉センター運営委託料でございます。期間は平成27年度から29年度まで、限度額は6,986万円でございます。

予算書3ページには、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 昨年と全然用途が違っておりますが、要するに限度額が1億2,000何百万だったのが、6,986万円ですか。財源が一般財源からその他になっておりますが、前年の委託料と違った点を詳細説明願います。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 前年までの委託料につきましては、指定管理者の使用料金制度の選択によりまして、施設の入浴料や使用料金を町へ納入し、町からの運営委託料で施設の管理運営を行っておりました。今回、27年度から29年度までの3か年につきましては、地方自治法244条の2第8項及び大野温泉センター条例の規定に基づきまして、利用料金制度を選択されておまして、指定管理者が施設の入浴料金及び使用料金を収受することに伴いまして、町が負担します本来の運営委託料から入浴料金等の歳入額を減額しているためであります。

以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。11時15分から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時06分

再開 午前11時17分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第13 平成27年度施政方針と予算大綱説明

○議長（寺本修一君） 日程第13「平成27年度施政方針と予算大綱説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日は、平成27年第1回芦北町議会定例会を招集しましたところ、御多忙にも関わらず御参集いただき、誠にありがとうございました。まずもって、全国町村議会議長会会長等から永年功労の表彰を受賞されました寺本議長をはじめ、7名の議員各位にはお喜びを申し上げますとともに、これまでの御労苦に対しましてねぎらいを申し上げる次第です。今後ますますの御活躍を祈念申し上げます。

それでは、町政運営の基本的な考え方と予算の大綱について御説明申し上げます。

本年1月1日に合併10周年を迎え、「すべては次代を担う子どもたちのために」を基本理念に、今後10年間のまちづくりの指針となる第二次芦北町総合計画を策定いたしました。個性の輝くまちづくりを推進するための施策展開を図っていく初年度となります。

昨年、第三次安倍内閣が発足し、国において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されたことから、自ら考え、自ら行うという地方の自立心の再生を促し、新たな交付金が配分されるという、さらなる地域間競争の時代となってまいります。本町においても、それを勘案し、総合計画をもとに地方版総合戦略の策定に着手してまいります。

まず、予算編成、規模について申し上げます。

第二次総合計画の基本理念のもと、町の将来像である「個性輝き活力と魅力にあふれた安全・安心を実感できる町」の実現に向けて、まちづくりの5つの目標を設定し、健全で持続可能な財政運営を基本に積極的な事業展開を図ることといたしました。その結果、平成27年度一般会計予算総額は9億8,600万円となりました。

歳入の主なものについて申し上げます。

町税につきましては、長引く景気の低迷や消費税の増税による個人消費の落ち込みなど、厳しい状況の中、個人・法人町民税は減少傾向にあり、総額1億5,672万7,000円を計上いたしました。固定資産税につきましては、26年度に旧芦北町の地籍調査が完了したことにより、新しい地積による税収の増加が見込まれます。地方交付税につきましては4億8,600万円を見込んでおります。国庫支出金につきましては9億6,005万3,000円の計上となっております。繰入金は2億4,336万6,000円を措置しております。町債は、臨時財政対策債や過疎対策事業債等の1億2,380万円を措置しております。

歳出につきましては、人件費が職員数の減や、退職手当組合負担金の減少に伴い、1億9,794万5,000円となっております。扶助費につきましては1億9,881万7,000円を措置いたしました。投資的経費につきましては、地域や住

民の課題、要望に効率的に対応すべく、総額1億9,390万円を措置いたしました。

以下、平成27年度当初予算に盛り込みました主な施策について、第二次総合計画に定めました5つの柱ごとに概要を申し上げます。

第1は、「地域活力と雇用を生み出す産業づくり」についてであります。本町の基幹産業である農林水産業は、従事者の高齢化や担い手不足などの影響により、特産の甘夏やデコポン、サラダ玉ねぎなどの生産量を維持することが困難となる状況が生じております。このような中であって、本町農業の現状を確実に把握し、未来につなげる芦北町農林漁業振興基本条例の理念を具現化する農業振興を行ってまいります。

まず、土地利用型農業につきましては、稲作の省力化に向けた新たな栽培方法の導入を支援するとともに、経営面積の小さい中山間地域における農地の利用集積を図り、地域農業の維持に向けた町独自の支援を開始いたします。

26年度から着手しました就農移住者への住家確保を目的とした空き家調査を、継続して取り組んでまいります。

鳥獣被害対策や耕作放棄地解消対策につきましては、ハード・ソフトの両面から積極的に取り組んでまいります。

農業農村整備関係につきましては、中山間地域総合整備事業の円滑な推進を図るとともに、補助事業を活用し、暗渠排水をはじめとする基盤の整備を進めてまいります。

農道及び用排水路の舗装改良等につきましては、町単独の予算を措置し、引き続き住民の要望に応じてまいります。

また、新たな取り組みとして、農村地域防災減災事業を活用した町内17箇所のため池について、災害時の被害軽減を図るためのハザードマップの作成を行うこととしております。

本町の特産品である果樹につきましては、優良品種の改植事業、施設化及び付加価値販売等への支援を継続してまいります。

畜産につきましては、素牛価格の高止まりから、肥育農家の経営は厳しい状況にあります。経営安定に向けて「あしきた牛」銘柄確立を積極的に図ってまいります。

国の政策の柱となっている6次産業化の取り組みについては、JA等の組織に対して引き続き支援を行ってまいります。

林業の振興につきましては、森林組合を中心に森林経営計画を策定し、集約化施策の推進を図ってまいります。また、木造住宅建築支援事業や林道舗装事業など、

本町独自の施策も継続してまいります。

町有林においては、成熟期にある林材の積極的な活用を図る観点から、主伐等の施業を新たに取り組んでまいります。

漁業の振興につきましては、芦北町漁協に対する合併支援策の総仕上げとして、牛の水漁港における水産物加工所並びに観光うたせ休憩所を活用した直売所の建設に着手いたします。そのほか26年度に実施したマガキの養殖試験において、産地化への目途が立ったことから、本格的な養殖に向けて支援を拡充してまいります。クマモトオイスターについては、熊本県と連携し、養殖技術確立に向けて養殖試験を継続してまいります。

漁港整備につきましては、田浦漁港において施設延命化を図るため、機能保全工事を継続してまいります。

次に、商業の振興につきましては、小売業店舗等の支援を図るため、既存制度を拡充し、新たに創業等店舗整備支援事業を創設するとともに、設備投資資金利子補給補助金、特産品開発支援補助金を引き続き措置いたしました。また、プレミアム付商品券発行補助金の増額を図り、消費者支援と商工業者の育成・強化を図ってまいります。新たな特産品づくりにつきましては、御立岬温泉塩を活用した新たな商品化に継続して取り組むとともに、町内外企業とも連携しながら、商品開発と販路開拓を図ってまいります。

工業の振興につきましては、関係機関と連携しながら誘致活動を進めてまいります。

御立岬残土処理場へのメガソーラー導入につきましては、27年度早期の着工となるよう設置事業者と連携し、進捗を図ってまいります。

観光の振興につきましては、マスメディアや旅行会社と連携を図りながら、多くの観光資源をPRし、町の魅力を町内外へ発信してまいります。また、本町の観光の顔である観光うたせ船につきましては、乗り合いキャンペーンやうたせ感謝祭などを開催し、利用客の増加を図ってまいります。

観光イベントにつきましては、御立岬ビーチサッカーフェスティバルやビーチバレーinくまもと大会を、合併10周年の記念イベントとして開催いたします。また、芦北うたせマラソン大会など、町を代表するイベントも引き続き開催し、交流人口の増加を図ってまいります。

芦北海浜総合公園につきましては、老朽化に伴う遊具施設の健全度調査に基づく、公園施設長寿命化対策支援事業を計画的に行い、公園利用者の安全確保及び適正な管理運営に努めてまいります。

御立岬公園、温泉センター及び物産館につきましては、計画的な施設の維持修繕

を行い、利用環境の改善や指定管理者と連携した施設運営に努め、増客につながるよう支援してまいります。

第2に、「地域で守り育てるまちづくり」についてであります。

まず、健康づくり活動につきましては、「自分の健康は自分で守る、みんなの健康はみんなを守る、健康づくりは地域づくり」のスローガンのもと、最終目標である「生涯現役・健康寿命の延伸」の達成に向け、健康づくり推進事業を実施してまいります。

また、26年度健康づくり推進事業の一つとして制作しました芦北町オリジナル体操「あしきた健康体操」の全町的普及を目指し、小・中学校や事業所、地域・各種団体への働きかけを行い、町民の健康増進と地域の活性化を図ってまいります。

女島活力推進センターの環境学習公園は、センターと一体で水俣病の情報発信と地域のもやい直し・環境学習等の活動拠点として利用の促進を図ってまいります。

また、水俣病被害者や地域の一般高齢者の方々が、地域の中で安心して在宅生活を営むことができるよう、水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者が住み慣れた地域の中で、健康で自立し、安心して生きがいをもって暮らせるよう支援してまいります。

障害者福祉につきましては、第4期芦北町障がい福祉計画に基づき、より充実した障害福祉サービスを提供するとともに、障害理解を深めるための啓発事業や相談支援事業などの地域生活支援事業を実施し、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援してまいります。

地域福祉活動の推進につきましては、高齢者等の避難行動要支援者名簿を活用し、災害時の避難支援につなげるとともに、見守りが必要な一人暮らしの高齢者等に対して、地域住民が一体となって、見守り支え合う活動の展開を図ってまいります。

平成27年は、戦後70年、また芦北町合併10周年にあたることから、戦没者の追悼と平和を祈念する碑の建設を行い、その思いを次の世代に引き継いでまいります。

子育て環境の整備につきましては、引き続き18歳までの子ども医療費の一部負担金を無料化し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。27年度から施行される子ども・子育て支援新制度に対応するため、子ども・子育て支援事業計画を基本として、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

また、26年度に引き続き、低所得者や子育て世帯への臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の支給事務を適切に行ってまいります。

第3に、「郷土の未来を育む人づくり」についてであります。

古きを学び知り、生きる力を培い、新しきを創るという芦北町教育理念「温故創新」のもと、徳育を根底に、論語の素読の継続的な取り組みや武道（空手道）の指導を通して、子どもたちの礼節を重んじる心と態度の醸成につなげてまいります。

学校教育の学習環境の整備・充実につきましては、小学校の主要教科にデジタル教科書を導入し、液晶テレビ型電子黒板等のICT機器の効果的な活用を図るとともに、魅力ある授業の実施に取り組んでまいります。また、グループ学習において、モデル的にタブレット端末を導入し、効率的な学習を行うことで、児童・生徒の学力向上を図ってまいります。

また、いじめ・不登校問題等に対処するため、引き続き、不登校対策支援員や心の教室相談員を配置し、その防止と解消に取り組んでまいります。さらに、特別支援教育においても、増加傾向にある“気になる児童・生徒”に対して、支援員を配置してまいります。

施設の管理につきましては、湯浦小、吉尾小、湯浦中体育館の吊り天井の耐震化を実施するとともに、校舎等の計画的な維持修繕を行ってまいります。

学校給食におきましては、衛生的な学校給食センターの運営を行い、安全・安心な給食を安定して提供するとともに、個々に応じたアレルギー対応の給食と地産地消にも積極的に取り組んでまいります。

次に、スポーツの振興につきましては、社会体育クラブや総合型地域スポーツクラブ等の支援及び全国大会出場者等に補助金を交付し、競技力の向上と生涯スポーツの振興を図るとともに、ロンドンオリンピックにおいて銀メダルを獲得した藤井瑞希選手を顕彰し、町内外の児童を対象に藤井瑞希杯バドミントン大会を実施いたします。

生涯学習の推進につきましては、町民講座や平成生き生き大学、音楽祭等を開催し、参加者の自己研鑽と学習環境の整備に努めてまいります。

また、心豊かな子どもたちを育む学習の場を提供するために、子ども講座、子ども体験学習事業を開催するとともに、放課後子ども教室等各種事業を継続してまいります。

文化振興につきましては、文化祭を開催し、町外から意欲的に活動している民俗芸能団体を招へいするとともに、本町からも訪問するなど、文化交流の場の創出及び郷土芸能の活性化を図ってまいります。また、全国大会出場者等に文化振興事業補助金を交付するなど、文化振興を促進してまいります。

佐敷城跡観月会につきましては、引き続き開催し、我が国固有の伝統文化を尊重する豊かな感性を育ててまいります。

星野富弘美術館は、心を癒す拠点施設として、星野作品の素晴らしさを多くの

人々に伝える企画展、一般作品の公募展など引き続き開催いたします。また、合併10周年を記念した講演会と高校生合唱会を開催いたします。

文化財の保存・調査につきましては、佐敷城跡、佐敷東の城跡をはじめとした町内文化財の適切な保存管理に努めてまいります。なお、町民歴史講座において、芦北町で学童疎開を体験した沖縄県在住の講師を招いて講演会を開催します。

また、合併10周年を機に、町史編さん検討委員会を設立し、町史編さんについて着手いたします。

次に、国際交流の推進につきましては、芦北町国際交流協会と連携し、国際交流まつりなどのイベントや各種事業を実施してまいります。カンボジアに学校を贈る運動では、5校目の贈呈を行うとともに、町内の児童・生徒を現地カンボジアへ派遣いたします。

英国派遣事業につきましては、引き続き中学生・高校生を派遣することとし、更なる国際化の推進力となる人材育成を図ってまいります。

第4に、「暮らしを支える基盤づくり」についてであります。

まず、交通ネットワークの整備につきましては、芦北インターチェンジへのアクセス道路及び避難道路として活用が期待されます町道射場芦北線について、改良事業に伴う用地買収を引き続き行い、一部区間については改良工事に着手いたします。

また、道路法施行規則の改正により、橋梁・トンネル等が5年に1回の頻度で点検するよう義務付けられましたので、70箇所の点検を実施するとともに、その他の町道につきましても計画的な改良と維持補修等を行います。

県道関係につきましては、改良工事等に係る負担金を措置するとともに、引き続き県に対し、球磨田浦線等の未改良区間の早期実施を要望してまいります。

公共交通機関の維持・確保につきましては、路線バス維持対策とともに、ふれあいツクールバスにより、交通弱者の移動手段の確保に努めてまいります。

肥薩おれんじ鉄道は、厳しい経営状態が続いていることから、支援の拡充を行うとともに、今後も沿線自治体や関係機関と連携し、観光列車の運行や交流人口の増加につながるイベント開催等への支援を図ってまいります。

次に、安全・安心なまちづくりにつきましては、災害に強いまちづくりを推進するため、常備消防の支援を行うほか、防火水槽並びに積載車、小型動力ポンプの施設・設備の充実を図ってまいります。

また、防災意識の啓発と自主防災組織の育成に努め、予防的避難を促すための早めの情報提供や避難所開設を行うとともに、その環境整備を図ってまいります。

水防対策につきましては、白岩地区に自動排水ポンプ並びに太田地区ではスライドゲートを設置し、浸水被害の防止を図るとともに、花東地区樋門にフラップゲー

ト開閉装置を設置してまいります。

防犯体制につきましては、子どもや女性などが被害者となる凶悪事件が全国各地で発生しており、犯罪抑止のため防犯カメラを計画的に設置するとともに、防犯灯設置に対する助成を行い、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、水供給対策につきましては、引き続き飲料水供給施設事業に取り組んでまいります。

生活排水対策につきましては、今後とも浄化槽設置の推進を図ってまいります。

ごみの減量化の推進につきましては、家庭における分別の徹底と生ごみ処理機購入やごみ集容器設置への補助を実施するとともに、清掃センターでは資源ごみのリサイクルを推進してまいります。

また、清掃センターへの持ち込み困難な高齢者等対策として、ふとんなどの粗大ごみについて、山間集落を対象に現地回収の仕組みを構築し、資源不燃ごみ袋に「小」を追加し、利便性の向上を図ってまいります。

環境保全活動の推進につきましては、平成28年に水俣病公式確認60年を迎えるにあたり、新たに水俣病被害地域内外における住民間の交流、理解促進を図るために、慰霊・もやい直し事業を実施いたします。

また、水俣病相談窓口事業につきましては、本年度も相談窓口を設置し、また水俣病に対する本町独自の情報発信事業である「うたせ船で水俣病を学ぶ講座」を実施いたします。

公営住宅の整備につきましては、計画的な補修・更新等を実施し、効率的かつ適正な維持管理を行ってまいります。

第5に、「住民と行政の協働のまちづくり」についてであります。

まちづくりの主役は「人」であり、地域づくり、スポーツ・文化、交流活動等に意欲的に活動するまちづくり団体に対し、支援を行うとともに、まちづくりを支える人材育成を図ってまいります。

次に、行財政の運営につきましては、今後も効率的な行政組織の見直しと定員の適正化に努めてまいります。

また、芦北町人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上に努めてまいります。人事評価制度につきましても、引き続き職員の意識改革を促し、職場の活性化を図ってまいります。

計画的な施設整備等の推進につきましては、総合管理計画を策定し、公共施設の適正配置の実現に努めてまいります。

また、利用計画のない町有地については、宅地分譲や貸し付けなどにより有効活用を図ってまいります。

町の情報発信につきましては、引き続き広報あしきたやまちだより、ホームページなどを活用した情報提供に努めます。また、パブリックコメント（町民意見の募集）制度を活用し、町民との協働のまちづくりを推進してまいります。

戸籍・住民基本台帳・年金等の窓口業務につきましては、特に接遇力を高めるとともに、個人情報の保護に留意しながら、適正な事務処理に努め、サービス向上を図ってまいります。また、平成28年1月から利用開始が予定されている社会保障・税番号制度（マイナンバー）導入に係る準備に着手いたします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、36億7,000万円を措置しました。

前年度に引き続き、保健センターと連携して芦北町国保健康づくり推進事業を実施し、重症化予防に取り組むとともに、国保財政の健全な運営に努めてまいります。

吉尾温泉診療所につきましては、5,420万円を措置しました。

診療体制につきましては、へき地支援機構と地元医療機関との連携により、週3回の診療を安定的に維持するとともに、常勤医師の確保に向けた取り組みを行ってまいります。

介護保険事業につきましては、21億2,510万円を措置しました。

第6期介護保険事業計画に基づき、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう努めてまいります。

また、適正な介護保険事業を運営するとともに、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組み、要介護及び要支援状態にならないよう、予防の強化を図ってまいります。

簡易水道事業につきましては、8,350万円を措置し、安全かつ安定的な水道水の供給に努めるとともに、水道会計との経営統合へ向けて取り組んでまいります。

農業集落排水事業につきましては、施設の維持管理費として、2億2,030万円を措置しました。

生活排水処理事業につきましては、維持管理費として5,600万円を措置しました。浄化槽から放流水の状態に応じた効率的な管理を行い、引き続き経費削減に努めてまいります。

町有温泉事業につきましては、1億310万円を措置しました。

ヘルシーパークにつきましては、男子脱衣室空調機取替及び計石温泉センターでは、浴室天井の改修を行い、入浴者の利用環境の改善に努めてまいります。

湯浦温泉センターにつきましては、昨年の改築以来、約1万人の利用者が増える見通しであります。今後も利用者サイドに立った適切な維持管理に努めてまいります。

また、大野温泉センターにつきましては、指定管理者と連携し、利用環境を向上することで増客に繋がるよう支援してまいります。

奨学資金貸付事業につきましては、3,590万円を措置しました。

また、後期高齢者医療事業につきましては、2億6,070万円を措置しました。

27年度も引き続き、健康診査委託事業や人間ドック健診補助を実施し、被保険者の健康保持増進を図るとともに、疾病の早期発見と重症化の防止に努めてまいります。

公営企業会計である水道事業につきましては、2億2,180万円を措置し、水道水の安全かつ安定的な供給のため、計画的に老朽化した配水管の布設替えを行い、耐震化を進めてまいります。

一般会計、特別会計及び水道事業会計を合わせた平成27年度の予算総額は、166億6,660万円となっております。

以上、平成27年度の予算大綱を御説明申し上げましたが、今後ますます厳しくなる地域間競争の時代の渦中であって、これまでの10年間の実績と誇りを確かな自信とし、芦北町に住みたい、住み続けたいと感じられる「個性輝き活力と魅力にあふれた、安全・安心を実感できるまちづくり」の実現に向けて、全力で邁進してまいります。

町民の皆さまの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（寺本修一君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第14 | 議案第5号 | 平成27年度芦北町一般会計予算 |
| 日程第15 | 議案第6号 | 平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第7号 | 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第8号 | 平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第9号 | 平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第10号 | 平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第11号 | 平成27年度芦北町有温泉事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第12号 | 平成27年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第13号 | 平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第14号 | 平成27年度芦北町水道事業会計予算 |
| 日程第24 | 議案第15号 | 芦北町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第16号 | 芦北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支 |

援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第14、議案第5号「平成27年度芦北町一般会計予算」から日程第25、議案第16号「芦北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし、委員会に付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案については、先ほどの日程第13「平成27年度施政方針と予算大綱説明」で、町長の説明もあり、また先の議会運営委員会において委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対し、質疑を行います。

先の議会運営委員会において委員会付託の答申がっておりますので、質疑はあくまでも総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第14、議案第5号から日程第25、議案第16号までは、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におかれましては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

-----○-----

日程第26 議案第17号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27 議案第18号 芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第28 議案第19号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 29 議案第 20 号 芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 30 議案第 21 号 芦北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（寺本修一君） 日程第 26、議案第 17 号「芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第 30、議案第 21 号「芦北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について」までは、先の議会運営委員会の答申を踏まえ、会議規則第 36 条の規定により一括議題とします。質疑は説明が終了した後一括して行います。本案について説明を求めます。早川総務課長。

- 総務課長（早川純一君） 議案第 17 号から議案第 21 号までは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う改正となりますので、一括して御説明を申し上げます。

この法律は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うものでございます。

法律の主な内容といたしましては、大きく 3 点から構成されておりまして、まず 1 点目が教育行政責任の明確化として、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くこと、2 点目が教育総合会議の設置及び町の教育振興に関する施策の大綱を策定をすること、3 点目が国の地方公共団体への関与の見直しなどとなっております。

ここから議案の説明に入ります。

議案第 17 号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましても、新教育長が町長、副町長と同じ特別職となることから、教育長に関する規定を追加するものでございます。

続きまして、議案第 18 号、芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例につきましても、教育長の給与等について、先ほど議案第 17 号で説明いたしました条例により定めることとなったため廃止するものでございます。

議案第 19 号、芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、教育委員長と教育長が一本化され、名称が教育長となることから、教育委員長の規定を削るものでございます。

議案第20号、芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例につきましては、これまで教育長は一般職という位置づけであったことから、教育長に係る規定を削るものでございます。

議案第21号、芦北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例につきましては、これまで教育長の給与については、特別職報酬等審議会での審議対象外となっておりましたが、教育長の規定を追加し、審議会の審議対象とするものでございます。

附則といたしまして、これらの条例は平成27年4月1日から施行することとし、経過措置といたしまして、現在の教育長の任期が続く間は、改正前のそれぞれの条例の規定が効力を有することとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから日程第26、議案第17号から日程第30、議案第21号までを順次討論を行い、採決します。

議案第17号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第18号、芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第19号、芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第20号、芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第21号、芦北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。午後1時から再開いたします。

—————○—————

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第 3 1 議案第 2 2 号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 3 1、議案第 2 2 号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 議案第 2 2 号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、給与所得者に支給する通勤手当額の実態を反映し、所得税法施行令の一部改正により、通勤手当の非課税限度額が引き上げられたことに伴いまして改正するもので、本町の通勤手当の増額改定を行うものでございます。

通勤手当額につきましては、民間の支給実態を踏まえ、国家公務員の手当額を参考に設定したものでございます。

附則として、この条例は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 2 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3 2 議案第 2 3 号 芦北町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 3 2、議案第 2 3 号「芦北町情報公開条例の一部を改正

する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 議案第23号、芦北町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴いまして改正するものでございます。

現行の制度においては、独立行政法人のうち、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要なものについては、特定独立行政法人として区分しているところでございますが、今回の改正により特定独立行政法人は廃止され、併せて新たな独立行政法人の分類である行政執行法人については、その役員及び職員、国家公務員の身分が付与されることから、芦北町情報公開条例において指定しております特定独立行政法人に代わるものとして行政執行法人を規定するものでございます。

附則として、この条例は法律の施行日に合わせて平成27年4月1日から施行するものでございます。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第33 議案第24号 芦北町地域支援事業等負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第33、議案第24号「芦北町地域支援事業等負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第24号、芦北町地域支援事業等負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法の一部改正が行われ、従来、要支援1・2の認定者に対して行っていたホームヘルプサービス、デイサービスが保険給付から地域支援事業へ移行したことに伴い、福祉課の所管で一般会計の単町事業として実施していました芦北町軽度生活援助事業を廃止し、類似事業で代替性のある介護保険事業の地域支援事業、ホームヘルプサービスで実施するために改正を行うものです。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第34 議案第25号 芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第34、議案第25号「芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第25号、芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法の一部改正並びに本年度が平成27年度から29年度までの3年間で事業期間とする第6期介護保険事業に係る介護保険料見直し改定の時期であり、65歳以上の第1号被保険者の保険料を改正する必要があることから、条例の一部改正を行うものです。

保険料は、第6期芦北町老人保健福祉計画、介護保険事業計画で計画されたサービス料から総費用を求め、その総費用の2.2%と定められている第1号被保険者の負担総額から算定いたしました。ちなみに、3年間の総費用は約63億4,200万円、第1号被保険者の延べ人数は2万1,081人でございます。これにより、基準額第5段階は年額5万9,900円、月額4,991円とさせていただきました。ちなみに、26年度までの第5期の基準額は、年額5万2,900円、月額4,410円であり、比較しますと年額7,000円、月額581円のアップとなりました。これは、介護報酬は平均2.2%引き下げられましたものの、第1号被保険者負担割合は21%から22%に1%引き上げられたこと、サービス量の自然増などによるものです。

本年1月11日に発表された財務省の試算によりますと、全国平均基準月額はや5,550円程度、近隣の水俣市が5,980円、津奈木町が5,738円と見込まれているようでございますので、本町はこれらと比較しますと、比較的安く設定することができたものと考えております。

その他今回の保険料改正の特徴は、応能負担の考え方から、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行い、かつ低所得者の保険料については、さらなる軽減強化を図るために、従来の6段階から9段階に分けて設定したことです。

なお、低所得者軽減対策のための財源の一部については、国費が投入されることとなっておりますが、消費税の10%実施が先送りされたことから、27、28年度は一部実施、完全実施は平成29年度からとなる見込みです。

附則としまして、この条例は規則で定める日から施行するものです。これは本案につきましても、国の正式な軽減強化のための政令・省令の公布が予算成立後と想定されることから、現段階では施行日を確定できませんので、国が示した手続にしたがい、規則で定める日から施行することとしたものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

○2番（坂本 登君） 低所得者に配慮されていて、6段階から9段階になっております。そこで、一つだけ、平成27年、28年、29年と、説明はありましたが、これは一緒の額にできなかったんですか。29年度がぐっと下がっているんですけど、そのへんのところは今からできなかったのか、どうぞお答えください。

○議長（寺本修一君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） お答えいたします。

先ほど私が申し上げました消費税のですね、10%実施が先送りされております。したがって、本来、完全実施ではですね、例えば第1段階は基準額100に対して7割軽減、つまり0.3なんですけれども、一部実施期間中の平成27、28年につきましては0.45となっております、本来は0.3なんですけど。そういうことで、平成27、28年度、そして29年度の保険料の設定額が軽減の完全実施を踏まえて、完全実施の時期が29年度になりますので、そのことによりまして額が変わっておるということでございます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。元山君。

○9番（元山秀志君） 確認ですけれども、議案書の別表の一番下段の被保険者の「被」が字が違うようになっていますが、間違いはないでしょうか。間違いであれば訂正をお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 申し訳ございません。別表第2表関係の最下段ですね。最下段の第9段階の「日保険者」、「被保険者」でございますが、これは被るの「被」のほうで訂正をよろしくお願い申し上げます。申し訳ございません。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第35 議案第26号 芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第35、議案第26号「芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第26号、芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、厚生労働省令で定める指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。

主な改正点は、複合型サービスが看護小規模多機能型居宅介護に名称変更、小規模多機能型居宅介護の従業員員数等、登録定員及び利用定員の変更などです。ただ、これに該当する事業所は、本町にはございません。また、認知症対応型共同生活介護の設備に関する基準の変更などとなっています。

認知症対応型共同生活介護とは、要介護1から5までの介護認定者を対象としたグループホームのことでありまして、現在、1ユニット9人で、2ユニットまで認められておりますが、改正により3ユニットまで認めることとするものです。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第36 議案第27号 芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第36、議案第27号「芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第27号、芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、厚生労働省令で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。

主な改正点は、複合型サービスが看護小規模多機能型居宅介護に名称変更、介護予防小規模多機能型居宅介護の人員に関する基準の変更、登録定員及び利用定員の変更などです。ただ、これに該当する事業所は、本町にはありません。また、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の設備に関する基準の変更などとなっています。

なお、指定介護予防認知症対応型共同生活介護とは、グループホームのことでありまして、現在、1ユニット9人で、2ユニットまで認められておりますが、改正により3ユニットまで認めることとするものです。

先に説明しました議案第26号と、改正内容はほぼ同じでございますが、議案第26号は要介護1から5、本議案は要支援1から2の認定者がその対象となっているものであることを申し添えます。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり

り可決されました。

-----○-----

**日程第 3 7 議案第 2 8 号 芦北町一般廃棄物処理条例の一部を改正する条例の制定
について**

○議長（寺本修一君） 日程第 3 7、議案第 2 8 号「芦北町一般廃棄物処理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第 2 8 号、芦北町一般廃棄物処理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、町民の廃棄物処理に係る利便性の向上を図るため、芦北町指定ごみ袋に資源・不燃用指定袋（小）を追加することから、条例の一部改正を行うのです。

また、設定金額 1 枚につき 1 1 円につきましては、資源・不燃用指定袋（大）の利益率と概ね同等とし計算したものです。

附則としまして、この条例は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 8 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 8 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 3 8 議案第 2 9 号 芦北町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（寺本修一君） 日程第 3 8、議案第 2 9 号「芦北町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 議案第29号、芦北町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法の一部を改正する法律及び難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置といたしまして、小児慢性特定疾病及び難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度が確立されたことに伴い、第3条に規定する医療費の助成対象者の定義について、条文の整備を行うほか、所要の改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は関係法律の施行日に合わせて、平成27年1月1日から適用するものとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第39 議案第30号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第39、議案第30号「芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 議案第30号、芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

別表の鳥獣飼養登録に係る手数料の根拠となっております鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称が変更をされたため、別表中の法律名を改正するという

ものでございます。

附則として、この条例は法律の施行日に合わせて、平成27年5月29日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第40 議案第31号 新町建設計画の変更について

○議長（寺本修一君） 日程第40、議案第31号「新町建設計画の変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 議案第31号、新町建設計画の変更について御説明申し上げます。

本議案は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項及び第8項の規定により、熊本県との協議を経て、議会の議決を求めるものでございます。

新町建設計画は、田浦町・芦北町合併協議会が合併後の新町を建設していくための基本方針や総合的な施策などを定めたもので、当初、平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間としておりました。この間、平成23年3月11日に発生をいたしました東日本大震災による被害を受けました合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が平成23年8月に施行され、さらに平成24年6月の同法改正により、被災地以外の市町村についても東日本大震災に伴い、新町建設計画の進捗に影響が生じる可能性があることを踏まえ、合併特例債が合併年度及びこれに続く15年度の間、発効できることとなりました。

本町におきましても、合併後10年を経過した現在もなお合併特例債を活用し、各種施策を展開していく必要があるため、計画期間を合併年度から、これに続く15年度でございます平成31年度までに変更し、併せて計画期間の延長に伴い、事業の実施期間と事業費及び財政計画を変更するものでございます。

なお、新旧対照表を資料として配付いたしておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

寺川企画財政課長、新町（シンマチ）建設計画ではありませんか。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 新町建設計画ということでございましたけど、本町には新町（シンマチ）という行政区がございますので、これと混同しないように、あえて新町（シンチョウ）建設計画と申し上げたところでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。寺本順一君。

○4番（寺本順一君） この計画は、極めて重要な計画と、私自身、位置付けております。これまでの10年間で、15年に国の制度改正によって5年間延びたわけでございます。要望でございますが、あくまでも要望として受け取っていただきたいと思っております。できればこういった重要な議案に対しては、事前に全員協議会あたりを開いていただきまして、議会の意見もいろいろと反映させていただきたいと考えておるところでございます。

一応、要望としてお願いをしておきますけれども、この事業に対しまして、新しい事業については5か年の間で計画として位置付けることができるのか、そこらも1点お伺いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 今回のこの新町建設計画の変更につきましては、先ほど御説明を申し上げましたとおり、地方債の特例に関する法律が改正されまして、この計画期間を5年間延長できるということになりましたので、事業内容につきましてはですね、そのまま変更せずに、期間の延長のみを今回はしておるところでございます。これに併せまして、実施の時期でありますとか、事業費、それから財政計画も併せましてですね、その期間に合わせたところの財政計画等を今回お示したところでございます。

なお、この計画につきましては、もう10年が経過をいたしますけれども、来年度、総合計画の検証等もございます。これに合わせて、これまでのですね、実績等につきましては、改めて御説明をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 寺本議員が言われること、よく私も同調いたします。はっきり言って、これは平成15年9月にですね、出来たもので、新しく入られた方々ははっきり言って、これを見ても分からないわけでありますので、折をもってですね、説明の機会をされたほうがいいのではないかとというふうに私もそのとおりに思っております。

そこでですが、延伸という言葉が使われております。合併特例法が延期になったということで理解しますが、この5年間の総額ですね、私はこれに前のを付け加えて、事業費に付け加えてみましたけれども、従来の前・中・後期がいくらで、今がこの数字、そしてそれを引きますと、事業費がこれだというふうにしたんですけども、この5年間の総事業費は計算しておられると思いますが、いくらになりますか。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 延伸に係ります事業費につきましては、今、川尻議員がおっしゃいましたように、これまでの実績と、それから今後見込まれます計画額を合わせて、この計上いたしております。ただ、今、実績額につきましてはですね、ちょっと資料がございませんので、申し訳ございませんけれども、そういうことでですね、これまでの実績と、それから今後の計画額を合わせて計上いたしておるところで、数字的にはですね、ちょっと今のところ、持ち合わせがございませんので。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） この数字は、要するに5年間延伸したまで含まれていますので、前・中・後期の10年間はもう分かっておりましたので、延びた総額はいくらですかで聞いたんですけども、それは計算すれば出てきとるはずでしょう。それは分からないということはないでしょう。計算されとらんとですか。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） ちょっと時間をいただいてよろしいでしょうか。

○議長（寺本修一君） しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時30分

再開 午後1時33分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 今後27年度から31年度までの新たな金額としまして、全体で6億5,000万円程、これまでの事業計画に対してプラスになっております。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 一応新町建設計画ということで、この15年の9月に作成をされましたのは、町の芦北町と田浦町と合併するために協議されて、もう10年を一応経過をしたわけですが、今回、市町村の合併の特例に関する法律が改正された関係で、新たな5年間の延期をしますということなんですけど、一応10年間を経過をいたしました。その中で当初、法律改正前は段階補正というのがありまして、11年目から交付税が減額されていきますよと。16年目から2町合併の当たり前の交付税算定をしますという形でしたが、49ページに財政計画が載っております。これにつきまして、歳入欄に地方交付税が載っておりますが、5年間延長されたということで、段階補正のほうはどのような捉え方をされておるのか質問いたします。

それから、ちょっと分かりにくいんですが、先般、芦北町の総合計画の基本構想が提起をされました。今回、新町建設計画と、幾重にも計画計画とありますが、なかなか統一性がどういうふうにとられていくのかよく分かりませんが、基本になるのは芦北町の総合計画かなと思います。今回の捉え方ですね、これはどのような形でこれを見ればいいのか、そこも踏まえてお願いします。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） まず1点目でございますけれども、この新町建設計画につきましては、この計画を立てる目的としましては、この計画を立てることで合併特例債の有利な起債の形を受けられるということでございますので、そのためにこの計画を策定をしたということでございます。

それと、交付税につきましては、先ほど平松議員がおっしゃいましたように、今後27年から31年にかけて、段階的に縮減をされてまいります。そういったものも含めながらですね、この財政計画につきましては策定をしているというところでございます。

以上でございます。

- 議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。平松君。
- 11番（平松洋一君） ということはですね、当初、法律で整備されたとおり、段階
補正については実行されるということですか。
- 議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。
- 企画財政課長（寺川健一君） これにつきましては、国のほうの制度でございますの
で、合併10年を経過したら、段階的に今のところはですね、この計画は延びまし
たけれども、地方交付税としましてはですね、この改正がございませんので、段階
的に縮減をされていというふうに理解をいたしております。
- 以上でございます。
- 議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。
これから議案第31号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のと
おり可決されました。

-----○-----

- 議長（寺本修一君） 次に、日程第41、議案第32号から日程第50、議案第41
号までの指定管理者の指定に係る議案の説明の前に、指定管理者の選定の経緯につ
いて総務課長から説明願います。
- 総務課長（早川純一君） 議案第32号から議案第41号までの指定管理者に係る議
案につきまして、その選定の経緯等について一括して御説明を申し上げます。
今回の10施設の選定につきましては、平成27年1月20日に指定管理候補者
選定委員会を開催し、経営状況等を総合的に勘案した結果、これまでの指定管理者
を候補者として決定したものでございます。
なお、今回の10件の指定管理者の指定につきましては、施設の設置目的を効果
的かつ効率的に達成するために、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うこと
により、事業効果が明確に期待できるものとして、これまでの実績等を勘案し、公
募によらない選定を行っております。
指定の期間につきましては、全施設、平成27年4月1日から平成30年3月3

1日までの3年間としております。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第41 議案第32号 芦北町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第41、議案第32号「芦北町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 議案第32号、芦北町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町高齢者生活福祉センター、指定管理者は芦北町大字湯浦1439番地1、社会福祉法人 芦北町社会福祉協議会、会長 宮島孝、指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としております。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第42 議案第33号 芦北町女島活力推進センターの指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第42、議案第33号「芦北町女島活力推進センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第33号、芦北町女島活力推進センターの指定管

理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町女島活力推進センター、指定管理者は芦北町大字女島246番地、女島開発委員会、会長 福浦武義、指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第43 議案第34号 芦北町吉尾温泉公衆浴場の指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第43、議案第34号「芦北町吉尾温泉公衆浴場の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第34号、芦北町吉尾温泉公衆浴場の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町吉尾温泉公衆浴場、指定管理者は芦北町大字吉尾24番地3、吉尾温泉管理組合、組合長 深川昭明、指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第44 議案第35号 芦北町物産館の指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第44、議案第35号「芦北町物産館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第35号、芦北町物産館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町物産館、指定管理者は芦北町大字田浦町145番地、有限会社御立岬、代表取締役 藤崎正司、指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第45 議案第36号 芦北町御立岬公園の指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第45、議案第36号「芦北町御立岬公園の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第36号、芦北町御立岬公園の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町御立岬公園（釣り場を除く。）、指定管理者は芦北町大字田浦町145番地、有限会社御立岬、代表取締役 藤崎正司、指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第46 議案第37号 芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第46、議案第37号「芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第37号、芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町御立岬公園釣り場、指定管理者は芦北町大字計石2963番地5、芦北町漁業協同組合、代表理事組合長 八里政夫、指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第47 議案第38号 芦北町大野温泉センターの指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第47、議案第38号「芦北町大野温泉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第38号、芦北町大野温泉センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町大野温泉センター、指定管理者は芦北町大字佐敷424番地、あしきた農業協同組合、代表理事組合長 高峰博美、指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第48 議案第39号 芦北町計石港観光休憩所の指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第48、議案第39号「芦北町計石港観光休憩所の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第39号、芦北町計石港観光休憩所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町計石港観光休憩所、指定管理者は芦北町大字計石2963番地5、芦北町漁業協同組合、代表理事組合長 八里政夫、指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第49 議案第40号 芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第49、議案第40号「芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 議案第40号、芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町薩摩街道佐敷宿交流館、指定管理者は芦北町大字佐敷519番地、佐敷地区町並み保存会、会長 城戸喜久生、指定期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第50 議案第41号 古石地区生涯学習センターみどりの里の指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第50、議案第41号「古石地区生涯学習センターみどりの里の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。藤井生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤井哲郎君） 議案第41号、古石地区生涯学習センターみどりの里の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は古石地区生涯学習センターみどりの里、指定管理者は芦北町大字古石391番地2、古石緑創会、会長 岩間勇治、指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第51 議案第42号 あらたに生じた土地の確認について

日程第52 議案第43号 字の区域の変更について

○議長（寺本修一君） 日程第51、議案第42号「あらたに生じた土地の確認について」から日程第52、議案第43号「字の区域の変更について」までは、先の議会運営委員会の答申を踏まえ、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

質疑は説明が終了した後、一括して行います。

本案について説明を求めます。柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 議案第42号、あらたに生じた土地の確認及び議案第43号、字の区域の変更につきまして、一括して御説明を申し上げます。

双方の議案に添付をしております位置図並びに区域図をご覧いただきたいというふうに思います。牛の水漁港改修工事に伴いまして、公有水面を埋め立てたことで、新たな土地が生じております。熊本県におきまして、平成27年2月に公有水面埋立の竣工が認可されましたので、あらたに生じた土地として確認をお願いするものであります。面積は、合計で4,191.81平方メートルでございます。

また、あらたな土地が生じたことによります字区域の変更につきましては、お示ししておりますとおり、字鬼塚に編入することとしております。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから日程第51、議案第42号から日程第52、議案第43号まで、順次討論を行い、採決します。

日程第51、議案第42号、あらたに生じた土地の確認について、討論を行いま

す。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第52、議案第43号、字の区域の変更について、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

寺川企画財政課長から訂正の発言があります。許します。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 先ほどの議案第31号、新町建設計画の変更の中で、川尻議員のほうから、今後延伸に係る分の総事業費がいくらになるのかという御質問がございまして、それにつきまして私のほうからですね、6億5,000万円ということでお話をしておりましたが、これはその一部でございまして、実際には5年間の総事業費としましては184億円が5年間の総事業費が新たに出てくるというようなことで計画額としてあげさせていただいております。

以上、訂正をお願いしたいと思います。

-----○-----

日程第53 発議第1号 芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第53、発議第1号「芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。草野君。

○7番（草野安道君） 発議第1号、芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置くことなどを内容とする地方

教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法第121条が改正されたことから、芦北町議会委員会条例第19条中、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものです。

なお、附則に施行期日及び経過措置を掲載しております。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（寺本修一君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

お知らせします。本日、所管の常任委員会に付託されました平成27年度当初予算に係る連合審査会を午後2時15分から開催いたします、議員控室にお願いします。

—————○—————

散会 午後2時00分

平成27年第1回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年3月12日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

第1 一般質問

(散 会)

2 出席議員（16人）

1番 荒川 知章 君
3番 宮内 道則 君
5番 古村 逸男 君
7番 草野 安道 君
9番 元山 秀志 君
11番 平松 洋一 君
13番 藤井 公明 君
15番 水口 宣之 君

2番 坂本 登 君
4番 寺本 順一 君
6番 白坂 康浩 君
8番 前田 徹一 君
10番 宮尾 秀行 君
12番 川尻 成美 君
14番 岡部 恵美子 君
16番 寺本 修一 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	竹崎 一成 君	副 町 長	藤崎 正司 君
教育委員長	澁谷 百錬 君	教 育 長	竹浦 裕道 君
総務課長	早川 純一 君	企画財政課長	寺川 健一 君
税務課長	江上 繁 君	住民生活課長	楠原 清照 君
福祉課長	宮下 祐一 君	農林水産課長	柳田 豊彦 君
商工観光課長	園川 民夫 君	建設課長	山元 信作 君
上下水道課長	坂口 俊司 君	会計管理者兼 会計室長	一丸 喜八郎 君
田浦基幹支所長	野口 博司 君	教 育 課 長	本山 昭 君
生涯学習課長	藤井 哲郎 君	農業委員会 事務局 長	鶴山 秀生 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 下 田 研 君 次長(課長補佐) 福 田 貴 司 君

平成27年第1回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	宮尾秀行	1 地方創生に対する取り組みについて	<p>昨年11月に、まち・ひと・しごと創生法が施行され、国は2060年までの長期ビジョンと2019年度までの総合戦略を策定した。</p> <p>本定例会の初日に、町長の施政方針の中で、地方版総合戦略の策定に着手するとの説明があった。</p> <p>① 芦北町として、地方創生にどのように取り組んでいくのか。</p> <p>② 昨年12月に策定した第2次芦北町総合計画と、今回の地方版（芦北町）総合戦略との関係はどうなるのか。その内容、推進体制、スケジュールはどうなるのか。</p> <p>③ 第2次芦北町総合計画の将来推計人口では、2040年に1万1,268人となっているが、今回の人口ビジョンでは、どの程度を見込むのか。</p> <p>④ 国の26年度補正予算に係る地方創生交付金事業に、芦北町はどのように取り組むのか。</p>	町長
		2 芦北高校の存在意義について	<p>地元の芦北高校の存在をどう考えるか。また、今後どう関わっていくのか。</p>	町長
2	坂本 登	1 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に	<p>町長は平成27年度施政方針の中で、国において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策</p>	町長 及び 担当課長

<p>対しての町の取り組みについて</p>	<p>定されたことから、総合計画を基に地方版総合戦略の策定に着手してまいります。と述べられました。</p> <p>町としてはどのようなことを取り組む考えですか。</p>	
<p>2 空き家調査について</p>	<p>広い家屋に一人暮らしで、空き部屋スペースが多い方の中で空き部屋を貸しても良いという方もいる。空き家調査と同時に家屋の活用計画についても調査項目を広げるように検討する考えはないか。</p>	<p>町 長 及び 担当課長</p>
<p>3 集落内の談話できる場所の確保及び応援体制について</p>	<p>27年度施政方針の中で、高齢者が住み慣れた地域の中で、健康で自立し安心して生きがいを持って暮らせるよう支援してまいります。と述べられました。</p> <p>高齢者が安心して暮らせる集落づくりについて、集落内に高齢者が集まってお茶を飲み、談話ができる場所の確保及び家屋内・外の軽作業のお手伝いなどの応援体制を検討する考えはないか。</p>	<p>町 長 及び 担当課長</p>
<p>4 鹿、イノシシ被害の実態と、その対策について</p>	<p>27年度施政方針の中で鳥獣被害対策や耕作放棄地解消対策につきましては、ハード、ソフトの両面から積極的に取り組んでまいります。と述べられました。</p> <p>鹿、イノシシの被害について、特に山間地域では集落の大きな問題になっている。</p> <p>町として把握している鹿、イノシシの被害の実態と、今後の鳥獣被害対策についてお聞かせ</p>	<p>町 長 及び 担当課長</p>

			ください。	
		5 交通弱者の移動手段の確保について	公共交通機関のない地域への実情に合った交通弱者の移動手段の確保として乗合タクシーを検討する考えはないか。	町長 及び 担当課長
		6 戦争に関する歴史認識について	町長は戦没者追悼式で平和を愛する社会を実現する思いを述べられています。学校教育の中で児童、生徒に対して、日本の第二次世界大戦前後の教訓について、歴史の真実を伝えることは最も大切だと思いますので、そういう機会をつくる考えはないか。	町長 及び 教育委員長
3	前田徹一	1 少子化対策（子育て支援）について	少子化対策（子育て支援）として、本町独自による保育料のさらなる引き下げに取り組む考えはないか。	町長
		2 芦北町に埋設されている除草剤の処理について	1970年代に農水省、林野庁の指示により本町に埋設処分されたとある除草剤について、農水省、林野庁から今まで連絡、報告等はあったか。	町長
		3 米田川における魚道の確保について	米田川の河川改修工事が進み、堰などが造られ、魚の遡上ができなくなり、数多く生息していた魚はほとんど見られなくなった。 河川環境保全と魚が遡上し生息できる本来の川の姿を取り戻すために、魚道の整備が必要と思うがいかがか。	町長
4	川尻成美	1 県内自治体情報公開度ランキング結果について	県と県内45市町村の2014年度情報公開度ランキングが、2月10日公表された。 ① 本町は、30位に位置し、前回より5ランク下げた。そのアンケート内容を明らかに	町長

			<p>されたい。</p> <p>② 情報公開度を、高めるべきではないのか。</p>	町 長
		<p>2 政府が進める【地方創生総合戦略】に対する本町の対応策について</p>	<p>政府が、昨年末に人口減少対策の総合戦略をまとめたことを受け、地方自治体は「地方版総合戦略」を2015年度中に作成することになる。</p> <p>① 作成にあたり取組み体制はどう考えているのか。</p> <p>② 戦略の基本目標をどう考えているのか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>
		<p>3 土曜授業の取組みについて</p>	<p>県教委は2月27日付けで公立小中学校ら【土曜授業】に関し国語や算数など、通常の教科授業も取り入れるよう市町村教育委員会に文書で通達した。</p> <p>① これを受け本町教育委員会としての対応はどうするのか。</p> <p>② 土曜授業の目的に【学力向上】を明確に位置付けた通知である。本町の小中学校の学力度はどのようにになっているのか。</p>	<p>教育委員長</p> <p>教育委員長</p>
5	荒川知章	<p>1 地方創生における本町での取組みについて</p>	<p>国の政策として、「地方創生」が打ち出されたが、地域活性化のために本町ではどのような取組みを考えているのか。</p> <p>① 新たな政策について</p> <p>② 住民へのアイデア募集について</p> <p>③ 若者定住対策について</p> <p>④ 光通信の整備について</p>	町 長 及び 担当課長
		<p>2 外国のクルーズ船乗客の観光ルートについて</p>	<p>外国のクルーズ船が八代港に入港し、県内をバスで観光していますが、芦北の様々な場所を観光ルートとして提案する考え</p>	町 長 及び 担当課長

はないか。

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（寺本修一君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問通告者は5人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は従来どおり補助質問を含め30分以内に制限いたします。

それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。

執行部の答弁も、明快かつ簡潔に願います。

なお、今回の一般質問には、地方創生に関する質問が4人から通告されておりますので、質問にあたっては極力重複しないようお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので一般質問を行います。昨日は生涯忘れ得もしない未曾有の大災害、東日本大震災が4年前に発生した日であります。この寒空の中、未だに再会できない肉親に思いを馳せておられる人々の艱難辛苦が少しでも楽になることを祈っているところであります。

さて、昨年11月28日、まち・ひと・しごと創生法が施行されました。それは我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することで、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくこととしています。国は、人口減少問題の克服と成長力の確保は、2060年までの長期ビジョンとして掲げ、2019年度までは5か年の総合戦略を昨年12月に策定し、閣議決定しています。

基本目標として、1つ、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するなど定め、夢や希望をもち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形

成、それを担う多様な人材の確保及び魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することとしています。

創生法の中で第4条に、地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担のもと、実情に応じた自主的な施策を策定し、実施する責務を有すると規定されていますが、それは本議会初日に竹崎町長の施政方針の中で述べられていたように、まさしく地域間競争の渦中にあり、さらに激しい競争が始まっています。

芦北町は合併後10年が経過し、人口の減少は見受けられるものの、子ども医療費の無料化や予防接種の負担軽減などの子育て支援、果樹をはじめとする第一次産業へのさまざまな支援、また生活インフラ等の整備など、町民が安心・安全で暮らせるために、以前より日々精励努力されてこられたことに敬意を表する次第です。

さて、今後は第二次芦北町総合計画が策定され、その基本理念のもとに平成27年度から新たなまちづくりに取り組まれると思いますが、今回の地方版総合戦略は官民さまざまな立場の方に参画いただき、我々議員も同様に知恵を出し、芦北町の総合戦略を策定し、それを実行に移していくことが重要であり、そのことが各自治体間に格差が現れると考えているところです。

そこでお尋ねをいたします。芦北町として地方創生に対し、どのようにして取り組んでいかれるのでしょうか。まち・ひと・しごと創生法では、地方版総合戦略の策定は市町村の努力義務とされています。本定例会初日の町長施政方針では、策定に着手しますとの説明がなされましたが、昨年12月に策定された第二次芦北町総合計画との関係はどうなるのかお尋ねいたします。また、その内容、推進体制、スケジュールはどうなっているのかをお尋ねいたします。

次に、第二次芦北町総合計画の将来推計人口では、2040年に1万1,268人と推計されています。今回の地方創生では、人口減少問題の克服が目的の一つですが、取り組みの中で将来の人口をどの程度見込んでいるのかを聞きたいと思えます。

最後に、国は地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、26年度補正予算3.5兆円を措置し、地方創生に係る交付金では総額4,200億円を確保しました。地方は長引く低景気低迷からまだまだ抜けきれず、厳しい状況が続いています。国が財政措置した交付金を芦北町の住民のために活用して、施策を展開していくことが重要だと考えます。

一般質問の通告時には、芦北町として補正予算を措置されるか不明確でありましたので通告していましたが、今般、追加での補正予算の議案が上程されましたので、詳細な答弁は求めませんが、何か説明がありましたらお願いをいたしたいと思えます。

次の質問に移ります。地元芦北高校の存在意義について質問しますが、議員必携の中に、一般質問の範囲はその町村の行財政全般であると記載されています。芦北高校は本町の施策にも深く関係がありますので、あえて質問をいたします。大正10年の創立で、平成23年秋には創立90周年を迎え、盛大に式典が挙行されました。現在まで1万5,000人余の卒業生があり、全国で活躍し、郷土の名声を高め、地元に残っておられる方々は第一次産業はもとより、福祉関係など、ふるさと発展のため一生懸命頑張っておられます。今後、政府でも地方再生の柱として位置付けている第一次産業の復活や福祉の充実など、政策の相通ずる農業、林業、福祉の3つの専門性をもつ高校として、また地域経済を担う人材を輩出する教育機関としてなくてはならない芦北高校だと考えているところです。

そこで、まず芦北高校の存在をどう考えておられるかお尋ねいたします。また、今までも行政と深く関係があったと思いますが、県の再編計画なども鑑み、今後どう関わっていくのかをお尋ねいたします。

これで壇上からの質問を終わり、再質問は質問席からいたします。

○議長（寺本修一君） 答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 宮尾議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地方創生に対する取り組みについてであります。地方創生が掲げる急速な少子高齢化、人口減少、活力ある社会の維持について、本町におきましては、これまでも総合計画を最上位計画として策定し、地域の実情に応じた自主的な施策に取り組んできているところであります。今後も芦北町総合計画を基に取り組む考えでございます。

以下、②から④の質問につきましては、担当課長から答弁をさせます。

続きまして、芦北高校の存在意義についてであります。御発言にもありましたように、芦北高校は本年度創立から93年目を迎え、長い歴史と伝統に輝く、葦北郡内唯一の高校でありまして、これまで有為な人材を輩出するなど、多くの実績を誇る素晴らしい学校であります。何が何でも存続しなければならない学校と考えております。以前は芦北高校の振興に係る懇話会が設立されておりまして、私もメンバーの一員として、当時、普通科の再編にあたっては、本町が福祉の分野に大きく力を注いでいることから、福祉科の新設を意見として申し上げた経緯がございます。今後も引き続き、県の理解を得ながら、同窓会、地域など、関係団体との連携を図り、支援してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、宮尾議員の地方創生に対する取り組みにつ

いての御質問の②について御答弁を申し上げます。

今回の地方版総合戦略につきましては、総合計画に定めた施策を基本といたしまして、国の基本目標に一致する重要施策を中心に策定することといたしております。また、地方版総合戦略の内容につきましては、まち・ひと・しごと創生法第10条に定められている国・県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定することとなっております。

次に、推進体制についてのお尋ねでございますけれども、町の最上位計画でございます総合計画策定時に、外部有識者等を含めた芦北町総合計画策定審議会において議論いただいておりますので、特別に推進組織の立ち上げは行わないことといたしております。しかし、策定の段階において、現場の声を重要視することが必要であると考え、産業関係団体等に出向き、意見交換を実施するなどして、即効性のある事業効果を得られる総合戦略の策定を行ってまいります。

今後の策定スケジュールにつきましては、4月以降、人口ビジョン及び総合戦略策定に必要な消費動向などの各種調査の業務委託を行い、産業関係団体等に対する現状課題などについて意見交換を行ってまいります。8月以降を目途に、地方版総合戦略並びに地方人口ビジョン素案の策定と、併せて国・県との協議を行っていくことといたしております。また、議会に対しましては、適宜、御説明をしたいというふうに考えております。

次に、御質問の③についてお答え申し上げます。③の人口ビジョンにおける将来推計人口の見込みにつきましては、第二次芦北町総合計画に提示しております将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査に基づき推計した数値となっております。今後策定をいたします地方人口ビジョンでは、地域経済の将来に与える影響の調査結果や、地方版総合戦略の事業実施による効果及び人口の現状分析をもとに、将来人口推計を行いたいと考えております。

次に、④の御質問につきましては、国が財政措置いたしました補正予算における取り組みにつきましては、地域消費喚起型及び生活支援型と地方創生先行型の2つの交付金が措置されておりますので、議会最終日に上程をすることといたしております。この後、全員協議会の中で御説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） ただいま流れ等、詳しく説明をしていただきましたが、再質問をいたしたいと思っております。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、今まで他町村には勝るとも劣らない

活性化策をいち早く展開され、努力されてきておりますが、ここ数年来の人口流出、少子高齢化などが著しい動きに対して、今になり、やっと国が日本の行く末に危機感をもったのかなというふうに思っているところですが、芦北町としてはこれまでどおり、町の総合計画をベースに施策を実施し、その枝葉になる部分が今回の創生法に当てはまる事業に取り組んでいくと考えていいのかをお尋ねをいたしたいと思います。

また、努力義務とあるのは、計画をしなければそれまでだが、皆で知恵を出し合い、活性化につながる事業を展開しようとする地方自治体には国も協力を惜しまないと解釈をしてよいのかをお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 2点、御質問があったと思いますけれども、まず総合計画をベースに今後策定していくのかという御質問であったかと思えます。これにつきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、これまでも総合計画に基づいて、町の実情に応じたさまざまな政策を展開してきております。今後もこの総合計画に基づきまして、事業に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、個々の新たな事業につきましても、総合戦略策定の中ですね、検討させていただきたいというふうに考えております。

また、次の努力義務といえますか、今後、自治体に対しまして国も協力を惜しまないのかという御質問であったかと思えますけれども、創生法の第4条では、町はその実情に応じた自主的な政策を策定して実施する責務を有するというふうに規定をされております。この総合戦略の策定の如何に関わらず、町としましては地方創生法の目的に沿った事業実施は当然必要であるというふうに考えているところでございます。国は、その取組内容に応じて交付金の重点配分を行うということとしておりますので、町といたしましては、その財政支援を有効に活用していくためにも、関係機関と連携しながら、町の実情に合った総合戦略を策定して、事業に取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） ただいまの答弁にありましたように、総合計画をベースに取り組んでいくということで理解をいたしました。

その努力義務というようなことではありますが、これを考えてみれば、より一層、各自治体間の力が試されるというようなことでもあると思えます。逆にいえば、町の力が発揮できるチャンスではないかというふうにも思っております。今後も目的

をしっかりと定めながら、オンリーワン・ナンバーワンの事業展開を期待をいたします。

次に、先ほどの答弁にもありましたが、策定をするには現場の声を重要視するという必要があるとお話がありました。私もそれには同感であります。どのような団体をまた考えておられるのか、そして企業・団体のトップばかりではなく、現場の第一線で働く人々との腹を割った意見交換が非常に重要になってくると思いますが、どう考えておられますか。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 現在、現場での意見をですね、いただきたいということで、想定しておりますのは、産業関係では農林水産業、それから商工業、それから福祉とか医療、金融機関等々の団体などをですね、一応考えているところでございます。

また、今申し上げました団体等に対する意見の交換につきましては、そこに就業されている方、またはその第一線で活動されている方等々の方々のですね、方々からどのような課題があって、どのような事業をですね、必要とされているのかと、そういうことをですね、そういう率直なですね、御意見をお聞きしていきたいというようなことで考えているところでございます。

○議長（寺本修一君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） ぜひ、現場に出向いていただいて、その団体団体、あるいは現場で働く第一線の方々の話を、実情を十分聞いていただきたいと思っております。そして、その話の中で地方再生の話は第一番のことといたしまして、やはり腹を割った話ということで、若い人たちがいれば結婚の話とか、あるいは今の子育ての問題、この芦北町がどうしたらいいかという、どうしてもらいたいかという、そのような悩み、あるいは要望等々も的確に聞いていただき、それをこの戦略の中のアイデアとしてぜひ活かしていけばいいんじゃないかというふうに思っております。ぜひ現場に自ら出向いて、今までのように何とか委員会というようなことをつくって、トップの方の話を聞くばかりじゃなくて、その現場の実情に合った話、あるいはいろんな世間話等も含めながら、子育ての話とかをしていただければ、有効な戦略のヒントが生まれるんじゃないかなというふうに思っております。

次に、昨年12月に閣議決定した5か年の総合戦略の基本目標に、時代に合った地域づくり、地域と地域を連携するという項目がございます。経済の長期低迷、少子高齢化、出生率の低下などの問題を抱える時代であります。国の存亡までも心配になる今こそ、隣近所との連絡・協力も考えるときだと考えております。

昨年9月16日に、八代市が中心都市宣言を行いました。西回り自動車専用道路

も開通し、交通の便も格段に向上し、また井牟田の県道も改良新設工事も進み、以前からの日常生活圏であった八代市がより身近になっております。そこで、定住自立圏形成協定を結び、協力体制を構築する考えはありませんか。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） この中心市宣言を八代市が昨年度いたしております。

これにつきましては、八代市のほうからですね、隣接町村であります芦北町にも打診があっておりまして、現在その協定を結ぶためのですね、事務なり、調整を今やっております、できますと、27年度中にはですね、協定が結ばれるんじゃないかなというふうに考えております。今なお、八代市とその氷川町が先行して協定を結んでおられますので、そういったものを参考にしながらですね、どういった内容の協定ができるのかということで、今後協議をしていきたいというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） その八代市との協力体制のことではありますが、何か町長は考えはありませんでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 今、課長が答弁したとおりでございます、すでにこのことにつきましては、八代市長とも面談を行っております、八代を中心としたですね、県南域のさまざまな分野の発展を期していこうということで話しております。あとの事務的なものについては、先ほど課長が答弁したとおりです。

○議長（寺本修一君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 一つの町村でできないこと、また今は車社会でありますので移動もできます。そこで、やはり八代市がこの頃、八代港の発展もめざましいものがありまして、観光客等も来ております。また、八代市等に企業等が来れば、その企業の休養地等も芦北町で考えたりとか、また農産物の共同の販売、T P P関係等もありますけれども、そういうような販売開発とか、そういうのもアイデアがどんどんどんどん浮かんでくるんじゃないかというふうに思っております。特にやはり八代港あたりに寄港する観光客などの誘致等をいろいろ考えて、芦北町が有利に今後発展するようなことも、ぜひ協定あるいはトップ同士で話し合いをしながら進めていただければと思っております。

次にまいりたいと思います。人口ビジョンの再質問でございますが、将来人口の推定値を出すには、さまざまな分析が必要だと思います。その予測がより良い方向に向かうのが今回の総合戦略だと思っておりますが、今回の数値よりも上回ると考

えてよいのかをお尋ねをいたします。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 人口ビジョンにつきましては、先ほども御答弁を申し上げましたけれども、今後策定いたします地方人口ビジョンでは、地域経済の将来に与える影響の調査結果でありますとか、あるいは人口の現状分析を基に、将来人口推計を行ってまいりたいというふうに考えておりますが、総合計画の中でお示しております国立社会保障・人口問題研究所が出しております推計人口をですね、上回る、それ以上ですね、を見込んで策定をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（寺本修一君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 人口が増減する要因は数多くあると考えておりますが、一つ一つを十分分析していけば、解決策が必ず見つかるものと考えております。対策については、質問内容では触れておりませんので、私も今後、機会を捉えて発言をしていきたいと思いますが、人口減が穏やかになり、あわよくば少しずつでも増えるように、どうか細かな分析と大所高所から考えた施策を展開していくことを望んでおります。

次に、最後の質問になりますが、26年度補正予算につきましては、全員協議会の中で十分理解できるように説明していただくことを期待をいたします。以上です。

次に、芦北高校についての再質問をいたします。町長の答弁、大変心強く思いました。ただ、最近の入学試験の出願数の定員割れがちょっと続いております。この状況について、どう考えておられますか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 少子化等の影響もあると思うわけでございますけれども、大変憂慮すべきことであると認識しております。

○議長（寺本修一君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 少子化の問題と、そしてやはりこの第一次産業の衰退というのも少し影響をしているのではないかと私は思っております。私たちも農林水産業者もより頑張って、まず景気をよくして、第一次産業復活をさせていかなければならないと思っております。

現在、球磨郡の多良木高校の存続を求めて、住民らの抗議行動が起きておりますが、芦北高校も入学者の減少など今後も続けば、再編計画等についての検討が今後なされる可能性があるかなということも想定されると思いますが、このことについて町はどう関わっていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 今年の出願数では、もう御存じと思いますが、林業科は1倍を超えたわけでありませけれども、他の科が下回ったと。この傾向は、県内の県立高校に随所見受けられることをごさいますて、それぞれの自治体もやはり大きな課題として捉えているようございませが、現在ですな、県の教育委員会が策定しております県立高等学校再編整備等基本計画では、芦北高校は再編整備の対象校にはなっていないわけでありませが、ただ時代の変遷とともにですな、どのような学校環境、教育環境が変わっていくか分かりませないので、これらをきちっと的確に捉えながら、県の理解もいただき、そしてまた地域の方々の、また熱意とか盛り上がりも大事でございませるので、冒頭申し上げました同窓会あるいは関係団体の皆さん方、連携しながらですな、継続していくように取り組んでまいりたいと思ひませ。

それと、地方創生のことと関連するわけでありませが、国はまち・ひと・しごと創生法案というのを出しましませが、もう非常に遅すぎたんです、これは。もう50年ぐらい前に出すべきですな、法案だった。その頃から、もう一極集中とかですな、あるいは首都機能移転とかですな、そういう問題が出ておったわけでありませが、そういうプロジェクトができながらですな、いつももう消えております。初めて今後、危機感を感じて向き合ったのがこの法案でありませてですな、まち・ひと・しごと創生法案じゃなくてですな、しごと・ひと・まち法案とすべきだったと私は思ひますな。やっぱり第一次産業から第二次、第三次までですな、働く場があってこそ人が定着するわけでありませて、そして町が構成されていくということでありませるので、そういうことからしましてもですな、今般、こういう事業が、国が力を入れるということでありませるので、定住人口の促進を図る中で、地元の子どもたち、あるいは周辺の子どもたちが芦北高校を受験するですな、そういう環境もつくっていかなければいけませ。特に農業は大事な基幹産業でありませるので、この大切さも訴えていきますし、農業振興に力を入れていく。中でも芦北高校では林業科がですな、全国の林業関係の公務員の合格率は全国ナンバーワンでありませて、林野庁に行きますと、もう芦北高校出身の人たちがたくさんおられます。あるいは各省庁にも出向されませて、各分野で活躍をされております。これは私がもう陳情し、霞ヶ関を回りですな、本当に誇りにしておるところでございませ。これはもうそれが私は絶対これは守っていかなければいけませという根拠でありませ。まあ頑張ってまいりますので、よろしくお願ひします。

○議長（寺本修一君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 町長の今の答弁、まったく私もそのとおりでと思ひております。内閣が変わる度に、ころころ猫の目のように変わる現在の政治の仕組みであり

ます。芦北町は以前から一生懸命まちづくりに取り組んでおって、全国に誇る事業もたくさんございます。それを基本にして、今後も地に足を付けた政策をとって頑張っていたいただければと思います。芦北高校の再答弁の中で御発言をされましたので、また再質問のようになりましたけれども、一言発言をさせていただきたいと思っています。頑張っていたいただきたいと思います。

芦北高校林業科の公務員合格率、そして環境学習の一環として取り組んでおられるホテル、またアマモの育成等に関しましては、特に潮の間の仕事であります。寒い中で干潮のときに一生懸命頑張っている高校生の姿、これは若い人々がいないとできないことであります。そのことをぜひ地域の皆さん、また県の関係の方々にもぜひ今一層分かっていたいただければと思っております。芦北高校のOBとして、町長の答弁、心強く、安心をいたしました。地域再生の柱ともいえる第一次産業や福祉など、即戦力となる人材を輩出する高校として、なくてはならない芦北高校だと思っております。今後、何かあったときには、町としての支援の態度を旗幟鮮明にして頑張ってもらうことを期待をいたしまして、すべての質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 宮尾君の質問が終わりました。

次に、坂本君。

○2番（坂本 登君） 皆さん、御苦労さまです。日本共産党の坂本登です。議長の許可をいただき、町民の声をもとに6項目質問いたします。

質問の前に、東日本大震災から4年が過ぎ、震災で亡くなられた人々と、その御家族に対し、心からの哀悼の意を表します。

質問に入ります。最初の質問は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に対して、町の取り組みについてお聞きします。町長は、平成27年度施政方針の中で、国において、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されたことから、総合計画を基に地方版総合戦略の策定に着手してまいります。と述べられました。町としてはどのようなことを取り組むお考えですか。お聞かせください。

次の質問に入ります。空き家調査についてお聞きします。広い家屋に一人暮らしで、空き部屋スペースが多い方の中で、空き部屋を貸しても良いという方がいます。空き家調査と同時に、家屋の活用計画についても調査項目を広げるように検討する考えはありませんか。お答えください。

3番目の質問に入ります。集落内で談話のできる場所の確保及び応援体制についてお聞きします。町長は27年度施政方針の中で、高齢者が住み慣れた地域の中で、健康で自立し、安心して生きがいをもって暮らせるよう支援してまいりますと述べられました。高齢者が安心して暮らせる集落づくりについて、集落内に高齢者が集まってお茶を飲み、談話ができる場所の確保及び家屋内外の軽作業のお手伝い

などの応援体制を検討する考えはありませんか。お答えください。

4番目の質問に入ります。鹿、イノシシ被害の実態とその対策についてお聞きします。27年度施政方針の中で、鳥獣被害対策や耕作放棄地解消対策につきましては、ハード・ソフトの両面から積極的に取り組んでまいりますと述べられました。鹿、イノシシの被害について、山間地域では集落の大きな問題になっています。町として把握している鹿、イノシシの被害の実態と、今後の鳥獣被害対策についてお聞かせください。

5番目の質問に入ります。交通弱者の移動手段の確保についてお聞きします。公共交通機関がない地域への実情に合った交通弱者の移動手段の確保として、乗合タクシーを検討する考えはありませんか。お答えください。

最後の質問に入ります。戦争に関する歴史認識についてお聞きします。町長は戦没者追悼式で、平和を愛する社会を実現する思いを述べられています。学校教育の中で児童生徒に対して、第二次世界大戦前後の教訓について、歴史の真実を伝えることは最も大切だと思いますので、そういう機会をつくる考えはありませんか。町長及び教育委員長に答弁を求めます。

以上で本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本登議員の質問にお答えをいたします。

まず、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に対する御質問でございます。地方版総合戦略に対する取り組みにつきましては、先ほどの宮尾議員の御質問にお答えしたとおりでありますので、内容につきましては担当課長から答弁させます。

続きまして、集落内の談話できる場所の確保等々についてのお尋ねでございます。集落内の談話できる場所の確保及び応援体制につきましては、既に、芦北町社会福祉協議会に委託をいたしまして、ふれあい・いきいきサロンの活動などに取り組んでいるところでございます。以下、具体的内容については、担当課長から答弁させます。

次に、鹿、イノシシ被害の実態と、その対策についてのお尋ねでございます。本町におきましては、町長を会長といたします芦北町有害鳥獣被害防止対策協議会を平成21年度に立ち上げておりまして、さまざまな対策を実施しております。被害の実態と具体的な対策につきましては、担当課長から答弁させます。

続きまして、戦争に関する歴史認識についてであります。私の平和を愛し、戦争のない社会を実現する思いは、坂本議員も御承知のことと思います。学校教育の中において、児童生徒にどのように伝えていくかということではありますが、教育委員会も私の思いを十分理解していると思いますので、具体的な内容につきましては、

教育委員会からお答えすることになります。

以下、残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、まず地方版の総合戦略の策定に、町としてどのように取り組むのかという御質問につきましては、地方創生が掲げております急速な少子高齢化、人口減少、活力ある社会の維持について、本町におきましては、これまでも総合計画を最上位計画として策定をいたしております。地域の実情に応じた自主的な施策に取り組んできているところでございます。今後も芦北町の総合計画をもとに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、続きまして次の御質問の空き家調査についてでございます。空き家調査の実態調査につきましては、計画をいたしておるところでございますけれども、空き部屋の調査につきましては行う考えは今のところございません。

続きまして、公共交通関係の御質問につきましては、乗合タクシーの御質問でございますが、乗合タクシーによる交通手段の確保につきましては、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 御質問の3、集落内の談話できる場所の確保及び応援体制についてでございますが、まず集落内に高齢者が集まってお茶を飲み、談話できる場所の確保につきましては、芦北町から芦北町社会福祉協議会に委託して実施しております水俣・芦北地域見守り活動推進事業の中で、高齢者等が気軽に参加し、相互の交流や地域での結びつきを深める集いの場所をつくることを目的とした、ふれあい・いきいきサロンに平成23年度から取り組んでおりまして、平成26年度におきましても市野瀬地区ほか6地区で開催されているところでございます。

次に、家屋内外の軽作業などの応援体制についてでございますが、こちらのほうも社会福祉協議会に委託している同事業の中で、平成26年度から計石地区、吉尾地区をモデル地区として、住民同士の支え合いを基盤とした見守り活動と生活支援を一体的に取り組む安心生活サポート事業に取り組んでおります。この二つの事業につきましては、町といたしましても平成27年度から展開する芦北町見守りネットワーク事業の中で今後も普及と啓発を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 質問の4、鹿、イノシシ被害の実態とその対策について、農林水産課から申し上げます。

平成25年度農林業に対する被害は、イノシシが6.5ha、1,520万5,000円、ニホンジカが35.1ha、1,255万4,000円となっております。そのほか田畑の畦畔や農道の法面の被害、破壊など、数値として出しにくい被害が多く発生をしております、このことが農林業従事者の生産意欲を低下させる要因であるという認識から、さまざまな対策を行っているところでございます。

芦北町では、平成29年度を目標といたします鳥獣被害防止計画を定めておりました、毎年、イノシシを500頭、ニホンジカ200頭を捕獲する計画としております。この1、2年の傾向としては、ニホンジカの捕獲頭数が増える傾向にございます。平成26年度、本年度2月28日現在の有害鳥獣の捕獲、有害獣の捕獲実績を申し上げますが、イノシシが431頭、ニホンジカが87頭となっております。

これまで行ってきた対策と今後の方針を申し上げますが、1年間を通して有害獣の捕獲許可を出すこと、箱罟の貸出を行うこと、捕獲従事者確保のための罟猟、猟銃免許の取得に対する支援を行うこと、農地を守る防護柵等の資材費の助成を行うこと、捕獲方法や防護柵設置などの講習会を開催すること、被害防止のための広報を実施すること、以上のような方針を今後も継続してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百鍊君） 戦争に関する件でございます。先ほど町長も申されましたとおり、平和を愛し戦争のない社会を実現したいという思いは私も同様でございます。そのためには児童生徒に対し、第二次世界大戦のみならず、今問題となっております中東のイスラム過激派組織による争いなど、広い見地から戦争の悲惨さなどを伝えていかなければならないと思っております。

学校における平和教育につきましては、教育長から答弁させます。

以上です。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

小学校では、6学年時における修学旅行において、全学校が長崎市の原爆資料館を訪れ、身近なところへ原爆が落とされたという事実を認識するとともに、語り部の話を聞くなどの体験を通し、核兵器廃絶や戦争の悲惨さを学んでおります。修学旅行の前後においても、5ないし6時間をその事前学習や実際に見てきたことを通し、再学習をしております。それ以外にも、教材の中で戦争に関するものがあつた場合は、随時、学習しております。

中学校におきましては、国語や社会、道徳の授業の中で、戦争について学んでお

ります。また、平成27年度におきましては、「知ってみよう！芦北と戦争」をテーマに町民歴史講座を開講する予定でございます。

以上です。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 2回目の質問を行います。

自主的に総合計画を基に取り組んでいくという話でした、このまち・ひと・しごと創生法の第10条で、町は創生総合戦略をつくることが努力義務とされています。総合戦略の内容は、目標や施策に関する基本的方向などを定めることになっています。いつまでに総合戦略をつくる必要があるのか、政府のまち・ひと・しごと創生本部の総括官が地方の総合戦略は、できれば10月くらいまでに策定していただけると有難いと言っています。法律上では以上のおりですが、すでに国の地方創生法に基づき、実際に熊本県内では3つの構想が進んでいます。

一つ目は、定住自立圏構想として、八代市、熊本市、玉名市、菊池市、天草市、人吉市、山鹿市の7市で進行中です。それと、有明圏域定住自立圏として、荒尾市、南関町、長洲町、大牟田市、柳川市の3市2町で進行中です。その中で中心市宣言したのが、熊本市、八代市、玉名市、菊池市、人吉市が宣言しています。その他の自治体はすでにビジョンを策定しています。

二つ目は、地方中核拠点都市圏構想が熊本市を中心に、宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、高森町、西原村、南阿蘇村の3市10町2村で進んでいます。

三つ目は、集落ネットワーク圏構想が進められています。国の27年度予算、政府案におけるまち・ひと・しごと創生関連事業の総額は1兆3,991億円の予算が組まれています。議長の許可をいただき、執行部のお手元に資料をお配りしますのでご覧ください。お配りしています資料にありますように、ありとあらゆる事業に予算額が示されています。集落ネットワーク圏構想というのは、数ある事業の中に総務省の集落ネットワーク圏の形成事業として4億円、農水省の農村集落活性化支援事業として6億円、国交省の小さな拠点を核としたふるさと集落生活圏の形成推進事業として2.7億円などが、27年度予算政府案まち・ひと・しごと創生関連事業として出来上がっています。そのほかにも数多く活用できる予算が含まれています。創生本部では、総務省、国交省、農水省の三つの事業を統合するかを現在調整中のようです。

ここで町長にお聞きをいたします。国が進める一つ目の定住自立圏構想、二つ目の地方中核拠点都市圏構想、三つ目の集落ネットワーク圏構想の事業の中で、三つ目の集落ネットワーク圏構想が芦北町の活性化、町民生活の向上に当てはまるのでは

ないかと私は思います。町長はどのように考えていますか。お答えください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 国が打ち出しますいろんな事業についてはですね、当然、我々も研究をいたしまして、我が町に有効な手立てと分かれば、積極的に取り組んでこれまで来ておりますし、これからもそういう姿勢でまいります。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 積極的に取り組んでいるという答弁です。取り組み方について、前回の一般質問で全町民の力を借りることを提案しました。町長は、27年度施政方針の中で総合計画を基に地方版総合戦略の策定に着手してまいります。と述べられています。芦北町総合計画第二次、2015から2024の中の前期基本計画はよくできています。この計画を本当に実のあるものにするためには、計画を全町民のものにする必要があります。全町民あげて内容を充実させることが大切だと思います。全住民の力を借りるということは、農業の振興は農業従事者に聞きに、漁業の振興は漁業従事者に聞きに、林業の振興には林業従事者に聞きに、各担当職員を派遣し、実際にそれらに従事して生計を立てている人の要求を直接聞き、具体化するということです。昨年12月議会で、人口減少対策、地域おこしについて、私は一般質問をしました。そこでも人口減少対策、地域おこしの問題は、全町民あげて取り組む必要がありますと提案しました。それに対し町長は、役場丸ごとがそういう組織体になって、いろんな各課から提案をし、対応してきておると答弁され、私の提案に対しては参考にはさせていただきたいとお答えになりました。町長は、施政方針の中で地域活力と雇用を生み出す産業として、農林水産業を第一にあげておられます。基幹産業の一つである農業の振興について考えますと、農業は芦北町に活力と雇用を生み出すと私も思います。

そこで、町長にお聞きします。本当にそうするためには、稲作については米を直接作っている人たちに聞き、果樹栽培については柑橘類を直接栽培している人に聞き、畜産については牛、養豚、養鶏で実際に生計を立てている人に聞き、花については直接花を栽培している人に聞いて、総合戦略を練り上げていただきたい。その他の項目では、健康福祉、教育・文化、暮らしを支える基盤づくり、地域づくり、行財政についても同じように、日常的に直接そのことに関係されている人が一番どうしたらいいか知っています。日常的に直接そのことに関係されている人の意見を聞き、そうした声を反映した全町民のための住民自治による地方版総合戦略の策定に役場丸ごとで力を発揮していただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 例えば農業の分野であります、今、具体的に米とか畜産とか花卉とかおっしゃいましたけれども、JAにはそれぞれ専門の生産部会があるわけでありまして、そこで現場の方々に組織された生産部会、それが農協という組織を通じて、私どもに入ってもらいますし、また私どもも積極的にその部会の総会であるとか、いろんな施業との交流会、報告会等につきましても、積極的に参加いたしまして、生の声を聞いております。また、担当課でもですね、もう逐一必要とあれば、現場に出向いております。福祉にしましてもそのとおりでありまして、各福祉団体がございます。特に社会福祉協議会は、町と表裏一体でありまして、芦北町の委託事業がたくさんございます。その組織をあげて現場と接し、現場の助けを必要とする人たちの声を聞き、それが私どものところに入ってきて、それを政策として打ち出しておるということでございまして、坂本議員は尚一層がんばれよということだと思いますので、そのように理解してこれからも取り組んでまいりたいと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 先ほど宮尾議員もおっしゃいました、町長も考えは同じと。やはり、その現場、一番身近なところの声をやっぱり拾って、今度の総合戦略をつくっていただきたい。

それと、今回、国のまち・ひと・しごと創生事業は、自治体消滅論から始まりました。政府が発表している長期ビジョンと総合戦略の構想全体を貫く考えは、頑張る、やる気のある自治体への支援をしております。それができないところは、結果的には弾かれ、その先に自治体消滅が想定され、更なる大合併や道州制が考えられています。芦北町の農業も林業も水産業も商店も、なかなか明るい展望が見えてきませんが、このまま手をこまねいていると人口維持や町の活性化は望めなくなります。こうした厳しい状況ですが、地方版総合戦略に国も支援すると言っています。ここは町長、正念場です。頑張る、やる気のある芦北町にとってはチャンスでもあります。石破地方創生大臣は、新聞記事によりますと、10日、共同通信のインタビューに応じ、全自治体に来年3月末までの取りまとめを求めている地方版総合戦略に関し、1年経っても駄目なところは、2年、3年かけようが駄目だ。国の取り組みとして、権限も財源もなるべく地方にという流れは変わらないとした上で、国としてできる限りのことはするが、人を引きつけるだけの魅力をもつかは、その地域の努力にかかっていると熊日新聞朝刊3月11日付けで報道されました。

ここで町長にお聞きをします。まちづくりの基本理念であります、すべては次代を担う子どもたちのためにも、自治体消滅論を打ち破り、道州制に道を開く可能性のある更なる大合併に乗らず、全町民あげての取り組みで芦北町を再生し、独自に

生き延びる、いわゆる町長の言われるオンリーワンの芦北町づくりの道を進んでいただきたいと思いますが、町長の将来展望についてお聞きをして、次の質問に入ります。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 自治体消滅論につきましてはですね、反論もあるんですよ。これには、反論も。ですからですね、これだけが今大きくクローズアップされておりますが、自治体は消滅しないという主張をされる人もおられるわけでありましてですね、これはどうなのか。それと、先ほど担当課長が申しました将来の人口推計につきましてもですね、もう調査機関によってばらばらなんですね。ですから、そのへんははっきりしませんけれども、ただし、そういう方向に向いていることは事実でありますので、早くから我が町は危機感をこれに感じて、いろんな施策を町まるごとでこれを取り組んできておるところであります。

それとですね、道州制の導入につきましてはですね、私は反対の立場であるということをお伝えをしておきたいなというふうに思います。まあそういうことで、これも冒頭に申し上げましたが、芦北町総合計画、これに知恵と工夫とですね、我々の汗が結集されておりますので、これを基にこの地方創生のですね、総合戦略には取り組んでまいりたいと思っております。

蛇足ながら申し上げますが、竹下総理が出したですね、1億円のふるさと創生資金、これがはるかに使い勝手がいいです。自由度が高いわけでありまして、これはこの今出しております地方創生のですね、制度につきましては非常に厳しいんです、審査が。これは駄目だ、あれは駄目だと、どんどんどんどんはねられていきます。ですから、難しい面がありますが、重ねて申し上げますと、竹下総理のあの政策のほうのはるかによかったということですね、蛇足ながら申し上げておきます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 2から5までの質問に入ります。

2から5までは、町民の生の声を町長にお聞きしてもらい、次の質問に入りたいと思います。家屋の空き部屋については考えていないということでした。一人暮らしの方から話を聞いてまいりました。大きな家に一人暮らしは寂しく不安で、一人暮らしの家の空き部屋を集落のコミュニティや子育て世代のシェアハウスとして、あるいは移住希望者の体験ツアー宿泊所としてなどに活用してもらえないかと言われました。調査し、検討はしないと言われましたが、こういう声があるので、聞いてもらえないでしょうか。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 今、町が考えておりますのは、本年度に町内にございます空き家ですね、この現状、実態をですね、まずは把握するというところで考えておまして、個々のその空き部屋ですね、につきましてはですね、個人的な問題もあるし、そういう個人情報の問題もございますので、町としてはそこまではですね、調査は考えていないというようなことでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 特に高齢者が安心して暮らせる集落づくりについては、ある高齢者の話を聞いてきました。娘さんが今後のことを心配して、「一緒にいつとき試しにうちに来て住んでみらんね。」と、2週間ほど町外に住む娘さんのところで過ごしたそうです。そしたら、1週間ぐらいしてから具合が悪くなり、2週間が限界で帰ってきたそうです。帰ってきたら、御近所の人と話したり、庭や畑作業をしたりしていたら、3日で体調も良くなり、元気になったそうです。町長が言われるように、高齢者が住み慣れた地域の中で、健康で自立し、安心して生きがいをもって暮らせるよう、各集落で一人一人のつながりを大切にする、助け合い自主コミュニティ組織の体制を強化・検討していただきたい。そして、芦北町から一人の孤独死も絶対に出さない決意で取り組んでいただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まったくそのとおりに思っております。これからも真摯に取り組んでまいります。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 4番目の鹿、イノシシの被害と対策について、被害の実態を直接聞いてまいりました。上原地区から海路地区の町道に、毎日のように鹿が出て、道路上に10cmから20cmぐらいの落石があり危険なので、鹿の通り道というか、場所は分かっているので、対策をしていただきたいと言われました。他の地区からの声も聞いてきました。集落から町に下るとき、鹿が目の前に出て車に衝突して、もう少しで谷底に落ちるところだったと、あわや命に関わる危険な事故まで起きています。また、ほかの人からは、走行中に遭遇しただけでもとっさに鹿をよけるのにハンドルを切るので、道幅が狭く、転落の危険性はあるとも言われました。イノシシの被害では、町営寺川内団地周辺の畑や家の庭などを掘り起こされて危ない。寺川内団地には、子どもや高齢者も生活しているので、イノシシによる事故が起こってからでは遅いと言われました。鹿、イノシシ対策を急がなければなりません。対策として、猟師の方からも聞いてきました。「猟師が高齢化し、山に鉄砲を撃ちに行く回数が減り、鉄砲撃ちの人数も減ってしまうと、鉄砲撃ちば増やさんばね。増やすために町が援助し、魅力ある仕事として、移住者や30代、40代の世

代に周知し、生活のできるごつでけんたらうかね。」と言われました。また、イノシシの被害に遭った人は、罾の規制を緩和して、設置しやすくできるようにしていただきたいなど、私が聞いた声はわずかなものですが、鹿、イノシシが相当増えていると思いますので、町全体では把握しきれない被害があると思います。被害の実態調査と、それに伴う対策を検討していただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） まず、先ほど申し上げましたような対策の中で、具体的な成果として、今の御指摘の中で申し上げますが、平成21年度以降、狩猟者の確保を目指さねばいけないというようなことで、罾猟の免許でありますとか、猟銃の免許を取得される方に支援をしまっておりますが、その結果として、罾を新規で取得された方は、平成21年度から平成26年度、今途中ですけれども、これまでに52名の方が新規に取得をされております。猟銃にいたっては4名の方が取得をされているというような実態でございます。

それと、町で、今、御指摘のあった各所で起こっているような実態は、それぞれ町内全域で見られます。このようなことに対して応急対策といたしましては、そのような情報が入った場合には、そこを所管する猟友会の皆さまにまずは連絡をして、その当該地域の共同狩りを実施してください、そのような依頼をするというようなことで対応をしておりますが、防護柵でありますとか、自衛できる部分、農地の保護、そのようなものについては電気柵の補助でありますとか、金網柵の設置でありますとかというようなことに支援をまいたしますので、自衛を基本としてですね、それに対して支援をするということで対応しているということでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） ぜひ現場の声をですね、一番危険な箇所、また猟師の方が増えるような対策をとっていただきたいと思います。

次に、乗合タクシーについても考えてないということでしたが、交通弱者の高齢者の方の声を聞いてきました。「同じ税金を払って、何でここは公共交通機関がないのかね。移動販売は1週間に1回来るばってん、食料品だけだけん、日用品は町外にいる息子にたまに連れて行ってもらいよったい。」と言われました。医療看護師さんにも聞いてきました。「今後、運転免許証を返還することが増えることが予想され、ますます高齢者の買い物難民が増え、心配で対策が必要になり、街に出て買い物をすることによって認知症予防にもなります。」と言われました。各集落の公共交通手段のない町民が買い物難民にならないよう、声を直接聞き、安心してその地域で暮らせるように交通手段を考えていただけないでしょうか。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 先ほど申し上げましたけれども、住民の皆さまのですね、交通機関の確保と申しますか、これにつきましては、現在スクールバスを活用したですね、既存の民間のバス路線がですね、廃止されたところを中心に、今スクールバスを活用して運行しておりますけれども、御質問がありますような乗合タクシーにですね、よりますような新しい、新たなそういう交通手段の確保についてはですね、今のところ考えていないということでございまして、まだ既定のバス路線でですね、スクールバスの運行がなされていない部分もございます。こういったものを優先的にですね、まずは再編をしてみたいというようなことで考えているところでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） ぜひですね、交通機関がない場所の人の声を、生の声を聞いていただきたいと思います。

次に、歴史認識について再質問をします。教育委員長も教育長も町長も、これはもう議員さんすべて、平和に対する思いは同じだと思います。今年は戦後70年の節目の年です。2014年6月10日、11日、12日と、熊日新聞の「伝えたい私の戦争」上・中・下と題して、芦北町の磧義雄さんが3日続けて連載されました。磧さんは連載の最後に、日本は何のために戦争をしたのか。国のためと言いながら、国民が一番の被害を被った。力がある相手に対して、最低限の力は必要。でも、それを使ってはならない。政治家は忍耐強く話し合って、国民の平和を守ってほしいと熊日新聞連載の「伝えたい私の戦争」を締めくくっています。

そこで、私から町長に提案です。町民、児童生徒を対象に、社教センターや地域活性化センターなどで、1階ロビーに戦争写真展や広島・長崎の原爆パネル、また児童生徒による戦争に関する絵や作文などを展示し、会議室では広島での原爆の悲惨さを伝える「はだしのゲン」などDVD上映会や、磧さんのような戦争体験者の話を聞く「戦争体験語り部の会」などを開催していただきたい。戦争体験者の方も高齢化が進み、亡くなった方も多く、次の世代に生の戦争体験を語り継ぐ最後の世代だと思います。ぜひ、町長、検討していただけないでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 本来なら教育委員会でしょうかね、これは。教育委員会だと思いますので、中身にはあまり触れられませんけれども、私も遺族の一人でありましてですね、特攻隊でマッカーサー率いる連合艦隊に突っ込んでおります。当時のことはいろいろと伝え聞いておるわけでございますが、平和への希求、そういう思いはですね、人一倍強いものがございます。今後どうするかは、教育委員会とも協議

の必要がございますので、答弁は今のことで一つ御理解いただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 今、坂本議員からの御質問の中にもございましたとおり、私も同じ戦争のない平和な社会を希求する思いは一緒であります。そういう中で、社教センター等での御提言等もございました。詳細につきまして、また課長のほうから述べさせたいと思います。

○議長（寺本修一君） 本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） ただいまの中で、例えば原爆の写真展とかというお話がございました。先ほど答弁の中にもありましたが、小学校6年時にですね、町内全学校が長崎に行きまして、実際の現場を見てきております。したがって、原爆等の悲惨さにつきましてはですね、そのときにその原爆被害者の方の語り部からのいろいろな御講話もいただいておりますので、十分ですね、そのようなことはできているというふうに考えておるところでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 児童生徒だけじゃなくてですね、町民向けにもぜひ開催していただきたいと思います。

平成25年9月議会の答弁で、戦没者追悼式を開催し、悲惨な戦争の教訓を風化させず、次の世代に語り継ぐとともに、二度と戦火を交えることなく平和であることを願い、本事業に取り組んでいる。また、先進国、発展途上国との国際交流事業等を積極的に展開し、国際協力貢献事業こそが世界平和に希求する基本であり、地域からの世界平和に対するアピールになると答弁されました。

そこで町長に、戦争に関する歴史認識についてお聞きします。歴代政府が継承してきた戦後50年の村山談話、戦後60年の小泉談話では、植民地支配と侵略への痛切な反省と心からのお詫びというキーワードが含まれています。また、1993年の河野官房長官談話では、いわゆる従軍慰安婦問題について、慰安所における生活は強制的な状況のもとでの痛ましいものであったと、当時の日本軍の関与を認め、心からのお詫びと反省を述べ、歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視し、同じ過ちを繰り返さないという固い決意を改めて表明しました。これは村山談話、小泉談話、河野談話の一番の核心的内容部分です。悲惨な戦争の教訓を次の世代に語り継ぎ、世界平和をアピールするにあたり、この核心部分について、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 町長、ちょっと待ってください。坂本君に申し上げます。通告のときに、国政外交に関わる問題は謹んでいただきたいと申し上げておりますが、まあその範囲内で町長のほうで答弁がありましたら、個人的な認識になると思いま

すが、これはもう安倍総理大臣が答弁する内容ですが、あえて竹崎町長に答弁をお願いします。

○町長（竹崎一成君） 議長が申しましたとおりでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 今回、私が戦争に関する歴史認識を質問したのは、今の安倍政権は過去の侵略戦争と植民地支配を肯定美化する立場に、安倍総理をはじめ、閣僚のほとんどが身を置き、歴史を偽造するののかとの批判と懸念の声が国民から上がっているからです。ヒトラー・ナチス政権の戦争とアウシュビッツ強制収容所などでのユダヤ人大虐殺の歴史と向かい合い続けるドイツの元ワイツゼッカー大統領の言葉の中の有名な言葉に、「後になって過去を変えたり、起こらなかったことにすることはできない。過去に目を閉ざす者は、結局、現在にも盲目になる。非人間的行為を記憶しようとしなない者は再びそうした危険に陥りやすい。」とっています。安倍総理が覆そうとしているのは、憲法9条と日本の戦後時だけではありません。第二次世界大戦でファシズム、軍国主義と闘い、侵略戦争の断罪の上に築かれた戦後秩序そのものを覆そうとしているのです。だからこそ、安倍総理の歴史認識、靖国神社参拝には世界各国から批判、特に中国、韓国ばかりか、アメリカのオバマ大統領からも厳しい批判が起こっているのです。芦北町はカンボジア、ブータン、韓国、イギリスなど、世界各国と交流を深めている自治体です。過去の侵略戦争でアジアで2,000万人、日本で300万人を超える人々の命が失われました。日本は侵略戦争を反省し、不戦の誓いを世界に向かって発信し、憲法前文と憲法9条に基づき、平和国家として戦後70年歩んでまいりました。

町長と教育委員長にお聞きします。私は政治に携わる者として、過去の侵略戦争の反省の上に立って、村山談話、河野談話の核心部分を継承し、それにふさわしい行動をとること、また学校教育における平和教育をするにあたり、侵略戦争と植民地支配への反省の立場を子どもたちにきちんと教えることが、日本とアジアの和解と友好に向かい、世界平和の道だと考えますが、二人のお考えをお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（寺本修一君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百錬君） 先ほど答弁した内容でございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。ちょっと待ってください。一般質問の通告を受けたときに、国政に関わる問題は謹んでいただきたいということで申し上げました。通告外になろうかと思っておりますので、その点は十分踏まえて、そこは削除していただきま

したので、その点を踏まえて質問があればお願いします。坂本君。

○2番(坂本 登君) 大きな題目に歴史に関する歴史認識についてと題しております。それと、平和国家である先の戦争の反省部分をどう認識しているかというのは、政治に携わる者としては大事なことだと思います。

質問の最後に、2日前の3月10日の朝日新聞朝刊の記事に、来日中のドイツのアンゲラ・メルケル首相は、日独首脳会談でドイツが戦前のナチスの行為を、透明性をもって検証した経緯を紹介した。会談後の記者会見で、メルケル首相はナチスドイツの過去の総括は和解の前提になっている。和解の仕事があったからこそ、EU(欧州連合)をつくることができたと新聞報道されました。戦後の日本は、憲法前文で政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起ることにならないようにすることを誓い、戦争放棄の憲法9条を制定しました。侵略戦争の反省の上に立ち、これにふさわしい行動をとること、侵略戦争と植民地支配への反省の立場を、子どもたちにきちんと教えることが日本とアジアの和解と友好に向かい、世界平和に貢献できる道理だと考えます。このことを申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長(寺本修一君) 坂本君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。11時35分から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時25分

再開 午前11時34分

-----○-----

○議長(寺本修一君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、前田君。

○8番(前田徹一君) 皆さん、おはようございます。私も、東日本大震災から昨日で丸4年になりました。この場を借りまして、心からお悔やみ並びにお見舞いを申し上げます。

本日、午前中の最後の質問と思いますが、通告しております3点につきまして質問をいたします。1点目、少子化対策、子育て支援策について、2点目、芦北町に埋設されている除草剤の処理について、3点目、米田川における魚道の確保について質問いたします。

1点目、少子化対策、子育て支援策について質問いたします。このことは以前から一般質問で何回か取り上げられていますが、今回、私は違った視点から質問いたします。この少子化対策については、人口減対策も含め、全国ほとんどの自治体に取り組んでいる最重要課題の一つであると思います。本来なら国策として最低でも介護保険制度が導入された時点で真剣に並行して取り組むべき一大事業であったと

私は思っております。前年度、平成25年度における社会給付費を見ますと、その規模はおよそ107兆円であります。その社会保障給付費107兆円のうちのおよそ68%、70兆円が高齢者関係の給付費であるのに対し、児童・家族関係の給付費はわずか3.8%、およそ4兆円であるとあります。このようなことが少子高齢化の原因の一つであり、少子化を解消できない要因の一つであると思っております。このことは高齢者給付費が多いのではなく、児童・家庭給付費が低いことだと思っております。

本年4月1日から、子ども・子育て新制度がスタートする予定です。本来の目的は少子化対策であります。今回の新制度には以前の関連三法に基づいて、いくつもの事業が盛り込まれています。認定こども園の普及であったり、待機児童解消のための施設の充実であったり、子育て支援の量の拡充、質の向上等々ありますが、本町においての重要な課題は、少子化を見据えたところで子どもが減ってきている地域の子育てをしっかりと支援する施策が現在の課題であると思っております。

本町においては、待機児童0人です。そんな中で、保護者の方々の一番の問題であり、悩み事は子育てにはお金がかかりすぎると言っておられることです。この悩み事に対しては、20歳代が最も多く、次いで30歳代であり、現時点での子育て中の方々の悩みであります。まさにまだ子どもが欲しいと思っておられる女性に対して手厚い支援が必要ではないかと思っております。

本町の2015年から2024年の芦北町総合計画の基本構想の地域で支える子育て環境づくりの中で、今回、保育サービスの充実や子育てに伴う経済的支援に努めますとあります。子どもをもつ保護者、家族の切実な願いを込めて質問いたします。少子化対策における子育て支援策として、本町独自に保育料のさらなる引き下げに取り組む考えはないか質問いたします。

次に、2点目、芦北町に埋設されている除草剤の処理について質問いたします。以前、読売新聞に鹿児島県屋久島などに埋設処分されている除草剤をめぐり、荒木屋久島町長は、埋設地の土壌調査を実施するとともに、撤去の可能性を含め検討する。また、土壌調査の方法、費用負担など、林野庁と検討するといった記事が掲載されていました。この除草剤は毒性の強いダイオキシンを含む有機塩素系の2-4-5-Tという成分を含む除草剤とのことであり、1971年に農林水産省、林野庁の指示により、全国54箇所にて24t以上埋設したとあります。また、埋設箇所ではありますが、全国54箇所のうち、熊本県にも3箇所に埋設されており、そのうちの1箇所が芦北町に埋設されているとあります。埋設されて既に44年経過しています。埋設箇所は大関というふうに、国有地とありますが、埋設処分の方法次第では、早急な撤去処分も必要になってくると思っております。質問いたします。この除草

剤の埋設について、農林水産省または林野庁から、今まで連絡や報告はなかったか町長に質問いたします。

次に、3点目の米田川における魚道の確保について質問いたします。近年の米田川は、災害などによる河川改修工事が進み、川は本当にきれいになりましたが、その河川改修工事の中で堰などが造られた関係で、魚が遡上できなくなり、以前、数多く生息していた魚をほとんど見られなくなっていました。地域の方々が口を揃えて言われることが、「以前のように川魚が戻ってこれる、遡上してこれる川に何とかできないものか。できることであれば、何箇所かある堰をどうにかできないものか。」と、よく相談されます。質問いたします。河川の環境保全と魚が遡上し生息できる本来の川の姿を取り戻すために、魚道の整備が必要と思うが、いかがでしょうか。

以上、登壇しての1回目の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 前田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、少子化、子育て支援についてでございます。これにつきましては、もう御存じと思います。18歳までの子ども医療費の無料化をはじめといたしまして、総合的に各種施策に取り組んでいるところでございます。保育料につきましても、子育て世帯の負担軽減の面から、現在、国が示しております基準額の65%程度に引き下げて設定をしておりますところでございます。さらなる引き下げにつきましては、相当な財政負担も伴うことでございますので、国の動向及び町の財政状況等を見ながら検討していきたいと思っております。

続きまして、芦北町に埋設されている除草剤の処理についてのお尋ねでございますが、この件に関しましては、除草剤の埋設に係る連絡・報告等はあっております。私も現場を数回見ております。具体的には、担当課長から答弁をさせます。

次に、米田川における魚道の確保についてでございます。環境保全とともに、かつての生態系を取り戻そうという取り組みは非常に大切なことでありまして、私も全く同感であります。ただ、米田川につきましては、県の管理河川でございますので、御意見につきましては、しっかりと県にもおつなぎを申し上げ、いかなる対応をすべきか検討してみたいと思っておりますが、詳細につきましては、担当課長から答弁をさせます。

以上であります。

○議長（寺本修一君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 御質問の1、少子化対策としての保育料引き下げの取り組みに関し、お答えをいたします。保育料につきましては、国が設定しております所

得階層ごとの保育料を基準に、規則で定めております。本町におきましては、ただいま町長のほうから御答弁がありましたとおり、子育て世帯の負担軽減の面から、現在、国が示しております所得階層、8階層あるわけでありましてけれども、この8階層を町としましては17階層に区分しております。また、年齢区分も国が設定する2区分、3歳未満と3歳以上の2区分になっているわけでありましてけれども、これ3区分に、3歳未満、3歳、4歳以上の3区分に細分化し、基準を緩和するとともに、金額も国の基準額の65%程度に設定をしてあるということでございます。

また、近隣自治体と比較しましても、さらに県内の同規模のですね、町村と比較しましても、低位に設定をしてございます。これをさらに仮にですね、10%引き下げるということでいたしますと、年間で約2,000万円の町の負担増加となる見込みでありまして、相当な財政負担になるわけでございます。御承知のとおり、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートいたしますけれども、子育て支援につきましては、子育て世帯を対象にしたニーズ調査に基づきまして策定しました子ども・子育て支援事業計画、この計画に基づきまして、子育てサービス、子育て支援体制、児童福祉施設の充実など、総合的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 御質問にお答えいたします。

御質問の除草剤につきましてはですね、これは2-4-5-T系除草剤、トリクロロ・フェノキシ酢酸といわれているものでございまして、昭和42年から昭和45年にかけて、森林の笹を撲滅するために使用されたものでございます。しかし、この除草剤は、ダイオキシンを含んでいたために社会問題となり、昭和46年、国有林での散布が中止され、同年11月に国見国有林内に埋設処分されているものでございます。

報告・連絡等につきましてはですね、昭和59年5月30日に町議会の公害特別委員会において、水俣営林署案内のもとに現地視察をされているということが、同年6月議会の議事録で確認できております。この頃は、全国的にダイオキシンが社会問題となって報道されていた時期でございますので、それに伴う現地視察であったと思われま

また、平成9年8月25日、八代営林署立ち会いのもと、国見国有林埋設地の現地調査を実施いたしております。以後、林野庁において、毎年4月と10月の年2回、定期点検が実施されております。また、平成23年からは、毎年、熊本県、芦北町、林野庁九州森林管理局、三者合同の現地視察を実施し、説明を受けておりま

して、本年は2月26日に実施されたところでございます。

本町といたしましては、住民の安全・安心及び環境保全の観点から、九州森林管理局に対し、一貫してこの埋設物の撤去を要請しておるところでございますが、埋設物は安定しており、安全であるという理由から、撤去されるにいたっておりません。したがって、今後も粘り強く撤去処分の要請を行っていく所存でございます。

ちなみに、報告の主な内容としましては、埋設時期、昭和46年11月、埋設量は粒剤180kg、これは1箇所につき300kgまでという基準がございまして、その範囲内で埋設されております。埋設方法につきましては、縦2m、横2m、深さ2mの穴を掘り、ビニールを敷いた上で、粒剤とセメント、水を練り合わせ、そのビニールで全体を包み込み、その上から1m程度の覆土をし、周囲はロープを張り巡らせてあるというものでございました。

以上です。

○議長（寺本修一君） 山元建設課長。

○建設課長（山元信作君） 米田川における魚道の確保に関する御質問にお答えいたします。米田川の河川改修の直近のものとして、平成2年から3年にかけて、米田の中木場公民館付近から上流900mの区間が災害関連工事として行われております。その区間には落差工及び農業用の取水施設である頭首工が9箇所あります。その段差は約30cmから1.5mとなっております。これらの施設が魚の遡上や生息数の減少といったものにどのように影響を与えているのか、施設ごとに確認する必要がありますが、魚道の整備も含めまして、先ほど町長の答弁のとおり、県にお伝えしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 前田君。

○8番（前田徹一君） 2回目の質問をいたします。

昨年の10月の22日から、芦北町の議員全員によります議員研修が長野県で行われました。藤崎副町長も同行して研修に参加していただきました。長野県の南箕輪村へ研修に行ったときのことですけれども、まず目についたのが、「子育てするなら南箕輪」というスローガンの看板でありました。研修の中で、現在の南箕輪村の人口は約1万5,100人であり、平成に入って4,000人以上、人口が増加している村であると説明を受けましたので、この人口が増加している要因を一つ上げるとしたら何がありますかと質問をいたしましたところ、即回答されたのが、一つ上げるとしたら、保育料がよそより安いことで、子育てするのに最適であり、子どもが増えて人口増加につながっているのではというふうに言われました。資料

がありましたらくださいと言って持ち帰り、早々見比べてみました。まず、人口1万5,100人の中で、認可保育所に通っている児童が621名であり、かなり多いのに驚いたところでもあります。ちなみに、芦北町は児童数が減っておる関係で、人口約1万8,700人の中で、認可保育園に通っている子どもは、今522名じゃないかなというふうに思っておりますけれども、保育料につきましては、芦北町は先ほど町長も担当課長も言われましたが、65%、60%から70%の間で設定されておりますし、近隣市町におきましても同じであります。私は、芦北町は安いほうかなというふうに思っておりますけれどもですね、南箕輪村を比べてみましたら、国の基準の30%から60%の設定でありました。これは本当に財政にかなりの負担が来るかなというふうに考えておりますけれども、本町と同じくですね、第2子目は半額、第3子目は無料であり、確かに南箕輪村を見たときには、子育てするには子どもをもつ家族の負担が少なくて、いわれたとおりの「子育てするなら南箕輪」のスローガンどおりだったかなというふうに思った次第でございます。当たり前のことですがけれども、子どもが増えない限り、この少子化問題の糸口は見えてこないわけでございます。現時点での現実的で効果的な、また即効性のある事業に着手していただきたいという思いからですね、かなり財政に負担が来ることは承知で再度質問するんですけれども、本町として私が希望するのであればですね、熊本県一安い保育料で、また熊本県一子育てしやすい、そういう芦北町を目指して保育料の値下げに取り組んでいただきたいなというふうに思いますけれども、再度、町長、お願いしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 視察された先のもので、その他の施策もちょっと私も勉強させていただきます。総合的にですね、ちょっと評価をさせていただきたいと思うんですが、定住人口を図るということ、そしてまたよその地域からもですね、芦北町は住みやすいと、住むなら芦北町だというような政策をですね、今後ともいろいろと取り組んでまいりたいと思いますが、その中の一つと捉えましてですね、検討だけはさせていただきたいと思っております。

○議長（寺本修一君） 前田君。

○8番（前田徹一君） 国も特別対策としてですね、近頃、緊急子育て支援補助金というのが随時出ているようでございますので、こういうのに一応私たちも期待しながらですね、ぜひ今後において、子育てをされる方とか、ただいま子育て中である方々の希望をもてるような政策をですね、ぜひ検討していただき、早急に取り組んでいただければというふうに思っております。

2つ目の質問にまいります。先ほど、課長から詳細にわたって説明を受けまし

た。先ほど申しましたけれども、44年間も埋設されて経っておるわけでございます。大関の国見ということですね、この大関からの、何かあった時の話ですけれども、この大関からの伏流水の恩恵をですね、かなりの地域の方々が受けておるわけでございます。特に生活用水であったり、農業用水であったり、また芦北町の特産であります真つ清水ですね、これもそうであります。ぜひ今後におきまして、まだまだ強くですね、撤去を要請していただきますことをお願いを申し上げておきたいと思いますが、今どのへんまでその撤去要請は進んでおられるのでしょうか。

○議長（寺本修一君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 先ほども申し上げましたようにですね、こちらは機会あるごとに撤去要請をしておる。その中で、国の立場はですね、安定しており安全である。掘り返せば、逆にその段階でまたいろいろ問題が起きるといふうなことでですね、我々の要請を受け入れてもらえるまでに至っていないということなんです。そこは先ほど申し上げましたように、私どもの立場ですね。町の立場としては、住民の安全・安心、環境保全の立場から、今後もずっと撤去要請をしていく所存でございます。

○議長（寺本修一君） 前田君。

○8番（前田徹一君） ぜひ、今後とも引き続き、撤去要請をお願いしたいと思います。

3つ目の質問にまいります。米田地区、豊岡地区につきましては、集落排水の継込みも進みまして、また小型合併浄化槽の設置も増え続けております。生活排水が直接、河川に入ることがほとんどなくなった関係で、本当に川はきれいになっております。先ほども申しましたけれども、残念ながら、きれいになった川に魚がいない状態でございます。私は以前、個人的でありましたけれども、米田川にどうにかこの魚を何とか増やしたいという思いからですね、鯉を8,000匹ほど放流したことがあったんです。そしたら、一夏の大雨で全部流されまして、当然、遡上できませんので、今では1匹もいないんじゃないかなというふうに減ってしまいました。私たちはこの自然環境を守りながら、川の大事さとか、また水の有り難さ、川の環境を維持していかなければいけないという、そういう継承していく必要があるというふうに思っております。ぜひ、河川管理者であります県に対しましてですね、先ほど町長も心強く言っていただきましたけれども、魚道整備について強く要請していただきたいと思いますが、あと一回またお願いします。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 実は球磨川でもですね、そういう事例がございまして、瀬戸石ダムがございまして、魚が遡上しないということですね、平成5、6年ぐらいか

ら研究が始まりまして、今、魚道がもう出来ております。やはり魚族の生態系の調査もした中でですね、どのような規模で、どのように設置していくかという工法もたくさんございます、いろいろとですね。そういうこともクリアしながら、取り組んでいかなければいけないと思いますが、私はですね、もう冒頭申し上げましたとおり、そういう魚とかですね、あるいはカニとかですね、そういうのが遡上するような自然環境を再生するのが本当に望ましいなと思っている一人でございますので、しっかりとですね、県にもこの話をして、取り組んでくれよということで申し上げていきたいと思っております。

○議長（寺本修一君） 前田君。

○8番（前田徹一君） ぜひ昔のように魚が遡上して、魚が生息できますことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（寺本修一君） 前田君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。1時から再開します。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、3月定例会にあたりまして、一般質問、午後からの質問になりますが、よろしく願いをいたします。

私は、今定例会において、三つの質問について、町長、教育委員会に質問をいたします。

一つは、県内自治体の情報公開度ランキング結果について、二つに、政府が進める地方創生総合戦略に対する本町の対応策について、三つに、土曜授業への取り組みについてであります。

まず、県内自治体情報公開度ランキング結果について、竹崎町長に質問をいたします。去る2月10日、熊日新聞社会面に県と県内45市町村の情報公開度が熊本市市民オンブズマンの調査の結果が公表されております。オンブズマンは昨年11月に、県内全市町村へアンケートを郵送し、首長交際費や議会会議録の公開現状、情報開示の申請は誰でも可能か等々、10項目において、100満点とし採点を付けてランク順位を公表しております。

そこで、1点目の質問は、本町は45市町村の中で30位に位置し、前回より5位ランクを落としております。10項目のアンケートの内容を明らかにしてもら

い、その回答の内容もお示しいただきたいというふうに思います。

2点目は、今、情報社会といわれ、急速な情報公開が進んでおります。情報が錯綜をする中でありますが、情報公開を進める自治体は増えております。また、ネット社会となっております。町民に情報共有する上で、本町もさらに情報公開を進め、町民に情報を提供する必要があると思いますが、町長の考えを伺うものであります。

第二の質問は、政府が進める地方創生戦略に対する本町の対応についてであります。先に2名の議員が同等の質問をされまして、重複する点があるかと存じますが御了承いただきたいと申します。私なりの視点で質問をしたいというふうに申します。政府が昨年末に人口減少対策の総合戦略をまとめたことを受け、地方自治体は地方版総合戦略を2015年度に作成することになりました。今定例会において、冒頭、町長の施政方針にありますように、国において、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されることから、自ら考え、自ら行うという、地方の自立心の再生を促し、新たな交付金が配分されるという、さらなる地方間競争の時代となってまいりました。本町においても、それを勘案し、総合計画をもとに地方版総合戦略の策定に着手してまいりますと述べられております。作成にあたり、取組体制はどう考えておられるのか、第1点の質問であります。

また、作成にあたり、各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015年から2019年度の5か年の政策目標、政策の策定を示すようになっておりますが、本町において掲げる戦略の基本目標をどう考えておられるのか質問いたします。

第三に、土曜授業の取り組みについての質問であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正をされました。教育委員長というポストがなくなり、教育長がさらに責任者としての仕事が重くなるわけであります。本町としても、新たな組織のもと、教育行政に取り組みれることと思っております。

そういう中で、県教育委員会は2月27日付けで、公立小中学校に土曜授業に関して、国語や算数など、通常の教育事業も取り入れるよう、市町村教育委員会に文書で通達しております。私は、昨年9月議会において、この土曜授業の取り組みについて質問をしました。竹浦教育長は、実施の予定はないと考えを明らかにされております。まだ6か月しか過ぎておりませんが、これをどう受け、本町教育委員会として対応をされる考えがあるのか、具体的にその対応の仕方を質問いたします。

2点目は、この土曜授業の目的は、学力向上を明確に位置付けした通知であります。本町の小中学校の学力度はどのようになっているのか、明らかにされたいのであります。

以上、三つの問題に対して質問をいたしました。今後、本町の具体的施策とし

て位置付けられる問題でありますので、明快な答弁を求めて第1回目の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

まず、県内自治体情報公開度ランキング結果についてであります。その中の質問①、②につきましては、内容が事務的でございますので、担当課長から詳しく御説明を申し上げます。

続きまして、政府が進める地方創生総合戦略に対する町の対応策について御質問でございます。これにつきましては、先ほど宮尾議員の御質問にお答えしたとおりでありますので、内容につきましてはこれも担当課長から答弁をさせます。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） お答えをいたします。

御質問①のくまもと・市民オンブズマンがアンケート調査いたしました、情報公開制度に対するアンケートの内容でございますが、アンケートは3つの調査項目から構成をされております。まず1点目が首長交際費の公開度について3つの質問、2点目が情報公開条例制度の運用について4つの質問、3点目が議会の公開度について3つの質問の、合計10問で、1問10点の100点満点となっております。

まず、1点目の首長交際費の公開度につきましては、一つ、病気見舞いの相手先の公開について、二つ目が葬儀等の相手先の公開について、三つ目がホームページでの公開についての3問であります。この調査項目につきましては、首長交際費ではなく、本町は町交際費として支出していると回答しておりまして、評価は30点満点中30点とされております。

次に、2点目の情報公開条例制度の運用につきましては、一つ、公開情報を開示するには、決裁、供覧の手続後であることが必要か、二つ目が請求者の規定について、三つ目が請求方法について、四つ目がコピー代の金額についての4問で、40点満点中10点とされています。

次に、3点目の議会の公開度につきましては、一つ、議会の議事録をホームページで閲覧できるか、二つ目が議会の議事内容を議場外で知ることができるか、3点目が会議の公開に関する条例の規定についての3問で、30点満点中10点とされております。

以上、合計10問がアンケート調査の内容でございます。100点満点中50点とされております。

次に、質問②の情報公開度を高めるべきではないかとの御質問につきましては、このランキングによる情報公開度ということで申し上げますと、このアンケート調

査の内容、回答の選択肢、採点方法など、評価の仕方について疑問視するところもございますし、毎年、すべてが同じ内容の質問でもございません。また、質問の数も異なっておりまして、これまでのランキングを一概に比較できない部分もございます。したがって、情報公開につきましては、芦北町情報公開条例に基づきまして、実施機関の責務であります開示請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに開示されないことがないよう、最大限の配慮を行い、適正な事務執行に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、地方創生総合戦略の作成にあたり、取組体制はどう考えているのかという御質問につきましては、町の最上位計画でございます総合計画策定時に外部有識者等を含めた芦北町総合計画策定審議会におきまして議論いただいておりますので、特別に推進組織の立ち上げは行わないことといたしております。しかし、策定の段階におきまして、現場の声を重要視することが必要であると考え、産業関係団体等に出向き、意見交換を実施するなどして、即効性のある事業効果を得られる総合戦略の策定を行ってまいります。

次に、二つ目の御質問でございます戦略の基本目標をどう考えているのかという御質問につきましては、地方版総合戦略は国の総合戦略にあります4つの基本目標を勘案して策定するということになっております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百鍊君） 御質問の件につきましては、非常に事務的なことでございますので、教育課長から答弁させます。

○議長（寺本修一君） 本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） 土曜授業につきましてはの御質問でございます。土曜授業につきましては、平成25年1月11日付けで、県教育長から開かれた学校づくりの機会として、その取り組みの推進を求められたところでございますが、今般、国語や算数など、通常の教科等の授業にも取り組み、発展的な学習や個別指導の充実を図るための学習機会を提供する方策の一つとして捉えてほしいというような通知が、御存じのとおり、2月24日付けでまいっております。本町の教育委員会としましては、平成26年9月定例会におきまして、川尻議員、宮内議員から、土曜授業についての御質問を受けておりますが、その際の宮内議員からの一般質問の際にお答えしましたとおり、既に定着をしております週5日制での土曜日における社会体育、習い事、行事などとの調整と、また教職員の勤務時間に割り振りなど、解決

しなければならない問題がありますので、土曜授業を実施する予定はございません。このことにつきましては、一昨日開催されました芦北町教育委員会会議におきましても、再度確認したところでございます。

2番目の質問といたしまして、本町の小中学校の学力はどうだろうということでございますが、これにつきましては本町の小中学校の学力度につきましては、県が毎年12月に小学校3年生から中学校2年生までに対しまして実施しています熊本県学力調査、通称ゆうチャレンジと申しますが、この結果を見ますと、平成26年度の結果は県平均を若干ですが上回っている状況でございます。具体的に申し上げますと、この学力調査におきましては、小学校では国語、算数、理科、社会の4教科、中学校ではそれに英語を加えた5教科で実施されますが、調査項目中、県平均を上回っています項目が、小学校3年では29項目中9項目、31%、小学校4年におきましては30項目中10項目、33.3%と、若干低めでございますが、小学校5年生では31項目中26項目、83.9%と、大幅に上回り、小学校6年生では28項目中13項目と、46.4%と、若干、平均値より低くなっておりますが、中学1年生におきましては38項目中20項目、52.6%、中学校2年におきましては38項目中28項目、73.7%、県平均を上回っております。単純に小学校3年から中学校2年まで合計しますと、194項目中106項目において、54.6%ですが、県平均を上回っている状況でございます。

なお、参考までに、各学年の過去3年間の推移を比較してみますと、小学校4年生は、この学年につきましては小学校3年からですので、前年比となりますが23.3%、小学校5年生は14.9%、小学校6年は30.3%、中学1年は36.2%、中学2年生は46.1%と、各学年とも大幅な伸びを示している状況でございます。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、3つの質問ですので、1番目のほうから再質問をしたいと思います。早川総務課長、内容的に答弁をいただきました。これを情報公開においては、平成15年でしたか、2、3年かけてこの情報公開を制度をつくるよう侃々諤々やった記憶がございます。会議録、あるいはいろんな資料を引っ張り出してですね、私も3期目でしたので、まだばりばり意見を述べたところであります。とうとう旧芦北町時代は、情報公開条例が制定することができませんでした。そして、合併して平成17年度3月定例会です、初めて上程されて、開示が4月1日からのもので、10月1日から請求ができるということで理解しておったわけでございます。いろいろその間ですね、あったんですけども、それはそれ

として、だいぶん、情報公開度が芦北町も高くなっておりました。この10項目以外でもありますし、十分わかりますが、私はこの資料を取ってですね、オンブズマンの資料をちょっと見させてもらったんですけども、なぜ情報公開をすべきかということにおいては、先ほど冒頭言いましたように、いちいち役場で申請手続きをしなくても見られる情報公開という、そこが一番重要視されるんじゃないかなというふうに思いますけども、そういう中でですね、町長交際費においては満点でございます。3項目中、10点、10点、10点で30点、全部OKですけれども、ただ開示請求という事務手続になりますと、広義住民に限られるという、法律では何人もというのがありますが、そこが開示請求の条例にうたっていないということが開示できない査定、点数になっているというふうに理解しますが、やはりこの芦北町に住む人だけじゃなくしてですね、今の社会はやっぱり何人もという形で情報が共有できるシステムにするのが従来のもう姿じゃないだろうかなというふうに私は理解しておりますが、いかがでしょうか。そういう意味で情報公開の開示請求の条例を一部修正というようなことをしなければできないんですけども、そういうような考えは、今後、町長、どんな思いでおられますか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 今のところは、これを改正する考えはありません。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） いずれ改正がなされるかも知れませんが、要するにですね、情報は住民の共有財産である請求権に制限を加えるのは、共有財産の使い方としてやはり不適切であるというオンブズマンのコメントが載ってるんですよね。そういうことも、請求方法もそうですけども、ファックスで利用したいとか、そういうのも今後は不可欠ではなかろうかというコメントが出てるんですけども、そういうコメントに、いかがなものでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まあ今後、社会情勢の動勢を見ながらですね、必要なときにはそういうことになろうかと思えます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） このことについてはですね、やはり新聞紙面で出るとですね、なかなかやっぱり勘違いする町民もおられます。町長、それは多分、気づいておられると思いますけども、だからこそまだほかには公開はしてるんですけどもと言うけども、そういうのが中身を分からないとですね、やっぱり町民は、ああランクの落ちたとか、30位か、まだ上にあがってよかそうなもんというのが住民の常でございますので、その点を十分理解されてですね、回答はそういうちょっとうち

はこうですよというのもいいですけども、すべきはこの問いにですね、そういうときはやっぱりやって、支障がないのはやったほうが私はいんじゃないかなというふうに思いますので、もう答弁要りませんので、しますか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） もし技術的に上げようと思えばですね、議会の公開度を少し上げていただくと、ぐんと上がりますので、御検討いただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） これは通告がなされておられませんのでですね、まあ全協なり、新議長がおられますので、そういうのは今後改善されると、会議録においてですね。しかし、前はオフトーク等であったんですけど、防災無線ということですね、ありますし、ネットで中継を見られるとか、動画的呢ですね、水俣あたりはもう見られるんですけども、そういうことは今後、予算が伴うものですから、そのときにはどうか町長、予算は付けていただいてももらわないといけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。鋭意、情報公開についてはです、そういうやっぱり今、この情報社会でありますので、改善すべきは改善する必要があるのではないかというふうに思っております。

次に、総合戦略地方版でありますけども、これは二次総合計画を基に作るのは当たり前ですけども、町長、先ほど答弁の中で言われとったんですけども、まず人口動向というのが一番頭にきとるような感じがします。これは強調して言われましたように、もう40年、50年前の戦略を国が示して、地方に位置付けることが大事やったというような、まさに私もそう思いますけども、しかしながら、そうだけはやっておられない事態ではなかろうかというふうに思います。そして、お金を交付税としてもらうわけで、弱い立場であるものですからですね、やはりこう政府が定めた、こういう政策、計画を作らんと出しませんよというのが、今の政府の縦割りの中の一助じゃないだろうかなと、今までずっと見とってですね、時限立法とかいろいろありまして、そういう中に総合計画の中にいろんな各部署の計画がぶら下がっておるということで、たいへん執行部の皆さん方もこれには苦慮されておるというふうに理解しますけども、地方分権がもう叫ばれて非常に長いわけですけども、一向にこのシステムというのが何か改善しないような感じがいたしますけども、そこで首長アンケートがなされましたすよね。このいろんな戦略に対する首長アンケート等があったんですけども、これは通告してありませんけども、この戦略の中に出生率とか、そういうことも書いてありますし、財政難が非常に厳しいとか、そういうことも言ってる首長もありましたけども、アンケートにはどのような答えをされたんですか、この戦略に対しての意味を含めて。要するに、たいへんです

ね、小さい自治体は地方版に向けてのですね、戦略に対しては厳しい見方をしている自治体が非常に多いような感じがいたします。金をもらうなら、ちゃんと言うことを聞きなさいよというような感じも見受けないではありませんので、そういう中ですね、2015年度につくる過程として、1年でそれはできるんですかね、いかがでしょうか。シミュレーションとして戦略策定ができますか。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） この総合戦略につきましてはですね、国のほうも27年度中に策定をするということで示しておりますので、町としましては、先ほども御答弁いたしました、4月以降に地方版の人口ビジョンを作りまして、これに人口動態とか、今後の人口の将来見込みですね、そういったものを策定した上で、これを踏まえて地方版の総合戦略なるものを作るようになっております。これにつきましては、そういう作業を進めまして、8月頃を目途にですね、素案なるものを作りたいと。そして、議会のほうにも説明をした上で、できましたら年内にはこの計画を策定したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 要するに、その骨格というのは示されておりますので、それに基づいて作るんですけれども、この総合計画がありますよね。これの基で作るといふことであれば、もうあとは役場内での計画策定になって、ただ産業関係の聞き取り調査だけするんですかね。町民の意見というのはどこに反映されるんですかね。どういう時点で反映されますか。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） この策定につきましてはですね、先ほど申し上げましたが、産業関係では農林水産業でありますとか、商工業、福祉、医療、金融機関等とのですね、団体に勤めていらっしゃるような従事者の方のですね、第一線で頑張っている方の御意見を聞きながらですね、その意見を踏まえて、庁舎内で設置いたします各担当課ですね、課の職員を含めたところで、さらにこの御意見をですね、踏まえて、この策定に向けていきたいというようなことで考えております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 昨年の12月の議会に、この芦北町の総合計画二次の上程があったときに、平松議員の戦略の基本目標とかの中でですね、町長の答弁は、総合計画そのものがこの戦略であるということを答えておられますので、中身に基本の目標等についてはだいたいどういうことを、このことを踏まえての目標になるんですかね。どんなふうになりますか。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 基本的には、もう町の第二次総合計画を基本として策定をするということになります。国が総合戦略に定めております四つの政策分野がございます。その政策分野における分野を考慮した中でですね、地方総合戦略についても定めなさいとなっておりますけれども、今後その総合計画を基にですね、芦北町としてどの政策分野を、その政策分野を定めていくかということにつきましては検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） これは、要するに予算を伴うことでございますので、長期ビジョンにあたっての、やっぱり芦北町のあるべき姿が国の予算として、交付税等も鑑みながらやっていくわけですので、非常に今後の行く末を占うことだというふうにも思いますし、いろんな意味でですね、定住とか、人口を増やすことは非常に難しい、この地域はですね、難しいと思いますけれども、定住促進という意味でですね、これに力点、そして産業構造の中の雇用という形で一番大事なことを基本に入れてもらいたいというふうに思っておりますが、町長の考えを。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 私から言わせていただくと、遅きに失したですね、この国の地方創生の戦略でございますけれども、この制度ができた以上は、これをですね、有効に、最大限に活用したいということで、今議会の最終日にですね、その補正予算を上程させていただく、提案させていただくわけでございますけれども、本町に割り当てられました額、満杯使えるような政策を打ち出しておるところでございますので、どうか一つ、その折は御審議をいただきまして、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） やはり住民の声といいますか、産業形態の中の第一次産業、第二次、第三次産業の人たち、特に経営者あたりのやっぱり苦情も聞きながらですね、今後どうあるべきかをやっぱりしっかり踏まえた中で戦略を投じて、有効な予算措置ができますようにですね、やってもらわなければ困るというふうに思いますので、どうかそのようお願いをし、そして逐次、やはりこれが戦略ができるまでにはですね、1、2回はですね、議会の議長をお願いして、全協なりですね、こういうことを考えてるぐらいはお示しいただかないと、やっぱりいけないんじゃないかなというふうに思いますので、答弁は要りませんが、そのように要望しておきます。

次に、土曜授業でありますけども、我が教育委員会としては、土曜授業は考えていないということで理解していいんですかね。しかし、なぜ県の教育委員会が市町村にこういう授業を進めなさいということで通達文書でですね、送られたんでしょうかね、そこが。今聞いたのによればですね、もう学力も十分だったから、今のシステムを変えるにはいろんな体系がまた変わってくるからいけないよと、今まで行きますよということに、私取ったんですけども、どんなですか。なぜでしょうかね、国が示したのは。

○議長（寺本修一君） 本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） 恐らくですね、県が目的としておりますのは、議員さんも御存じと思いますが、今回ですね、この土曜授業の充実に向けてという通知の中で、従前からありましたのが、家庭と地域との連携による授業や学校行事、そして保護者や地域住民等への公開授業というのが今までの二つでございました。それに加わりまして、通常の教科等の授業ということで、その中に補充発展的な学習や個別指導の充実重点をおいた指導、そしてもう一つが学年の実態に応じた学年単位の授業等という、この2項目が付け加わった状態でございます。したがって、県のほうといたしましては、土曜日を使って、さらに学力を上げてほしいというような意図だったというふうに判断をしているところでございます。ただ、先ほども申し上げましたとおりですね、土曜日に授業を行うということになりますと、例えば土曜日に行いますと、その分ですね、教師が振替休日を取らなければなりません。我が町におきましては、小規模学校が多いという関係がございますので、教員が、例えば小学校で申し上げますと、担任以外は校長、教頭ですね、それ以外に加配と申しまして、特別にプラスアルファの先生が、入れて1人か2人程度です。したがって、その授業をしますと、その授業をした先生がほかの日を休まなければならないとなります。そうしますと、その担任がいなくなるわけですから、そこには教頭か校長が授業に入らなきゃならんごつなるわけですね。そうしますと、通常の教えている先生が教えたほうが、当然効率がいいわけです。そういう判断のもとにですね、土曜授業については見合わせていただくということを考えております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 教育長にもう一回聞きますけども、あまり担当課長に言ってもですね、責任が重いわけですので、教育長に聞きますけども、そういうことはどこでも懸念されることと思うんですよね、システムにおいてのことというのは。芦北よりも少数の学校も多いわけですので、だからそういうのは私は理屈にならないかなというふうに。今、芦北町は土曜授業はしないということであります

けども、ほかのところの状況はどうなのか調べてありましたかね。ありますか。どんなですか。まだ分からないですかね。具体的なその先ほど課長の答弁も含めた中で、教育長、お願いします。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

近隣では、水俣市が現在、月1回、土曜日の授業、それもその中身は総合的な学習で、体験学習等に限られた土曜日だけの半ドンの授業をやっておられるという状況であります。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それはもうこの前聞いて分かっていますので、いや、今後、自分のところはもうそういう土曜授業はしないよというところは把握してないんですかねということではありますが、いかがですか。

○議長（寺本修一君） 本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） 今後とも行わない市町村がほかにあるかということをございましょうか。管内におきましては、津奈木がやはり今のところ、土曜授業を見合わせているということを知っております。それ以外につきましては、具体的には調べておりません。ただですね、今回の土曜授業の目的とします学力の充実ということに関しましては、私の記憶によりますと、確か2年前、3年前、すみません、そこははっきりしませんが、からですね、学校管理規則を改正いたしまして、夏休みを10日間まで短縮することができるようにしております。したがって、現在、本町の小中学校におきましては、夏休みを短縮してですね、その分の学力充実あたっているという状況がございますので、単に学力充実ということだけを捉えるならばですね、わざわざ土曜日に授業をしなくても、皆さんの御協力のお陰でエアコンも全部設置できましたので、夏休みの短縮ということで十分対応ができるものと考えております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 力強い答弁でございますので、安心するかなというふうには思いますけども、やはり後手後手に回らないようにですね、自分の教育委員会の、芦北町の教育委員会の定める基本姿勢というのをしっかり伝授してですね、学校当事者に伝授していかないと、私は理想の教育像というのは、やはりもう教育も独自の個性をもった教育のあり方というのを、教育委員会も出していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。県から指示があったから、国の文科省の指示があったからとかいうことじゃなくしてですね、それに独自性のものをですね、取り入れる、そして健全な身体能力をですね、高める教育にやっていくのが理想だとい

うふうに思います。

然るに、保護者を見てみますと、やはり土曜が、共稼ぎの世帯なんかは特にですね、やはり民間の許認可の施設に預けてですね、やはり土曜なんか見てもらうというようなことも多々聞いたものですからですね、土曜授業をあるならばいいがなというところも聞かんではないわけですよ。前回質問したときには、保護者もそういう希望はないということであったんですかね。答弁があったと思いますけど、どうもこういう報道された以上はですね、また学校、保護者あたりのですね、聞き取り調査等もですね、必要になるんじゃないかなと思いますけど、教育長、いかがですか。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 今、課長が申しあげましたとおり、学力向上ということに関しましては、効率的には土曜日よりも夏休みに集中して、復習を中心とした取り組みがいいというところで、今、芦北町教育委員会としての方向性を土曜日授業は実施しないというところで方向性を示したところであります。

また、今、御質問の保護者、学校現場でのアンケート調査、その実態につきましての取り調べは、また今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 教育委員会の組織運営に対するですね、法律も改正になって、教育長が責任をもった中でやるという、そしてまた任命権も町長にあるということに今後なっていくしますので、その点を十分責任をもった中で教育行政に取り組まれることをお願いし、質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 川尻君の質問が終わりました。

次に、荒川君。

○1番（荒川知章君） 事前通告にしたがい、1、地方創生における本町での取り組みについて、2、外国のクルーズ船乗客の観光ルートについて、御提案も含め、大きく2点質問させていただきます。

質問の前に、東日本大震災から昨日で丸4年となりました。被災された方々に哀悼の意を表します。

それでは、1点目の質問に入ります。第二次安倍改造内閣が発足し、地方創生担当大臣が新設され、国の政策として地方創生が打ち出されました。人口減対策や地方経済の活性化を推進するためのものです。2014年7月25日に内閣官房に、まち・ひと・しごと創生本部が発足し、9月3日には閣議決定されました。地方創生大臣が新設されたことは、政府の今までの認識から一歩踏み込んだ地方を再生さ

れるという強い意気込みと本気度が感じられます。

そのまち・ひと・しごと創生の基本方針の基本目標には、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。そのために国民が安心して働き、希望どおり結婚し、子育てができ、将来に夢や希望をもつことのできるような、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる。人口減少、超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにすることを目指していくとあります。そして、取り組みにあたっての基本姿勢には、人口減少克服、地方創生のためには縦割りを排除するとともに、全国どこでも同じ枠にはめるような手法は取らない。そのためには地方自治体が主体的に取り組むことを基本として、国はこれを支援するとあります。地方が自ら考え、積極的に提案して、国と積極的に交渉すれば、国はこれを支援すると明記してあります。

人口減少、若者が芦北町からの流出を止めるためには、芦北町が独自の事業を起こし、若者の地元での就職を推進する必要があると思います。今回の地方創生では、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする。個人事業者等による創業を通じた地域における新たなビジネスの創造としてあります。

そこで、まず1点目は、国の政策を受け、地方活性化のために本町ではどういった新たな取り組みを考えているのかお尋ねいたします。

2点目は、広く町民から事業等のアイデアを募集し、その優秀なアイデアを町を上げて取り組み、芦北発の事業を全国に向けて、また世界に向けて発信していく必要があると思います。今回の国の政策は、地方にとっては絶好のチャンスだと思います。そのような芦北発の新事業のアイデアを広く町民に募集する考えはあられるのかお尋ねいたします。

3点目は、今回の政策は、地方への新しい人の流れをつくるとして、地方移住希望者の支援、企業等の地方移転、地方採用、沿革勤務もうたってあります。また、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶えるとして、多子世帯、3世代同居の支援も明記してあります。前回、私が質問させていただきした若者定住対策として、実家に定住する若者に向けた家の新築、増改築に係る費用の一部を補助するという提案も、今回の地方創生を踏まえて、再度検討するお考えはないかお尋ねいたします。

4点目は、今回の政策は、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとして、地域インフラ、サービスの集約、活性化とも明記してあります。これも前回質問させていただきました光通信を町内全域に開通させるという質問にもつながってくると思います。光通信の整備には、多額の費用を要することは承知しておりますが、この情報化社会の中で光通信は欠かせないものと認識しております。事業者の

理解をいただく中で、積極的に推進に向けた取り組みを期待するものでございます。国の政策として地方創生を掲げているこの時期に、再度検討するお考えはないかお尋ねいたします。

大きな2点目は、外国のクルーズ船乗客の観光ルートについてお尋ねします。外国のクルーズ船が八代港に入港し、県内をバスで観光していますが、芦北を観光ルートとして積極的に提案する考えはないかです。昨年10月18日にイタリアのクルーズ客船、コスタアトランチカが中国上海から2,000名以上の乗客を乗せて八代港に入港し、岸壁で開催した物産市や、やつしろ全国花火競技大会の鑑賞。また、御立岬公園に寄られました。その1日後にはコスタビクトリアというクルーズ船が乗船客1,521名を乗せて入港しました。岸壁では2日間にわたり、県南物産展が開催され、家電製品や特産品が飛ぶように売れたとされています。今回も八代港には、今年はクルーズ船が7回寄港する見通しになっています。その中には16万t級で、高層マンション2棟分の大きさといわれ、スポーツや娯楽施設を兼備する巨大クルーズ船が7月23日と9月20日に八代港に入港希望が出され、来年元日と4月9日にも入港予定になっています。そして、13万t級のクルーズ船も今年の6月から8月にかけて、3回入港する予定になっています。この海外からの観光客を御立岬公園同様に、芦北町のいろいろな場所を観光ルートとして積極的に誘致するような考えはございませんか。

以上、壇上での質問は終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 荒川議員の御質問にお答えいたします。

まず、地方創生における本町での取り組みについてであります。本質問につきましては、先ほど来、宮尾議員をはじめ、3名の議員の御質問にお答えしたところでございます。したがって、①から④の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

続きましては、外国のクルーズ船乗客の観光ルートについてのお尋ねでございます。この件に関しましては、現在、熊本県や関係機関と連携を進めながら検討しているところでございますし、今後も検討してまいります。詳細については、担当課長から答弁させます。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 御質問の地方創生における本町での取り組みにつきまして御答弁申し上げます。

①番の新たな政策についてでございます。地域活性化に対し、これまでも総合計画におきまして、地域の活性化を目標とする政策を展開してきたところでござい

す。今後、今回の地方創生につきましては、有利な財源となる交付金が措置されることから、地方版の総合戦略を策定し、事業に取り組んでまいります。

次の②の住民へのアイデア募集につきましては、町民意識調査の実施により、把握する取り組みをこれまでも行ってきたところでございます。なお、地方版総合戦略の策定にあたっては、先ほどもお答えしたとおり、現場の声を重要視することから、産業関係団体等に出向き、意見交換を実施するなどして即効性のある事業効果を得られる総合戦略の策定を行ってまいります。

次に、③の若者定住対策につきましては、現在、木造住宅建築支援事業をはじめ、浄化槽設置整備補助金、太陽光発電システム設置費補助金や、子育て支援として子ども医療費助成など実施をいたしております。今回、国が打ち出した地方創生において、地方への移住・定住に対する受け皿の整備も総合戦略の一つとして位置付けておりますので、交付金を活用した若者定住対策について検討してまいります。

次に、④の光通信の整備につきましては、民間事業者が事業主体であり、採算性を考慮して、サービスの提供を行うものと考えております。現在の芦北町における光通信の整備状況でございますが、NTT西日本がサービスを提供しておりますのは、芦北局、82局になりますけれども、芦北局の大尼田、松生、伏木氏、鶴木山の一部を除く地域でございます。また、平成27年1月末現在における光サービスの加入数は、平成27年1月末現在における光サービスの加入者数724回線となっております。平成17年3月末のサービス提供対象である電話加入数は3,059回線に対し、加入率が23.6%となっております。光通信の整備につきましては、公設公営、公設民営、民設民営の方式があり、公設の場合には国の光の道交付金制度もございますが、本町におきましてはLTEが整備されていることから、光の道交付金を活用することができません。また、町が整備する場合には、新たな財政負担として多額の費用が想定されることから、光通信の整備につきましては、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 質問の2、外国のクルーズ船乗客の観光ルートにつきまして、商工観光課より答弁させていただきます。

一度に大勢の観光客を運ぶ海外クルーズ船の寄港は、地域周辺への経済効果が非常に大きく、寄港地観光としても期待がもたれているところであります。

さて、昨年の本町における海外クルーズ船対応は、2日間でバス30台に、約1,200人の中国人観光客を御立岬公園に訪れましたが、訪問目的などの情報が

得られない中、行程の関係で滞在時間が10分から40分程度のたいへん短い時間となりました。今後、観光ルートとして提案するためには、訪問目的に応じた効果ある提案ができるよう、受入体制の整備も含めて、県関係機関と連携を図りながら検討してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） 再質問を行います。

1点目の新たな政策と、2点目のアイデア募集については、先ほど取り組んでまいりますとの御答弁でございましたが、ぜひ今後、実効性のあるものとして取り組んでいただきたいと思います。

次に、3点目ですが、これにつきましては、検討してまいりますとの御答弁でした。今回の国の政策は、地方にとっては絶好の機会と捉えておりますので、若者定住対策に関して、再度お考えをお伺いいたします。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） この若者定住策につきましては、今回、国が出しております地方総合戦略の中におきましてもですね、先ほど申し上げましたように、位置付けがされておりますので、地域のそういう活性化を図る上でもですね、人口の定住、移住につきましてはですね、取り組んでいく必要があると考えておりますので、今後、総合戦略を検討する中でですね、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） ぜひ前向きな検討を期待して、3点目を終わります。

次に4点目ですが、現在のところ、考えておりませんとの答弁でしたが、光通信の整備にあたっては、強力に推進を図っていただきたい部分もございます。先ほど答弁がございましたように、多額の経費を要する部分もございますが、事業者に対して、今後も引き続き積極的に働きかけていただきますようお願いして、4点目を終わります。

次に、大きな2点目のクルーズ船の芦北観光ルートについてですが、関係機関と連携して検討してまいりますとの答弁でございましたが、このクルーズ船の乗客の観光ルートに芦北町も入れることができれば、芦北の特産品の売り上げにもつながり、経済効果が見込まれます。また、中国は海が非常に汚れているといわれているので、夏には芦北海浜公園の海水浴場や、ゾーブやローラーリュージュ、そして御立岬海水浴場や温泉等も利用していただき、豊かな自然を活かしたおもてなしがで

できれば、毎年、定期的に観光客を呼び込むことも可能になると思います。そういったことも踏まえて、もう一度御答弁よろしいでしょうか。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） お答えいたします。

県からの情報によりますと、平成27年度中の八代港への海外クルーズ船寄港は10隻程度で、また去年は1泊2日の滞在でありましたけれども、本年は日の出から日没までの大変短い滞在時間になるとの説明があり、近隣市町村への観光なども随分と時間的に制限されることが予想されます。

このような現状から、一過性の受入自体が目的とならないように、経済効果やその後のリピート性を踏まえまして、今後の情報収集などに努めたいと考えております。

以上です。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） ただいま情報収入に努めたいと考えているということですが、この機会に芦北の観光施設を再確認して、新たな観光ルートの構築ができないか見直すことで、芦北の魅力が一層高められるのではないのでしょうか。芦北町には鶴ヶ浜海水浴場、マリンパークビーチ、萩の越海水浴場、海浦海水浴場、田浦港海水浴場、御立岬海水浴場と、6つの海水浴場がありますが、残念なことに利用者数は減少傾向にあります。鶴ヶ浜海水浴場は家族向け、御立岬海水浴場は若者向けというように、強く打ち出すことで町外の海水浴場との差別化が図れて、利用者増が見込まれるのではないのでしょうか。

また、温泉施設も町内には湯浦、大野、計石、吉尾、田浦と、いくつかありますが、それぞれの特色を強く打ち出して、海外からのクルーズ船に限らず、町外からの観光客の観光ルートの整備に取り組む、いいチャンスだと思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いして、質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 荒川君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

なお、この後、2時15分から全員協議会を開催しますので、参集をお願いします。

-----○-----

散会 午後2時06分

平成27年第1回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

平成27年3月13日

午前10時 開 議
於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝第1から第12まで）

- 第 1 議案第 5号 平成27年度芦北町一般会計予算
- 第 2 議案第 6号 平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 7号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 8号 平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第 9号 平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 6 議案第10号 平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第 7 議案第11号 平成27年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 8 議案第12号 平成27年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 9 議案第13号 平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第10 議案第14号 平成27年度芦北町水道事業会計予算
- 第11 議案第15号 芦北町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 第12 議案第16号 芦北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第13 議案第44号 平成26年度芦北町一般会計補正予算（第8号）
- 第14 発議第 2号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書案について
- 第15 議員派遣の件

（一括議題＝第16から第19まで）

- 第16 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第17 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第18 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（16人）

1番 荒 川 知 章 君

2番 坂 本 登 君

3番 宮内道則君
5番 古村逸男君
7番 草野安道君
9番 元山秀志君
11番 平松洋一君
13番 藤井公明君
15番 水口宣之君

4番 寺本順一君
6番 白坂康浩君
8番 前田徹一君
10番 宮尾秀行君
12番 川尻成美君
14番 岡部恵美子君
16番 寺本修一君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町長	竹崎一成君	副町長	藤崎正司君
教育委員長	澁谷百錬君	教育長	竹浦裕道君
総務課長	早川純一君	企画財政課長	寺川健一君
税務課長	江上繁君	住民生活課長	楠原清照君
福祉課長	宮下祐一君	農林水産課長	柳田豊彦君
商工観光課長	園川民夫君	建設課長	山元信作君
上下水道課長	坂口俊司君	会計管理者兼 会計室長	一丸喜八郎君
田浦基幹支所長	野口博司君	教育課長	本山昭君
生涯学習課長	藤井哲郎君	農業委員会 事務局長	鶴山秀生君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	下田研君	次長(課長補佐)	福田貴司君
--------	------	----------	-------

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

第40回町村議会議長・副議長研修会

目 的	分権時代に対応する議会の活性化に資するため
派遣場所	中野サンプラザホール（東京）
期 間	平成27年5月26日（火）～28日（木） 3日間
派遣議員	副議長

平成27年3月13日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

開会 午前10時

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

定刻前ですが、全員お揃いですので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりです。

-----○-----

- 第 1 議案第 5号 平成27年度芦北町一般会計予算
- 第 2 議案第 6号 平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 7号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 8号 平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第 9号 平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 6 議案第10号 平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第 7 議案第11号 平成27年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 8 議案第12号 平成27年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 9 議案第13号 平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第10 議案第14号 平成27年度芦北町水道事業会計予算
- 第11 議案第15号 芦北町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る
基準を定める条例の制定について
- 第12 議案第16号 芦北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方
法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第1、議案第5号「平成27年度芦北町一般会計予算」から日程第12、議案第16号「芦北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」までを一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託しておりましたので、委員長に報告を求めます。

質疑は、3人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

総務常任委員会に付託されました議案第5号、平成27年度芦北町一般会計予算について、委員会における審査の経過及び結果を報告申し上げます。

平成27年度の一般会計予算総額は、前年度比1%減の98億3,600万円と

なっており、地方交付税は、前年度比1億7,000万円減の41億8,600万円が見込まれております。

以下、審査過程において論議された主なものについて申し上げます。

企画財政課では、前年度比2,323万3,000円減の13億4,345万6,000円が予算計上されております。主な減額の理由は、公債費の長期債元金及び利子の減によるものです。

主な事業としては、新たな芦北町総合計画に基づく事業の進捗を管理するとともに、統計調査総務費で国勢調査などの基幹統計調査が実施されます。

主な質疑を申し上げます。まちづくり振興基金の残額が高額な理由は何か、また新聞記事によると、過大な基金は国が返納を義務付けているとあったがどうかとの質疑に対し、まちづくり振興基金は合併団体への特例として、今後の交付税縮減に備え、合併特例債を活用した基金造成が国の制度として認められている。国の制度で基金の目安が示されており、本町の試算では約11億円となっていることから、これを目標に積み立ててきたとの答弁がありました。

総務課では、前年度比1億3,312万9,000円減の11億1,664万4,000円が予算計上されております。主な減額の理由は、財産管理費において、まちづくり振興基金積立の減などによるものです。

主な事業としては、平成27年12月までを合併10周年記念事業実施期間として、開運なんでも鑑定団など各種記念イベントが計画されています。また、新たな総合計画に合わせ、町政要覧の内容が更新されます。なお、財産管理費において、利活用計画のない遊休地が宅地として整備されます。

主な質疑を申し上げます。防犯カメラはどこに設置するのかとの質疑に対し、御立岬温泉センター駐車場に2台、海浜公園駐車場に2台、スカイドーム駐車場に1台を計画しているとの答弁がありました。

また、災害対策費の中で戸別受信機等購入とあるが、その内容はどうかとの質疑に対し、新規もあるが、主に機械の故障による取替えであるとの答弁がありました。

田浦基幹所では、分電盤ブレーカー取替や屋内消火栓用消防ホース取替及び隔年実施の樹木管理委託料等により、前年度比35万5,000円増の1,250万3,000円が予算計上されております。

主な質疑を申し上げます。窓口の取扱件数はどれくらいかとの質疑に対し、本年1月末現在で、戸籍係、会計事務、その他把握している本町担当課の受付件数など、合計で約1万8,000件の事務処理を行っているとの答弁がありました。

また、樹木管理委託は本庁では毎年実施しているようだが、2年に1回の実施で

問題ないのかとの質疑に対し、以前は庁舎側と職員駐車場側を毎年交互に実施していたが、毎年実施するより、2年に1回実施したほうが効率的に予算の執行ができて、問題ないとの答弁がありました。

税務課では、前年度比508万8,000円増の5,760万3,000円が予算計上されております。主な増額の理由は、町税等還付金の増などとなっております。3年ごとの評価替えのための固定資産税課税土地評価業務委託料については、債務負担行為が設定されております。また、土地家屋悉皆調査業務委託において、未評価家屋の評価が引き続き行われます。

主な質疑を申し上げます。土地については、悉皆調査は行わなくても、地籍調査の結果で分かるのではないのかとの質疑に対し、地籍調査では地目、地積、所有者等について確認するが、悉皆調査では課税を行うために一筆一筆の土地の現況等、また、家屋一棟一棟の課税状況を確認する必要があるとの答弁がありました。

議会事務局では、議会費と監査委員費の二つからなり、前年度比688万8,000円増の1億3,376万6,000円が予算計上されております。主な増額の理由は、議員共済会給付費負担金の率が大きく増えたこと及び議員の期末手当の増などによるとの説明がありました。

質疑を申し上げます。議員共済会給付費負担金が大幅にアップした理由は何かとの質疑に対し、議員共済会給付費負担金の基となる全国町村議会議員数の減少が影響しているとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました議案第5号、平成27年度芦北町一般会計予算につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 次に、元山建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設経済常任委員長報告を申し上げます。

3月2日の本会議において、建設経済常任委員会に付託されました予算6議案について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

はじめに、議案第5号、平成27年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

まず、建設課では、町道射場芦北線改良事業や町道才木村中2号線改良事業などの主要事業について説明があり、予算計上額は8億8,721万8,000円で、前年度比1億1,769万5,000円の増となり、その主な理由は町道射場芦北線などの町道新設改良事業費及び町が管理する312橋のうち70橋の定期点検に伴う橋梁維持事業費等の増によるものであります。

委員から、町道射場芦北線改良事業は重要であり、期待も大きい。工事が早く進むよう努力してもらいたいが、今後どのように対応するのかとの質疑があり、平成26年度で土地家屋の評価を行っており、3月末に完了するので、その後、用地交渉を行い、買収が終わった箇所については、速やかに工事に着手したいとの答弁がありました。

農林水産課では、国見地区と大岩地区において、集落の自発的な話し合いを促す地域営農振興プラン作成支援事業、中山間地域総合整備事業、農業用ため池ハザードマップ作成事業、計石地区における地域づくり夢チャレンジ推進事業、町有林の計画的な伐採と保育事業及び芦北町漁協に対する合併支援策の総仕上げとして、牛の水漁港における水産物加工所や、観光うたせ休憩所を活用した直売所の建設に着手することなどの新規事業並びに各振興事業の主要なものについて説明があり、予算計上額は6億4,774万円で、前年度比8,055万4,000円の減となり、その主な理由は、平成26年度の補正予算において、田の浦柑橘組合の選果機更新に伴う補助金及び町有林施業委託料を前倒しして措置されたためであります。

委員から、ため池のハザードマップを作成することになっているが、水利権者に影響はないかとの質疑に対し、ハザードマップは町が管理する33箇所のうち17箇所において作成するものであり、決壊した場合にどこまで被害が及ぶかを示すもので、水利の利用に影響はないとの答弁がありました。

また、町有林を活用する事業では、収支をどのように考えているかとの質疑に対し、平成27年度は平成26年度補正分を含めて、32.5haで間伐を行うが、補助金と木材の売り払いを含めると、約300万円のプラスになると積算している。また、皆伐3.22haについては、伐採後の新植費用やシカ避け資材費等を勘案すると、黒字は出ないと思うが、林業従事者等への業務の提供という観点からは大きな意味があると考えているとの答弁がありました。

農業委員会事務局では、農地利用状況調査や農業経営に関するアンケート等を基に、農地調整活動などを継続して行い、農地利用の効率化を促進するとの説明があり、予算計上額は、1,009万4,000円で、前年度比83万5,000円の増となっております。

委員から、農地利用状況調査ではどのようなことを行うのかとの質疑に対し、農業委員に担当地区の農地を毎月1回パトロールしてもらい、定期的に現況を把握する。また、今後、国・県の補助事業が採択された場合は、調査項目などを広げる計画もあるとの答弁がありました。

上下水道課では、簡易水道事業、生活排水処理事業及び農業集落排水事業に関する繰出金並びに浄化槽設置整備事業補助金などの予算計上額が2億1,825万3,

000円で、前年度比660万4,000円の減となっております。

委員から、浄化槽の補助金は、芦北町木造住宅建築支援事業補助金を受ける場合どうなるのか。また、補助金の基準額はいくらかとの質疑があり、通常は、浄化槽の補助金として基準額に町単独の上乗せ補助を行っているが、木造住宅建築支援事業補助金を受ける場合、浄化槽の補助事業分として基準額のみ補助金を交付しており、町単独の上乗せ補助分は、単町事業の重複補助を避けるため交付していない。なお、基準額は、5人槽が33万2,000円、7人槽が41万4,000円であるとの答弁がありました。

商工観光課では、創業等店舗整備支援事業、芦北海浜総合公園における公園施設長寿命化対策支援事業などの新規事業及び商工業振興事業補助金のうち、プレミアム付き商品券発行事業補助金を1,300万円から1,600万円に増額するなどの説明があり、予算計上額は4億8,043万3,000円で、前年度比4,817万6,000円の増となり、その主な理由は、公園施設長寿命化対策支援事業などの新規事業に係る事業費の増によるものであります。

委員から、特産品開発支援事業補助金と商品開発委託料の内容はどのようなものかとの質疑があり、特産品開発支援事業補助金は、民間事業者等が行う新商品開発や既存商品の改良に対し補助するもの。商品開発委託料は、岬の御塩を使った新商品開発を行うための委託料で、町が主体となって行う事業であるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第5号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

平成27年度は、通常の維持管理業務及び小田浦国道3号配水管推進工事等に加え、新規事業として水道事業と簡易水道事業の統合に向けて、水道料金システム統合などの業務委託を行うとの説明があり、予算計上額は8,350万円で、前年度比1,030万円の増となっております。

委員から、公債費での償還は何件か。また、利率は何%かとの質疑があり、償還件数は8件で、最高利率は昭和61年度借入れの5.2%、最低利率は平成26年度借入れの2%であるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第8号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

平成27年度は、通常の維持管理に加え、新規事業として芦北処理場において老朽化が見受けられるため、施設の長寿命化に向けて機能診断の業務委託などを行うとの説明があり、予算計上額は2億2,030万円で、前年度比1,480万円の減となっております。

委員から、この事業会計で採算を考えた場合、どの程度の接続率が必要なのかとの質疑があり、現在の接続率は78.5%であり、目標の80%に向けて努力したいとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第9号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算について申し上げます。

平成27年度も浄化槽879基に対する維持管理が主なものであるとの説明があり、予算計上額は前年度と同額の5,600万円となっております。

委員から、この事業で管理する浄化槽が増加する見込みはあるのかとの質疑があり、現在、市町村設置型での整備は行っていないので、増加の見込みはないとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第10号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、平成27年度芦北町有温泉事業特別会計予算について申し上げます。

平成27年度も通常の維持管理を適正に行い、住民に親しまれる運営に努めるとの説明があり、予算計上額は1億310万円、前年度比640万円の増となっております。

委員から、計石温泉センターの浴室天井改修の内容はどのようなものかとの質疑があり、現在は冬前に手作業で天井にシートを貼っているが、滑車を付けて、天井シートの開閉を容易にするものであるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第11号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号、平成27年度芦北町水道事業会計予算について申し上げます。

平成27年度は、通常の維持管理に加え、簡易水道事業会計と同様に、経営の統合に向けて水道会計事業の経営変更認可申請に伴う業務委託を行うとの説明があり、予算計上額は収益的支出予算と資本的支出予算の合計が2億2,180万円で、花岡浄水場送水ポンプ更新事業費等の減により、前年度比8,357万7,00

0円の減となっております。

委員から、未収金と未払金が計上されているが、内容はどのようなものかとの質疑があり、未収金は水道使用料と平成26年度事業に係る消費税還付金。未払金は、消費税申告に伴う納付分であるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第14号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 最後に、前田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（前田徹一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

3月2日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました予算関係5議案について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

はじめに、議案第5号、平成27年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

福祉課では、前年度に対し1,937万2,000円増の17億8,622万4,000円が計上されております。対前年比1.1%の伸びとなっておりますが、臨時福祉給付金と子育て世代臨時特例給付金の減額に対し、保育所民営化に伴い私立保育所運営事業が増額となったとの説明がありました。なお、保育所に係る予算については、人件費を含めた前年度比で約2,950万円の減額となっております。また、戦没者の追悼と平和を祈念する碑の建設費用が新たに計上されています。

主な質疑について申し上げます。田浦福祉センター管理事業の増額理由に対し、修繕料として畳替え、ステージのクロス張替え、ブラインド取替えを行うとの説明がありました。

また、民生委員は何人かとの質疑に対し、民生委員、児童委員は62名、主任児童委員が3名で、計65名との答弁がありました。

住民生活課では、予算計上額は18億8,806万5,000円で、前年度に対し8,571万円の増となっております。増額の主な要因は、新規事業の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金及び介護保険事業特別会計繰出金が増加したことなどによるものです。

総合窓口業務では、平成28年1月から利用開始が予定されている社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の付番通知等の準備に取り組むとの説明がありました。

医療年金・保険業務では、あしきた健康体操の全町普及をはじめ、各種健診を実

施し、町民の健康増進並びに病気の重症化予防を推進されます。

環境対策事業では、平成28年の水俣病公式確認60年を控え、水俣病犠牲者の慰霊と水俣病被害地域内外との人的交流を図り、もやい直しが推進されます。

また、ごみ処理業務では、高齢者対策として、じゅうたん、布団などの粗大ごみについて、山間地域を対象に現地回収システムの構築を目指すとともに、資源不燃ごみ用に小袋を新規作製し、利便性の向上を図るとの説明がありました。

質疑の主なものを申し上げます。個人番号カードについての質疑に対し、12桁の数字を住民一人一人に付番し通知されるが、その際に個人番号カード取得の申請書も同封されてくるので、希望する方は申請し、役場で受け取ってもらうことになる。使用については、社会保障や税の分野で使用されるとの答弁がありました。

また、資源・不燃ごみ袋についての質疑に対し、大が30ℓで、小が10ℓになるとの答弁がありました。

教育課につきましては、予算計上額は5億2,582万7,000円で、前年度に対し5,704万円の減となっております。減額の主な理由については、小中学校のエアコン設置事業が26年度に終了したため、大幅減額となっております。

本年度の主な事業として、吉尾小、湯浦小、湯浦中の体育館の吊り天井耐震化工事、小学校の教科書改訂に伴うデジタル教科書の購入費等が計上されています。また、気になる子どもに対する支援員、不登校対策支援についても予算が計上されています。

主な質疑を申し上げます。スクールバスの保有台数は何台かとの質疑に対し、26人と29人乗りが16台、10人乗りが3台で、うち1台はリース車との答弁がありました。

また、中学校の準要保護生徒数は何人か。周知は行っているのかとの質疑に対し、準要保護生徒は68人で、周知は学校から保護者へ行っており、年度途中でも認定はできるので、周知方法については現行のやり方で考えているとの答弁がありました。

生涯学習課では、前年度に対し669万円増の3億2,870万5,000円が計上されています。増額の主な要因は、合併10周年記念事業開催に伴う事業費の増によるものとの説明がありました。

新規事業としては、合併10周年記念事業として第1回藤井瑞希杯バドミントン大会、星野富弘美術館コンサート及び講演会が計画されています。さらに、合併10周年を機に町誌編さんに伴う委員会を立ち上げ、事務を推進するとの説明がありました。

また、町民講座において、新たに講座開設するとともに、社会教育、社会体育、

文化の関係団体との意見交換会を開催するとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。図書購入費はどこの分かとの質疑に対し、100万円が芦北図書館で、50万円が田浦図書館との答弁がありました。

また、文化振興事業の予算が増えているがとの質疑に対し、大会出場者への補助金に交通費の補助を追加したためとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、当委員会に係ります議案第5号、平成27年度芦北町一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

事業勘定については、予算計上額は36億7,000万円で、前年度より1億5,240万円の増となっています。保健センターと連携し、健康づくり推進事業を実施するとともに、医療費の適正化に向け、医療費通知並びにジェネリック医薬品差額通知書を送付し、国保財政の健全運営に取り組んでいくとの説明がありました。

直診勘定については、予算計上額は5,420万円で、前年度より130万円の増となっています。へき地支援機構との連携により、週3回の診療を確保するとの説明がありました。

質疑では、吉尾診療所でジェネリック医薬品を使った場合、どれくらい安くなるのかとの質疑に対し、年間で100万円程度削減されるとの答弁がありました。

また、出産育児一時金は何人見込んでいるのかとの質疑に対し、15人を見込んで計上したとの答弁がありました。

質疑後は討論もなく、議案第6号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、平成27年度芦北町介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算計上額は21億2,510万円で、前年度に対し4,240万円の増となっております。増額の主な要因は、要支援1・2に係る訪問介護と通所介護の介護予防給付サービスが地域支援事業に移行したこと、また、これまで高齢者福祉と介護保険事業で実施していた配食サービスを介護保険事業へ統合したことに伴い増額になったとの説明がありました。

制度改正の趣旨を踏まえ、第6期芦北町老人保健福祉計画、介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、介護給付から市町村介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行に努めるとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。地域支援事業に踏み切った理由及びサービス低

下が起こらないのかとの質疑に対し、国の方針で第6期期間中に移行しなければならないこと、移行にあたっては、国が示す給付単位に準じて支払を行うため、給付事業と金額的に変わらないことなどから移行に踏み切ったとの答弁がありました。また、平成27年4月1日から移行する団体は、総合事業費枠の1割増が認められるとの答弁がありました。なお、サービスの低下には繋がらない、サービスは維持するとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第7号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、平成27年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算について申し上げます。

予算計上額は3,590万円で、大学生の貸付金を月額5万円に引き上げたことで、申請者が増加し、前年度に対し420万円の増となっております。

主な質疑を申し上げますと、滞納者の現状についての質疑に対し、現在18名の滞納者がおり、保護者、連帯保証人との連絡をとり、滞納整理を進めているとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第12号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について申し上げます。

予算計上額は2億6,070万円で、前年度に対し510万円の減額となっております。減額の主な理由は、低所得者に対する保険料軽減分の増により、連合会納付金が466万3,000円減額になったとの説明がありました。

説明後は質疑・討論もなく、議案第13号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、芦北町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、介護保険法の一部改正が行われ、従来、厚生労働省令で定めていた地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を条例で制定するもので、厚生労働省令で定められていた基準と同様の基準で定めるとの説明がありました。

説明後は質疑・討論もなく、議案第15号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、芦北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指

定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、介護保険法の一部改正が行われ、従来、厚生労働省令で定めていた指定介護予防支援事業の有する従業員の員数、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営に関する基準を条例で制定するもので、厚生労働省で定められていた基準と同様の基準で定めるとの説明がありました。なお、町独自の基準として、第31条の記録の整備に関し、これまでの2年間保存が5年間保存となっています。

説明後は質疑・討論もなく、議案第16号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 総務常任委員長と文教厚生委員長にそれぞれ質問いたしますが、総務常任委員長報告におきましては3点の質問であります。

まず1点がですね、ふるさと創生事業の中で、前回よりも400万円増の1,000万円になっております。これは昨年は多分、カンボジアに学校を建てる、贈呈の式典がなかったので増というふうに思いますけども、具体的に派遣者の内容とか、事業費がちよっとはつきり見えなかったものですからお願いします。

2点目に、財産管理費の管理事業として、宅地整備事業があります。これも建設課の中で現地調査でちよっと話題にもなりましたので、その分譲であるならば、その買取価格等の区画計画等を御説明いただければと思います。

そして、3点目が合併10周年事業が、今年26年度に900万円の予算でありまして、27年度が1,250万円余の予算増がなされております。今、委員長報告で文教厚生報告にもありましたけども、全体で総務課に係るこの事業費の全体の中で予算事業の内容等も分かれば御説明いただければと思います。

また、文教厚生常任委員会のほうでは、1点だけですけども、水俣病発生地域の高齢者等の在宅支援事業が本年度、26年度から始まっておりますが、27年度も継続であります。その事業内容についてわかればお願いします。

また、新規事業として、もやい直し事業ということでもありますけども、その内容をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（寺本修一君） はじめに、草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） 川尻議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目のふるさと創生事業が400万円増えたということと、事業内容を説明されたいということでございます。それにつきましては、カンボジアの学校建設において、9月に竣工するということでございまして、贈呈式を冬休みに入る12月末を予定し、12月25日から12月30日までの派遣を計画しているというようなことでございます。

また、引率の人数でございしますが、大人を含め、小学生、中学生、高校生で、全体で約30名ほどの派遣を計画してあります。

それと、事業費でございしますが、約440万円、その他130万円程度を予算計上されております。

それから、2点目でございます。財産管理費の件でございますが、宅地分譲地におきましては、洲崎団地に隣接する町有地で、1区画約400平米で、8区画予定しております。坪単価は6万4,000円で見込んでいたとの答弁でございました。

3点目の合併10周年事業の件でございますが、1,250万円程度、予算計上されておりますが、その内訳でございます。藤井瑞希杯バドミントン大会に約125万円程度、なんでも鑑定団に172万円程度、スクールコンサートに247万円程度です。三浦雄一郎ふれあいウォークに約300万円、ラッピング列車に約400万円程度で、合計約1,250万円程度の予算を計上してあります。

以上で終わります。

○議長（寺本修一君） 前田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（前田徹一君） 川尻議員の質問にお答えします。

水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業はどういう事業かということですが、水俣病発生被害者が多い女島地区を中心に、高齢の水俣病被害者等が地域の中で安心して在宅生活を営むことができるよう日常生活に必要な行動機能の維持向上を目的に、機能訓練や健康診断あわせて対象者の交流を実施しておるところでございます。これは芦北町社会福祉協議会へ委託しておりまして、毎週1回、木曜日に実施しております。女島活力推進センター夢もやいにおいて、参加者数が約30人、機能訓練で体操、ノルディックウォーク等、健康診断、機能測定、交流活動等を行っております。

また、新規のもやい直し事業はどういうイベントかということですが、新規のもやい直し事業は水俣病公式認定確認60年に向けた取組強化で、水俣病被害者を対

象とした慰霊、もやい直しを目的に、地域の交流と理解促進を図る事業です。もやいまつりの内容は、女島活力推進センターを会場として、慰霊式、もやい音楽祭、基調講演、パネル展示等を行う予定であります。

以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号から議案第16号まで、順次討論を行い、採決します。

日程第1、議案第5号「平成27年度芦北町一般会計予算」について討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。坂本君。

○2番（坂本 登君） 議案第5号、平成27年度芦北町一般会計予算に対し異議がありますので、討論をいたします。

本予算には、町民にとって全体的に見るなら、積極的な面が多々あります。しかし、私は初当選以来、町長及び議長交際費の金額とともに、予算編成にあたっての基本的な考えについて意見を述べてきました。平成27年度当初予算では、町交際費は昨年と同じように300万円が計上されています。また、議会交際費は最初に問題にしたときには議長交際費として70万円が計上され、70万円の執行額で、不用額は0円でしたが、努力して見直し、55万円に減額されています。近隣市町交際費は、本年度当初予算で、八代市は100万円、水俣市は130万円になっていることも考慮すべきです。このことを踏まえ、平成27年度芦北町一般会計予算に対し、三つの点を指摘し反対討論をいたします。

一つ目は、交際費の予算額そのものが近隣自治体に比較し、非常に高いこと。

2点目は、交際費の執行額の中で特産品の額は平成22年度から平成25年度までを見ますと、約50%前後を占めています。地域特産品の宣伝として、みやげにしているということですが、渡した相手の公表もされていません。この予算を削るだけで半額減額できます。特産品の宣伝方法は大いに担当課で検討すること。

三つ目は、平成22年度から25年度決算書を見ますと、町交際費の不用額は合計で約183万円あり、年平均で46万円になっています。町長は議会答弁で最小限の投資で最大限の効果を上げるというのは財政運営上の基本で、交際費も例外ではなく、今後努力すると答弁されましたが、交際費は町長交際費から町交際費に名前が変わっているだけで、予算額そのものに努力の跡は見られないこと。

地方自治体の予算の採決は、採決の制度上、一般会計予算全体で行われます。本当初予算は、町民にとって積極的な面も多々ありますが、予算編成上の基本に係る

町交際費について指摘してきたように、問題がありますので、平成27年度芦北町一般会計予算には反対です。

議員各位におかれましては、討論の上、よろしく願いいたします。以上で反対討論を終わります。

○議長（寺本修一君） 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。水口君。

○15番（水口宣之君） 私は、適切な予算だと思います。賛成です。

○議長（寺本修一君） これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議がありますので、起立によって採決します。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本修一君） 起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第6号「平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算」について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第7号「平成27年度芦北町介護保険事業特別会計予算」について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第8号「平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計予算」について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第9号「平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算」について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第10号「平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算」について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第11号「平成27年度芦北町有温泉事業特別会計予算」について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第12号「平成27年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算」について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第13号「平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算」について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第14号「平成27年度芦北町水道事業会計予算」について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第15号「芦北町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第16号「芦北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第44号 平成26年度芦北町一般会計補正予算（第8号）

○議長（寺本修一君） 日程第13、議案第44号「平成26年度芦北町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 議案第44号、平成26年度芦北町一般会計補正予算（第8号）について御説明をいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,556万7,000円を追加し、総額を103億6,974万3,000円とするものでございます。また、第2

条で繰越明許費を追加いたしております。

今回の補正につきましては、国の緊急経済対策に伴う地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金に関連するもので、3月7日に国より交付内定を受けましたので、追加の議案上程となったものでございます。

主な補正の内容につきましては、予算書をもとに歳出から御説明を申し上げます。予算書は9ページになります。

款2総務費、項1総務管理費です。目6企画費の委託料1,000万円は、芦北町総合戦略策定に伴い、経済動向調査等に係る業務委託料でございます。

次に、目12高速交通対策費につきましては、路線バスの女島線、鶴木山線及び田川線をふれあいツクールバスに変更するための経費でございます。需用費25万4,000円は、バス停表示板の印刷製本費、委託料351万1,000円は3路線の運行业務委託料でございます。使用料及び賃借料371万6,000円は、試験運行を含めたマイクロバス2台の借上料でございます。

続きまして、款3民生費、項2児童福祉費です。目6緊急子育て支援費につきましては、子育て世帯の生活支援に係る応援券事業に要する経費でございます。共済費19万8,000円、賃金135万6,000円は、臨時事務補助員2名にかかる経費でございます。需用費260万円、役務費50万円は、応援券並びに周知のためのポスター等の印刷製本費や消耗品費及び通信運搬費でございます。負担金補助及び交付金4,334万円は、対象世帯並びに対象者への補助金でございます。

続きまして、予算書10ページになります。款5農林水産業費、項1農業費です。目3農業振興費の負担金補助及び交付金250万円は、農作業支援事業補助金でございます。

次に、項3水産業費、目2水産業振興費の委託料は、くまもとオイスター養殖技術確立のための試験委託料270万4,000円と、内水面における資源活用事業のための委託料162万円でございます。負担金補助及び交付金843万8,000円は、マガキ養殖試験事業のカキ洗浄機等を搭載する船舶購入等に対する補助金でございます。

続きまして、款6商工費、項1商工費です。目2商工業振興費の委託料1,200万円は、御立岬温泉塩の製塩技術の研究並びに販路拡大に向けた調査委託料でございます。

次に、目3観光費の委託料283万円は、観光うたせ船の利用促進に係る委託料でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。予算書は8ページになります。

はじめに、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目7総務費国庫補助金8,86

3万3,000円は、国の緊急経済対策に伴う地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金でございます。

続きまして、款18繰越金は、一般財源としまして前年度繰越金693万4,000円を充てております。

続きまして、繰越明許費について御説明を申し上げます。予算書は4ページでございます。

第2表繰越明許費補正でございます。款2総務費の芦北町総合戦略策定事業から、款6商工費の観光うたせ船利用促進事業までの7事業につきまして、国の緊急経済対策に伴う事業であり、適正な事業期間の確保が困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 予算の計上にどうのこうのじゃないんですけども、これは政府が進めることで、この期間にちょうど間に合ってますね、多分御苦勞されたというふうに思いますが、全額、繰越明許で計上されますので、当初、補正予算を繰り越された分もありますけども、この事業がですね、繰越されるんですけども、だいたいいつの時期にですね、一番早いものは早くやったほうがいいというような形も、私は思ってるんですけども、目的的にですね、どれくらいの時期にやられるのか、特に子育て支援事業なんかは早く出されたほうがいいかなと私は思ってるんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） この子育て支援事業につきましてはですね、予定でございますが、5月1日を基準日といたしまして、対象者をですね、選定したいと思っております。それで、7月に入りましてからですね、対象者の方へ申請通知等ですね、周知をいたしまして、8月からですね、応援券の申請受付をやりたいというようなことで考えております。予定としましては、8月から1月15日までの間はですね、この利用期間ということで計画をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。坂本君。

○2番（坂本 登君） 今の子育て応援券のことで1点だけお聞かせください。何にでも使えるわけですかね、その券の使用目的とか、どういうものに、例えば学校関係、また保育園関係の支払いだとか、そういったのじゃなくて、品物を買った、消費のための券ですか。そこを教えてください。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） この事業の目的としましてはですね、やはり子育て世帯の費用負担を軽減するというようなことを目的としておりまして、併せてですね、町内消費喚起を図れないかなというようなことも含めて応援券を発行したいと考えておりますので、できますと町内の商工会の加盟店で御活用いただければというふうに考えているところでございます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 発議第2号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書案について

○議長（寺本修一君） 日程第14、発議第2号「手話言語法（仮称）制定を求める意見書案について」を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。前田君。

○8番（前田徹一君） 発議第2号、手話言語法（仮称）制定を求める意見書案について、提案理由を説明いたします。

手話は音声言語と同様に、手話を使う人にとって情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られています。しかし、ろう学校では手話を禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されております。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された障害者基本法では、すべて障害者は可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されると定められています。

手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広めることのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。このことにより、

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書を提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議員派遣の件

○議長（寺本修一君） 日程第15「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合には、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定しました。

-----○-----

日程第16 総務常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

日程第17 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

日程第18 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査（所掌事務）の申出

○議長（寺本修一君） 日程第16から日程第19までの各委員会の閉会中の継続調査

の申出を一括議題とします。

お諮りします。各委員長からお手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回芦北町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時09分

-----○-----

○議長（寺本修一君） ここで、そのままうしばらくお願いします。

ここで、3月末をもって退職される6名の課長より挨拶があります。

しばらくの間、御静聴願います。なお、挨拶は登壇してお願いします。

まずはじめに、早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） まずもって、寺本議長のお計らいによりまして、このような機会を設けていただき感謝申し上げます。また、壇上からの発言ということで、今日が最初で最後だと思っております。私、昭和50年に役場入庁以来、39年余りの勤務となりましたが、特に課長として議会对応につきましては、議員の皆さまの多大なる御理解と御支援を賜り、無事卒業することができるようでございます。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

時には議論する中で、大変気持ちも高ぶりまして、興奮するときもございましたが、これもひとえに我が芦北町を愛す故のことでございまして、議員皆さまと心は一つでございます。どうぞ御理解をいただき、お許しを願えればと思っております。

退職後は、芦北町の一町民となりますが、これまで培ってきました経験を活かし、地域のため、ひいては芦北町発展のために微力ではございますが、何らかのお手伝いをしたいと考えております。

最後に、芦北町議会のますますの御発展と、竹崎芦北町政のさらなる御発展を祈念申し上げます。簡単ではございますが、御礼の御挨拶とさせていただきます。

本当に長い間、御世話になりました。

○議長（寺本修一君） 次に、寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 3月定例会、大変お疲れでございました。私も課長職

をいただきまして4年になりますが、今年ほどですね、中身濃い議会はなかったのかなと思っております。一生の思い出になるのかなということ考えているところでございます。また、議長にはですね、本日このような機会をいただきまして、ありがとうございました。

私は、昭和54年にですね、入庁いたしまして、これまで35年奉職をさせていただきました。皆さまのお陰をもちましてですね、3月末をもちまして定年退職ということを迎えることとなりました。議会の皆さまにはですね、これまで何かと、またいろいろとですね、御指導、また御支援をいただきまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。今後また、議会の皆さま方ですね、ますますの御発展と、それから御活躍を本当に心から祈念を申し上げる次第でございます。

本当に長い間、御世話になりました。ありがとうございました。

○議長（寺本修一君） 次に、坂口上下水道課長。

○上下水道課長（坂口俊司君） おはようございます。議会、お疲れさまでした。

議長の許可を得ましたので、退職にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

皆さまの御指導・御協力で、無事退職の日を迎えることができます。衷心より感謝申し上げます。これからの芦北町のさらなる飛躍と、議会の皆さま方の御健康と御多幸、御活躍をお祈り申し上げまして、退任の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（寺本修一君） 次に、鶴山農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鶴山秀生君） 貴重な時間をいただき、挨拶の機会を与えてくださった寺本議長に感謝申し上げます。

私は、昭和52年4月から38年間、芦北町役場職員として勤務してまいりました。その間、竹崎町長をはじめ、議会の皆さま、先輩方、同僚、後輩に、いろんな場面で指導・助言いただき、助けられて定年を迎えることができました。深く感謝申し上げます。

思い起こしますと、昭和57年の大雨水害、特に大岩、吉尾地区の被害が大きく、川沿いの道路が崩壊し、救援物資を自衛隊の大型ヘリを使って届けなければならぬほどでした。数日間は私たちも消毒用の石灰をかついで、あぜ道を通って大岩地区に配付して回りました。

管財係のときには、佐敷小学校建設のための町有林の毎木調査を実施して、町内外から視察が相次いだ木造校舎になりました。また、クヌギの販売準備などでは、スズメバチ退治をしたこともございました。

退職後は、地域づくりをはじめ、耕作放棄地を出さないように、農業や趣味のバドミントンなどを通じて町の発展の一助になればと考えております。

今は国際間競争、自治体間競争、テロ事件、少子化をはじめ、難しい課題が山積みです。しかし、芦北町は竹崎町長をはじめ、皆さまの協力や団結によって、さまざまな課題に果敢にチャレンジされていくものと確信しております。

終わりに、芦北町のますますの御発展と皆さまの御健康、御繁栄を祈念し、挨拶とさせていただきます。どうも御世話になりました。ありがとうございました。

○議長（寺本修一君） 次に、野口田浦基幹支所長。

○田浦基幹支所長（野口博司君） 寺本議長の許可をいただきましたので、退職にあたり一言御挨拶申し上げます。

私は、早川課長と一緒に、昭和50年、二十歳から役場に勤務させていただき、奉職39年と6か月勤務させていただき、無事定年を迎えることができますのも、議員の皆さま方の多大な御支援・御指導を賜りましたお陰だと、厚く感謝申し上げます。

退職後は、体と相談しながらやっていきたいと思っております。

今後、芦北町並びに芦北町議会、ますますの御発展と皆さま方の御多幸を祈念申し上げます、簡単ではございますが、退職の挨拶とします。本当にありがとうございました。

○議長（寺本修一君） 最後に、本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） 議長の許可を得ましたので、御挨拶を申し上げたいと思っております。

今ですね、私はこの前に立ってまぶしくないという確認をさせていただきました。実はですね、先ほど早川課長、初めてということをおっしゃいましたが、実は私、ここに立つのが二度目でございます。と申しますのが、役場に入ってまだ5年目、6年目ぐらいのときですかね、そこでスイッチの係をしていたときに、当時の議員さんの一人がですね、声明文を読むので、お前、ここで読めと言われてまして、ここで読んだことがございます。そのときはこれを持つ手が震えたんですね。今もやはり若干緊張して震えております。30年経ちましても、未だ進歩がないところでございます。やはりここですね、堂々とお話をなさる議員の皆さま、町長、さすがだなあというふうに考えているところでございます。

ちょっと前置きが長くなってしまいましたが、まず最初にですね、このように退任の御挨拶をさせていただく機会を与えていただきまして、誠にありがとうございました。

私はですね、定年まであと2年あったわけでございますが、平成26年6月16日付けでですね、退職の勸奨をいただきまして、この度、それを受諾いたしました。退職をさせていただくということになりました。今の気持ちはですね、今日の

天気のごとく、雲一つない晴れ渡った気持ちであります。勸奨を受諾しました理由といたしましては、まあいろいろとありますけれども、その一つといたしまして、合併10周年を迎え、私が合併協議会、そして企画財政課において、策定に携わりました新町建設計画、芦北町総合計画が計画完了の時期を迎えまして、ちょうどいい区切りの時期ではないかと思ったことが上げられます。また、4年に一度、町民の厳しい審判を受ける議員の皆さまと違いまして、私たち役場職員はよほどのことがない限り、60の定年まで身分が保障されております。だからこそですね、自分の能力に衰えを感じたときには、老いが老害とならないうちに身をひくべきではないかというふうにした次第でございます。私、カキは好きなんですが、ズグシのカキは今ひとつ好きじゃございません。ズグシにならないうちにですね、退職をさせていただければというふうにした次第でございます。

課長就任以来、3年間ですね、一番前の、相撲でいえば砂かぶりの席ですね、皆さまの熱心な議論を見させていただき、大変勉強になりました。皆さまからはいろいろと御指導・御鞭撻いただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、芦北町議会の発展と、議員の皆さまの御健勝を祈念申し上げ、また旧芦北町時代からの議員さんは、合併議決の際、全員協議会で私が申し上げたこの言葉を覚えていらっしゃるでしょうか。最後にですね、もう一度だけ、生意気なようですが、今後とも皆さまが議員としての王道を歩んでいただくことをお願い申し上げます。退任の御挨拶とさせていただきます。

また、今晚はですね、また懇親会がございますが、実は来週、人間ドックを控えております。どうぞお手柔らかにお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（寺本修一君） 以上で挨拶を終わります。

6名の課長におかれましては、町政発展のため、長きにわたり御尽力をいただきましたことに対し、議会からも御礼を申し上げます。今後は、酒を飲み過ぎないように、御健勝で御多幸を心からお祈りいたします。

大変御苦労さまでございました。6名の課長に対し、もう一度温かい拍手をお願いいたします。

[拍手]

○議長（寺本修一君） ありがとうございました。

これで散会いたします。

大変御苦労でございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員